

# 西原町一般廃棄物処理基本計画



平成 24 年 3 月

沖縄県 西原町

< 目 次 >

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画目標年度	2
3. ごみ処理基本方針	3
4. 生活排水処理基本方針	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
1. 現状の分析	5
1-1 ごみ処理体制	5
1-2 ごみ処理の実績	9
1-3 ごみ処理の現状と課題	14
2. ごみ排出量の予測	18
2-1 人口の将来予測	18
2-2 ごみ排出量の将来予測	19
2-3 ごみの減量化目標値	21
3. ごみ処理計画	24
3-1 排出抑制計画	24
3-2 収集・運搬計画	29
3-3 中間処理計画	30
3-4 最終処分計画	31
3-5 大規模災害時の廃棄物処理について	31
第3章 生活排水処理基本計画	33
1. 現状の分析	33
1-1 生活排水処理体制	33
1-2 生活排水処理の実績	36
1-3 生活排水処理に関する課題	38

2. 生活排水処理量の予測	41
2-1 生活排水処理人口の見込み	41
2-2 し尿及び浄化槽汚泥の量の見込み	42
3. 生活排水処理計画	43
3-1 生活排水処理対策	43
3-2 収集・運搬計画	45
3-3 中間処理計画	45
3-4 最終処分・資源化計画	46
3-5 大規模災害時のし尿等の処理について	46

＜ 資 料 編 ＞

1. 西原町の概要	(資-1)
2. 地域の関係法令	(資-9)
3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(資-47)
4. 一般廃棄物の種類と処理基準	(資-61)
5. 産業廃棄物の種類と処理基準	(資-66)
6. 適正処理困難物等の種類と処理基準	(資-85)
7. 全国における不法投棄の現状と取り組み	(資-93)
8. 用語集	(資-99)
9. 西原町一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿 及び審議経過	(資-106)

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

## 1. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及び「西原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するもので、町がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、町全域を対象とするとともに、東部清掃施設組合管内の南城市（佐敷地区のごみ処理のみ）、与那原町の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

なお、一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）と基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されています。また、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

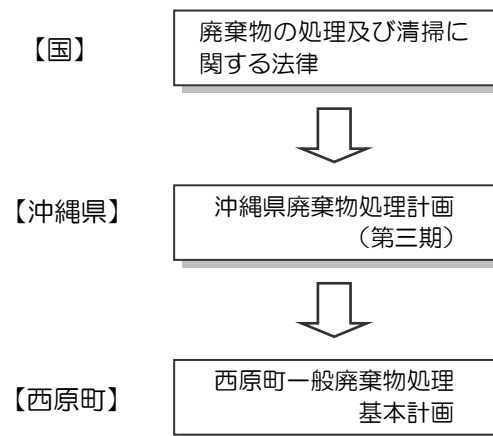


図 1-1 西原町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

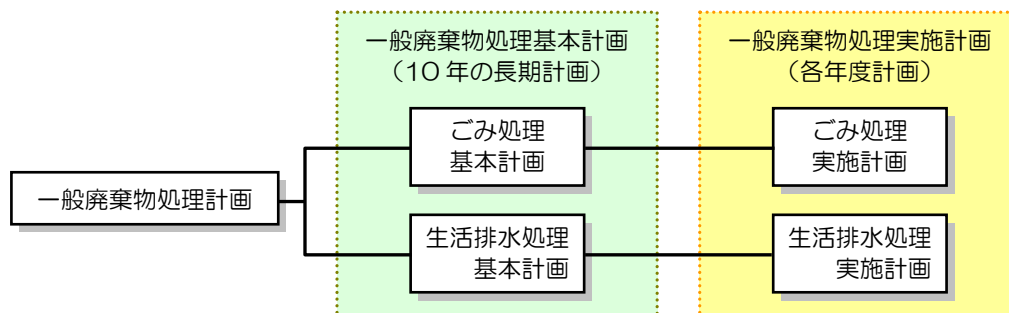


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の構成

## 2. 計画目標年度

町における本計画の目標年度は、平成 24 年度を初年度とし 10 年後の平成 33 年度とします。

平成 33 年度における町と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

なお、本計画期間において、おおむね 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

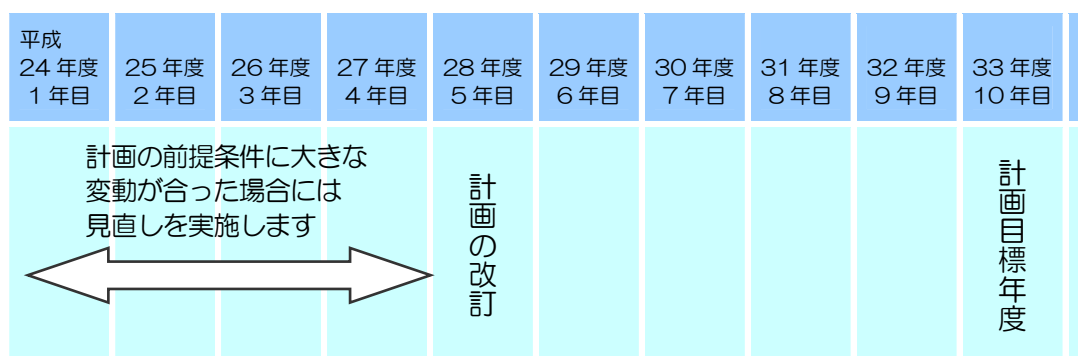


図 1-3 西原町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

### 3. ごみ処理基本方針

町では、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る「4R」を推進します。

町・町民・事業者の3者の適切な役割分担と協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

町の今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

#### ＜西原町のごみ処理に関する基本方針＞

##### ① ごみの排出抑制の推進

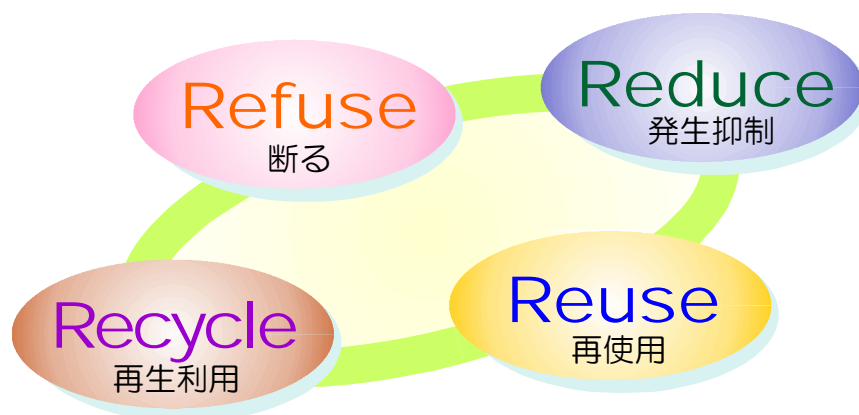
町・町民・事業者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

##### ② ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけるとともに、更なるリサイクルに努めます。

##### ③ ごみの適正処理・処分の推進

リサイクル等の循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。



#### 4. 生活排水処理基本方針

町では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進し、下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）については、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

町の今後の生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

### <生活排水処理に関する基本方針>

#### ① 生活排水の適正処理の推進

公共下水道処理区域（整備済み地域）については、下水道への接続を促進し、下水道の処理区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水の適正処理を推進します。

#### ② 生活排水処理施設の整備推進

公共下水道処理区域については、その整備を推進し、下水道処理区域外については、各家庭への合併処理浄化槽の普及を促進します。





## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. 現状の分析

#### 1-1 ごみ処理体制

町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される家庭系ごみは委託業者によって行われ、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者によって行われます。

ごみの中間処理は、西原町リサイクルヤードにおいて、シルバー人材センター、地域活動支援センターの作業員によって資源化物の分別が行われ、その他のごみは、西原町・南城市（佐敷地区のごみ処理のみ）・与那原町で構成される東部清掃施設組合清掃工場で焼却処理等が行われます。東部清掃施設組合清掃工場においては、もえるごみの焼却処理、もえないごみ及び粗大ごみ等の選別等も行われます。

最終処分については、焼却残渣及び不燃残渣の埋立処分を倉浜衛生施設組合に委託しています。

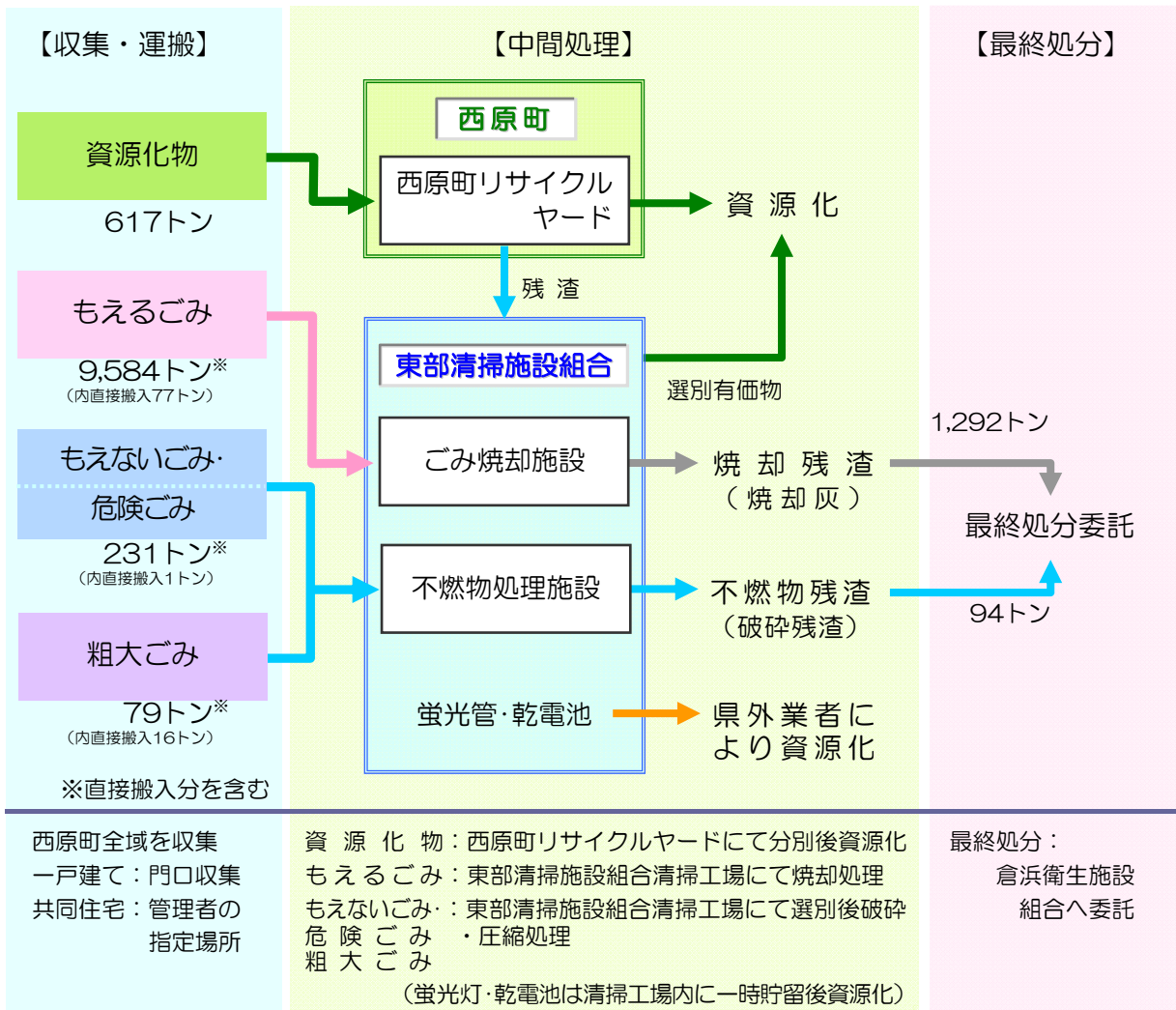


図 2-1 西原町のごみ処理体制（平成 22 年度現在）





## 西原町ごみ分別表(事業所用)

分別して町指定袋に入れて出す。

種類	品目	注意事項
もえるごみ	<p><b>プラスチック・紙くず類</b></p> <p>生ごみ類 必ず水切りをする。</p> <p>その他 布類 皮革類(かばん・くつ等)</p>	<p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック(ビニール、ポリ袋、トレー、シャンプー容器、洗剤、食用油などのプラスチック類は別)</li> <li>生ごみ(葉かす、残飯、貝殻類、野菜くず等)※必ず水切りをする。生ごみは、できるだけ雑菌を減らしましょう</li> <li>紙くず(ティッシュ、紙おむつ、油紙、感熱紙等)</li> <li>その他(布類、皮革、ゴム類等)</li> <li>※新聞紙は必ず十字に縛って出してください。</li> </ul>
もえないごみ	<p><b>危険ごみ</b></p> <p>缶類類 鍋、やかん、フライパン、スプーン類など</p> <p>ガラス・陶器類及び割れもの その他 湯の付いた瓶(化粧品・油類)・傘・乾電池・ライター・小型電化製品など</p>	<p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もえないごみ・危険ごみは1つの袋に入れて出してください。</li> <li>割れ物、刃物は新聞紙等で包まないでそのまま袋に入れて出してください。</li> <li>袋に入る小型電化製品はもえないごみとして回収できません。</li> <li>袋に入らないものは最大ごみに該当しますので町では回収しません。</li> <li>※スプレー缶は使い切ってから出してください。</li> </ul>
資源ごみ	<p>缶</p> <p>ビン</p> <p>ペットボトル</p> <p>古紙類</p>	<p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジュース缶、ビール缶、缶詰などのスチール缶やアルミ缶、(ペン缶は除く)</li> <li>なごのぬいぐるみの異物は取り除いて下さい。</li> <li>汚れていれば軽く水洗いしてから出してください。</li> </ul> <p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビンなどのフタは取って「もえるごみ」「もえないごみ」で出してください。</li> <li>汚れていれば軽く水洗いしてから出してください。</li> <li>なごのぬいぐるみの異物は取り除いて下さい。</li> <li>たばこのぬいぐるみの異物は取り除いて下さい。</li> <li>ラベルははがして下さい。音筒はつぶして出してもかまいません。</li> </ul> <p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトルなどのフタは取って「もえるごみ」「もえないごみ」に分けて下さい。</li> <li>汚れていれば軽く水洗いしてから出してください。</li> <li>なごのぬいぐるみの異物は取り除いて下さい。</li> <li>ラベルははがして下さい。音筒はつぶして出してもかまいません。</li> </ul> <p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>袋には入れないで下さい。</li> <li>種類ごとにビロで束ねて出してください。</li> </ul>
その他	<p>以下のもは、官内清掃工場で処理できないので排出しないで下さい。各法律に準って処理して下さい。</p> <p>1.家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)による廃家電(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、エアコン、洗濯機、衣料乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)</p> <p>2.資源有効利用促進法による、法人(企業、リース会社、官公庁、自治体、学校、病院など)から廃棄されるパソコン本体及びディスプレイ(CRT、液晶)</p>	<p><b>注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン</li> <li>洗濯機</li> <li>冷蔵庫</li> <li>テレビ</li> <li>パソコン</li> </ul>

**ごみは原則として、再生可能なものはリサイクルしましょう。一人ひとりがごみの減量化に協力しましょう。**

袋の値段	
もえるごみ	もえないごみ・危険ごみ
特大 40円	
大 20円	
中 15円	15円
小 10円	10円

※一枚分の値段です。一袋10個入りで販売しております。

**許可業者**

新垣 柳司	(連絡先) 090-8764-4511
玉那覇昌義	(連絡先) 090-9780-3828
城間 栄徳	(連絡先) 098-945-0688
下地 正己	(連絡先) 098-946-7162

**リサイクル 心豊かな あなたが主役**

..... 分別されていないごみは収集しません.....

http://www.city.nishihara.okinawa.jp/

http://www.city.nishihara.okinawa.jp/

西原町役場・町民生活課

☎945-5018

地球にやさしい再生紙

西原町HPより (H23.4.4 現在)

図 2-3 西原町のごみ分別ポスター(事業系ごみ)

## (2) 収集・運搬体制

町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される家庭系ごみは委託業者によって行われ、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者によって行われます。

### ① 収集区域

町には自家処理区域はなく、全域が収集区域となります。

### ② 収集方式

ごみの収集方式については、家庭系ごみは門口収集で行います。事業系ごみは許可業者との契約により収集が行われ、特に収集方式は定めていません。

### (3) 中間処理体制

町におけるごみの中間処理については、西原町・南城市（佐敷地区）・与那原町で構成される東部清掃施設組合の清掃工場において、もえるごみの焼却処理を行い、その焼却残渣は、倉浜衛生施設組合に埋立処分を委託しています。また、もえないごみ及び粗大ごみについては、同工場の「不燃物処理施設」において選別処理を行います。資源化物は、西原町リサイクルヤードにおいて、分別・貯留し、資源化が行われます。



写真 2-1 東部清掃施設組合清掃工場の外観

表 2-1 東部清掃施設組合清掃工場の概要（H23 年度現在）

運営主体	東部清掃施設組合	
施設名称	東部清掃施設組合清掃工場	
所在地	与那原町字板良敷1612番地	
竣工年月	昭和60年 3月	
ごみ処理焼却施設	焼却能力	49t/24h×2炉
	炉形式	ストーカ型全連続燃焼式
不燃物処理施設能力	10 t /5h	

### (4) 最終処分体制

東部清掃施設組合におけるごみの最終処分は、倉浜衛生施設組合に委託しています。



## 1-2 ごみ処理の実績

### (1) ごみ処理状況

#### ① ごみの総排出量

町における平成 22 年度のごみ総排出量は 10,511 トンであり、1 人 1 日当たりのごみ排出量に換算すると 821 グラムになります。この量は、前年度における沖縄県平均値 832 グラムと比較すると低い値となっています。

町の直近 5 年間（平成 18 年度～22 年度）のごみ総排出量の推移は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

表 2-2 西原町のごみ排出量の推移

年 度	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	計画収集量 (t/年)	直接搬入量 (t/年)	家庭系ごみ量 (t/年)	事業系ごみ量 (t/年)	1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)	
							西原町	参考 沖縄県全体
平成 18 年度	34,325	11,095	11,074	21	6,804	4,291	886	912
平成 19 年度	34,719	10,834	10,770	64	6,707	4,127	853	897
平成 20 年度	34,427	10,384	10,313	71	6,394	3,990	826	831
平成 21 年度	34,937	10,504	10,437	67	6,510	3,994	824	832
平成 22 年度	35,095	10,511	10,417	94	6,341	4,170	821	— ※2

※1 各値は「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）に基づくものですが、町の実態との整合を図るため、一部補正を行っている値もあります。

※2 平成 22 年度の沖縄県全体の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 24 年 1 月末現在公表されてないことから算定していません。

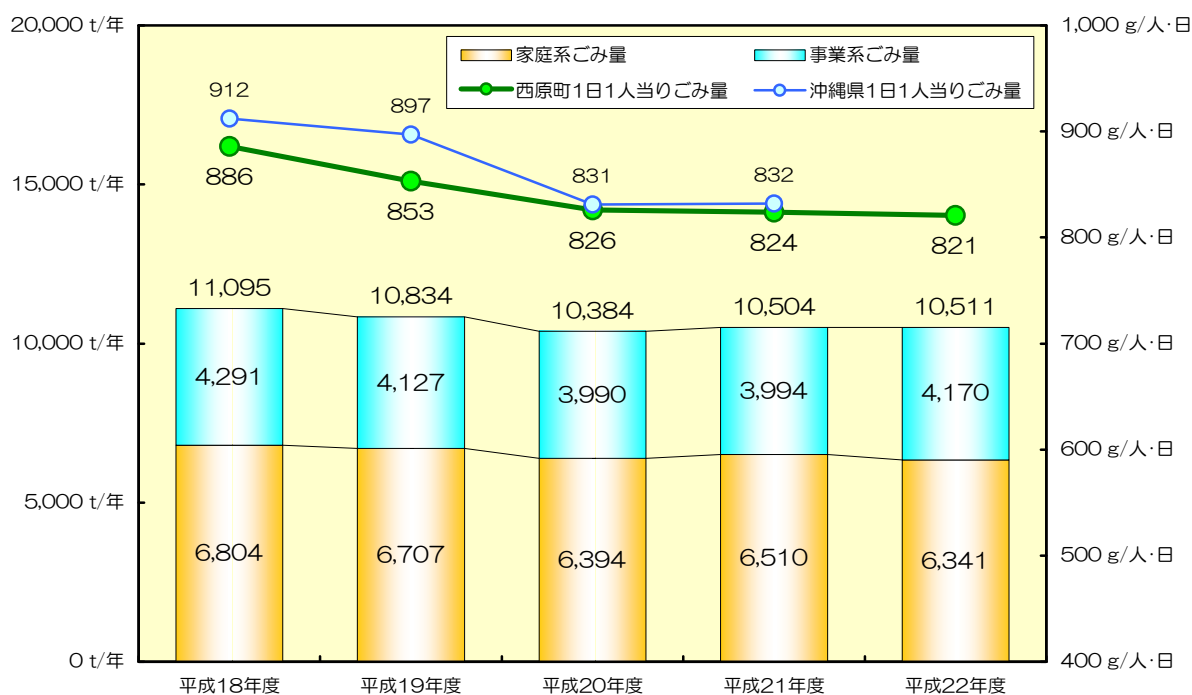


図 2-4 西原町のごみ排出量の推移

② ごみの種類別排出量

町におけるごみの種類別排出量の推移を表 2-3 及び図 2-5 に示します。

種類別排出量では、もえるごみが最も高い割合を占め、町の直近 5 年間（平成 18 年～平成 22 年）では全体の約 9 割となっています。

表 2-3 西原町のごみの種類別排出量の推移

年 度	もえるごみ (t/年)	もえないごみ 危険ごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	直接搬入量 (t/年)	合 計 (t/年)
平成 18 年度	9,911	260	792	111	21	11,095
平成 19 年度	9,803	258	646	63	64	10,834
平成 20 年度	9,431	228	603	51	71	10,384
平成 21 年度	9,417	245	715	60	67	10,504
平成 22 年度	9,507	230	617	63	94	10,511

※1 各値は「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)に基づくものですが、町の実態との整合を図るため補正を行っている値もあります。

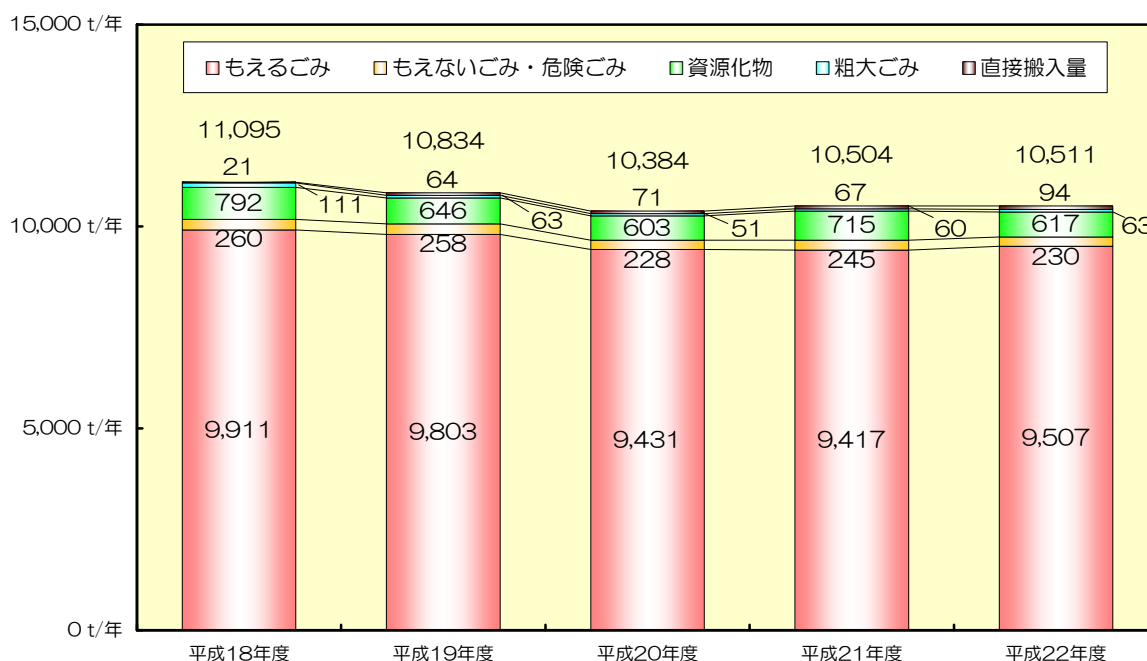


図 2-5 西原町のごみの種類別排出量の推移

③ ごみの処理状況

町におけるごみ処理状況の推移を表 2-4 及び図 2-6 に示します。

町の直近 5 年間（平成 18 年～平成 22 年）のごみ処理状況では、直接焼却による処理が最も高い割合を示しています。

表 2-4 西原町のごみ処理状況の推移

年 度	直接焼却量 (t/年)	焼却以外の 中間処理量 (t/年)	直接資源化量 (t/年)	合 計 (t/年)
平成 18 年度	9,930	373	792	11,095
平成 19 年度	9,860	328	646	10,834
平成 20 年度	9,496	285	603	10,384
平成 21 年度	9,477	312	715	10,504
平成 22 年度	9,584	310	617	10,511

※1 各値は「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)に基づくものですが、町の実態との整合を図るため一部補正を行っている値もあります。

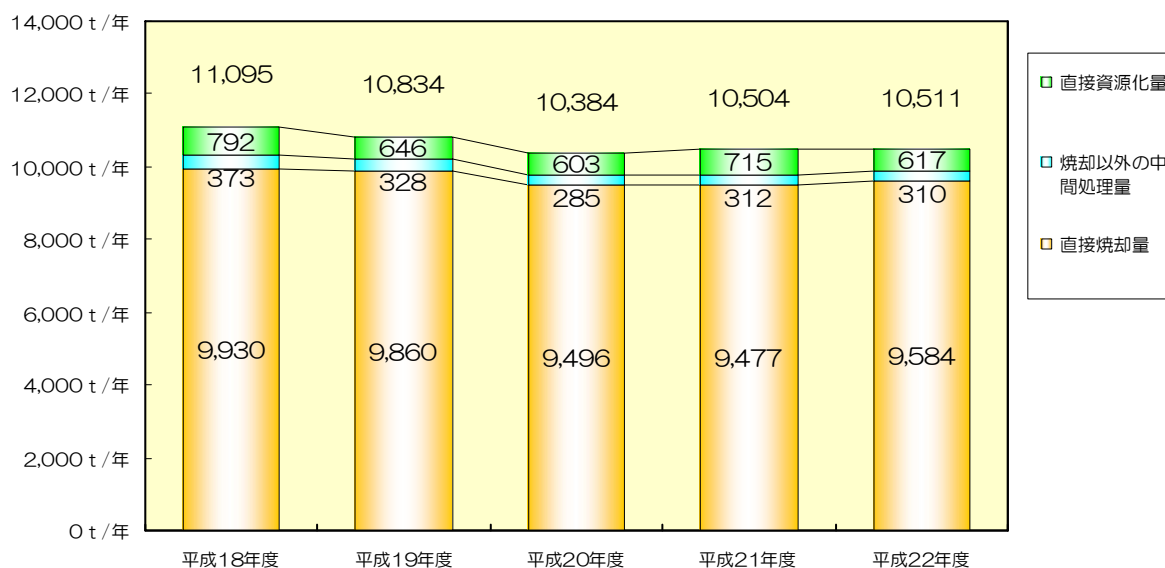


図 2-6 西原町のごみ処理状況の推移

#### ④ 資源化の状況

町におけるごみの資源化量の推移を表 2-5 及び図 2-7 に示します。

町の直近 5 年間（平成 18 年～平成 22 年）の資源化量では、紙類及びガラス類の占める割合が高く、両者で全体の約 7 割となっています。また、平成 21 年度から廃食用油（BDF）の資源化も行い、その量は年間約 10 トンとなっています。

表 2-5 西原町のごみ資源化量の推移

年 度	紙 類 (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペットボトル (t/年)	布 類 (t/年)	廃食用油 (BDF) (t/年)	合 計 (t/年)
平成 18 年度	378	103	206	95	10	0	792
平成 19 年度	253	66	217	104	6	0	646
平成 20 年度	221	63	220	95	4	0	603
平成 21 年度	270	75	257	99	4	10	715
平成 22 年度	197	64	238	98	10	10	617

※1 各値は「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）に基づくものです。

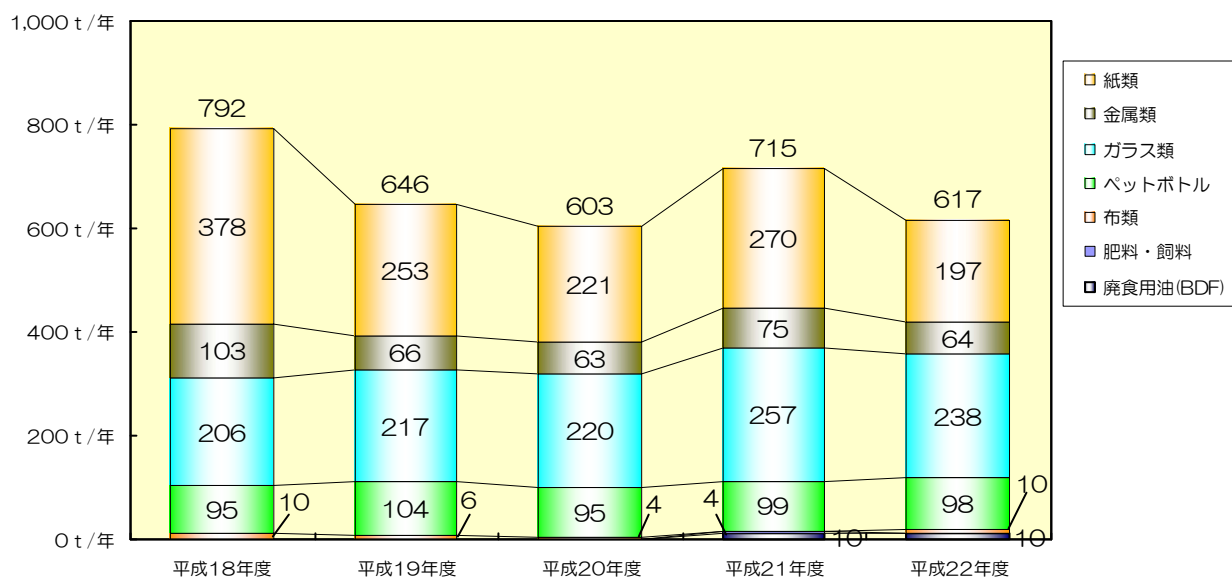


図 2-7 西原町のごみ資源化量の推移



⑤ もえるごみのごみ質の状況

町のごみ処理を実施している東部清掃施設組合におけるもえるごみのごみ質の推移を表 2-6 及び図 2-8 に示します。

東部清掃施設組合の直近 5 年間（平成 18 年～平成 22 年）のごみ質では、紙・布類が減少傾向にあり、ビニール・合成樹脂類が増加傾向にあります。また、厨芥類についても増加傾向にあり、特に平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、4.8 ポイントと大幅な増加が見られます。

表 2-6 東部清掃施設組合のもえるごみのごみ質の推移（乾燥重量）

年 度	紙・布類 (%)	ビニール・合成樹脂類 (%)	木・竹・ワラ類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)
平成 18 年度	61.7	23.0	4.8	4.5	1.4	4.6
平成 19 年度	53.1	25.8	5.9	7.7	1.8	5.7
平成 20 年度	52.4	27.6	7.3	7.5	1.6	3.6
平成 21 年度	52.5	28.0	4.0	8.5	1.6	5.4
平成 22 年度	49.2	27.0	3.4	13.3	1.2	5.9

※1 各値は「平成 22 年度組合概要（一般廃棄物処理）」（東部清掃施設組合）に基づくものです。

※2 上表の割合は、もえるごみを一旦乾燥させた後に種類ごとに質量を計測し、算定しています。なお、湿潤状態では「厨芥類」の割合が高くなるものと想定されます。

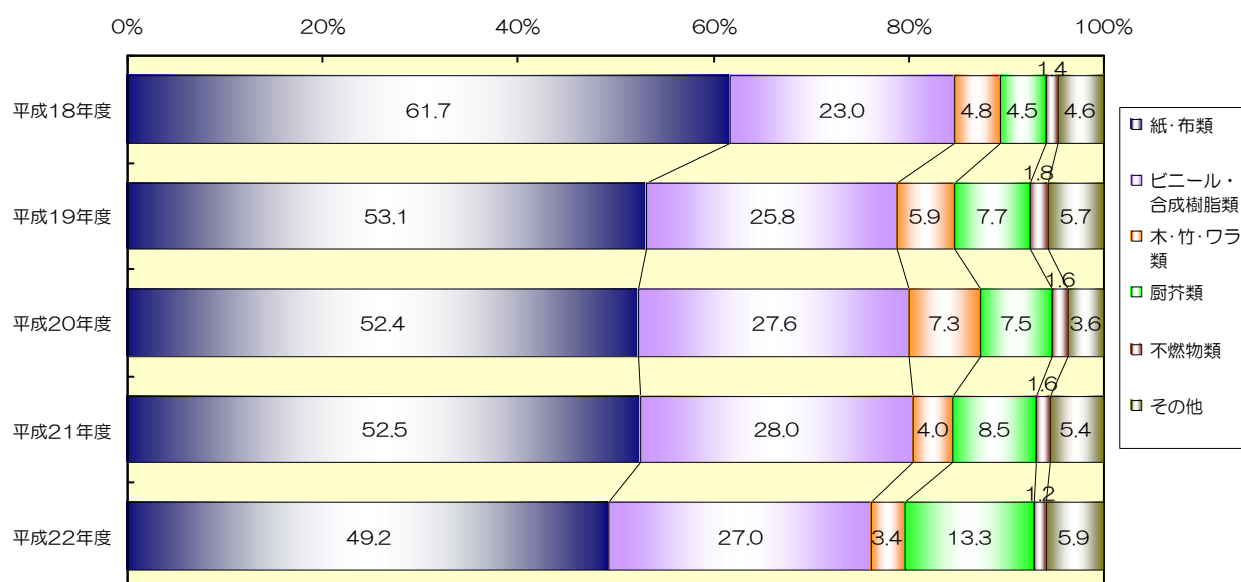


図 2-8 東部清掃施設組合のもえるごみのごみ質の推移（乾燥重量）

### 1-3 ごみ処理の現状と課題

#### (1) 排出抑制に関する課題

町においては、資源化物の分別収集、ごみ袋の有料化、生ごみ処理機等の購入助成等、様々な排出抑制施策を実施した結果ごみの減量に一定の効果がみられ、1人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度現在821グラム（家庭系・事業系の合計）となっています。これは、平成21年度の沖縄県平均の832グラム（同）を下回る値です。

しかし、生ごみや木枝等の有機性廃棄物の資源化については、取り組みが十分とは言えない状況で、その資源化に積極的に取り組むことで、さらにごみの排出抑制が図れると考えます。

以下に排出抑制に関する主な課題を示します。

#### <排出抑制に関する主な課題>

- ・意識啓発活動を、さらに推進する必要がある。
- ・環境教育を、さらに推進する必要がある。
- ・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制が十分でない（事業者への指導等）。
- ・マイバッグの普及を、さらに推進する必要がある。
- ・生ごみの資源化を、さらに推進する必要がある。※下記「生ごみの資源化について」参照
- ・木枝の資源化を、さらに推進する必要がある。
- ・廃食油のリサイクルを、さらに推進する必要がある。
- ・多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」作成等の指導を図る必要がある。
- ・資源化物の自主回収（集団回収、店頭回収等）が十分でない。
- ・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。

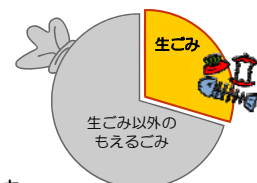
#### 生ごみの資源化について

町では、生ごみのうち学校給食の調理くず等については飼料として資源化を行っていますが、家庭から排出される調理くずや食べ残し等については、燃えるごみとして焼却処理を行っています。

これまで町では、生ごみ処理機やぼかし等の購入に対し助成を行い、生ごみの排出抑制・資源化を推進していますが、生ごみの堆肥化にあたっては、悪臭やコバエの発生等で堆肥をうまく作れず、そのままやめてしまうケースもみられます。

生ごみは一般にごみ排出量全体の約3割を占め、その排出抑制や資源化を推進することで、効果的にごみの排出抑制等が図れます。町のごみの排出量は、沖縄県内において比較的低い水準となっていますが、今後、生ごみの排出抑制・資源化に取り組むことで、さらにごみ排出量の排出抑制が図れるものと考えます。

なお、13ページの東部清掃施設組合のごみ質分析結果では、生ごみ（厨芥類）は13.3%（平成22年度）となっていますが、これは乾燥させたごみに対する割合であり、湿潤状態だと約3割程度になると考えられます。



## (2) 収集・運搬に関する課題

収集・運搬については、ペットボトルやびん類のキャップが付いたままになっていたり、古紙が雨の日に排出されていたり等、排出時のルールが十分に浸透していません。

また、アルミ等の高価な資源化物については、委託業者が収集・運搬を行う前に、“抜き取り”が行われているとみられます。資源化物の“抜き取り”は、その取引価格により排出量が左右され、収集・運搬体制の不安定要因になることも考えられます。また、本来資源化物の売却収益は町の財源であり、現状では、町の財源が流出していることとなります。

以下に収集・運搬に関する主な課題を示します。

### <収集・運搬に関する主な課題>

- ・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
- ・集合住宅等管理者に対し、分別排出の指導を徹底する必要がある。
- ・排出日・排出時間の厳守を徹底する必要がある。
- ・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
- ・家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等の周知を徹底する必要がある。
- ・指定ごみ袋等の料金について適宜検討し、適正料金を維持する必要がある。
- ・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- ・在宅医療廃棄物の収集等について、関係機関と収集体制等を協議する必要がある。
- ・資源化物の抜き取りを防止する必要がある。

## (3) 中間処理に関する課題

町におけるごみの中間処理については、もえるごみは東部清掃施設組合の清掃工場において焼却処理を行い、もえないごみ・危険ごみ及び粗大ごみは、同工場の不燃物処理施設において選別処理を行っています。また、資源化物は、西原町リサイクルヤードにおいて、分別・貯留し、資源化が行われます。

以下に中間処理に関する主な課題を示します。

#### <中間処理に関する主な課題>

- ・清掃工場への負荷低減（処理ごみ量の減量等）を、さらに推進する必要がある。
- ・清掃工場からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- ・ごみ処理コストの低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。

#### (4) 最終処分に関する課題

町から排出されるもえるごみ等は、東部清掃施設組合に搬入され処理されていますが、焼却残渣や破碎残渣等は、倉浜衛生施設組合に最終処分を委託しています。現状では、最終処分を受け入れてもらっていますが、受け入れ先の事情によりその受け入れが出来なくなるおそれがあるため、安定した最終処分が可能な最終処分場の確保が必要です。

#### (5) 不法投棄に関する課題

町では、山間部や空き地、海岸等、人目に付きにくい場所に家庭ごみや粗大ごみ、廃タイヤ、廃家電等の不法投棄が散見されます。

不法投棄防止のため、パトロールの実施や不法投棄防止看板の設置等の対策を行っていますが、不法投棄は後を絶ちません。空き地の所有者に対し、土地の適正管理を指導していますが、抜本的な解決は図られていないのが現状です。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施するとともに、他市町村の事例等も参考にしながら、より効果的な不法投棄対策の検討を行う必要があります。

以下に不法投棄に関する主な課題を示します。



#### <不法投棄に関する主な課題>

- ・不法投棄頻出箇所のパトロールを、継続的に実施し、さらに強化する必要がある。
- ・不法投棄頻出箇所への看板等の設置を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）に関する啓発を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。

(6) 災害時の廃棄物処理に関する課題

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量の災害廃棄物の発生が想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立、及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保等を図ります。

今後は、「西原町地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定が求められます。

以下に災害時の廃棄物処理に関する主な課題を示します。

<災害時の廃棄物処理に関する主な課題>

- ・ 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ・ 災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。
- ・ 「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。



## 2. ごみ排出量の予測

### 2-1 人口の将来予測

町の将来人口の予測については、「生活排水処理基本計画」（平成 23 年 9 月、東部清掃施設組合）に基づいて行っており、表 2-7 及び図 2-9 に示すとおりとなっています。

なお、予測方法は、過去 10 年間の行政区域内人口の実績をもとに、一次傾向線等の 5 つのトレンド式を用いて計算を行っています。

表 2-7 西原町の将来人口予測結果

年 度	予測人口（人）
平成 23 年度	35,218
平成 24 年度	35,396
平成 25 年度	35,566
平成 26 年度	35,730
平成 27 年度	35,887
平成 28 年度	36,039
平成 29 年度	36,185
平成 30 年度	36,326
平成 31 年度	36,463
平成 32 年度	36,595
平成 33 年度	36,724

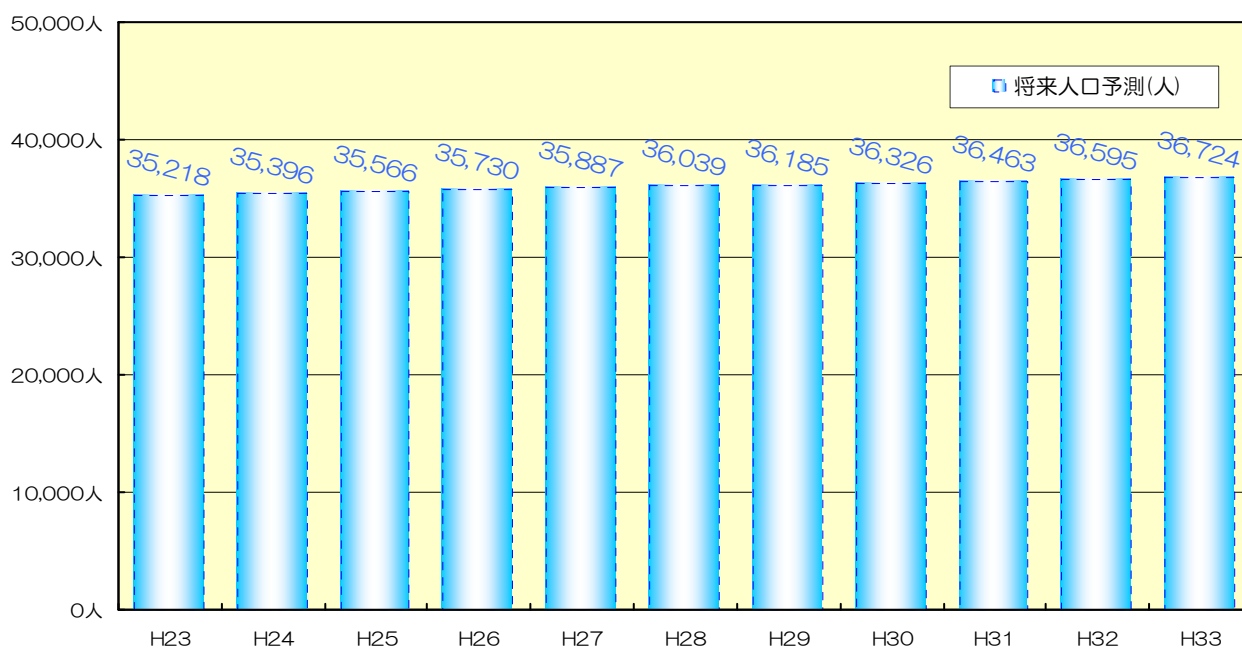


図 2-9 西原町の将来人口予測結果

## 2-2 ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測について、トレンド法による予測を行いました。

過去5年間のごみ排出実績に基づくと、一次傾向線及び一次指数曲線はほぼ一定値で減少、二次傾向線は大きく増加する傾向を示し、現実性を欠いた結果となりました。そこで、比較的安定的に推移する過去3年間のごみ量の実績値に基づくと、緩やかな増加を示す結果となりました。表2-8及び図2-10に過去3年間の実績値に基づく将来のごみ排出量予測結果を示します。

表2-8 西原町の将来ごみ量予測結果  
(過去3年間のごみ排出量の実績に基づく予測)

年 度	予測人口 (計画収集人口) (人)	予測ごみ排出量	
		1人1日量 (g/人・日)	年間量 (t/年)
平成23年度	35,218	853	10,995
平成24年度	35,396	874	11,292
平成25年度	35,566	896	11,632
平成26年度	35,730	917	11,959
平成27年度	35,887	939	12,333
平成28年度	36,039	960	12,628
平成29年度	36,185	982	12,970
平成30年度	36,326	1,003	13,299
平成31年度	36,463	1,025	13,679
平成32年度	36,595	1,046	13,972
平成33年度	36,724	1,068	14,316

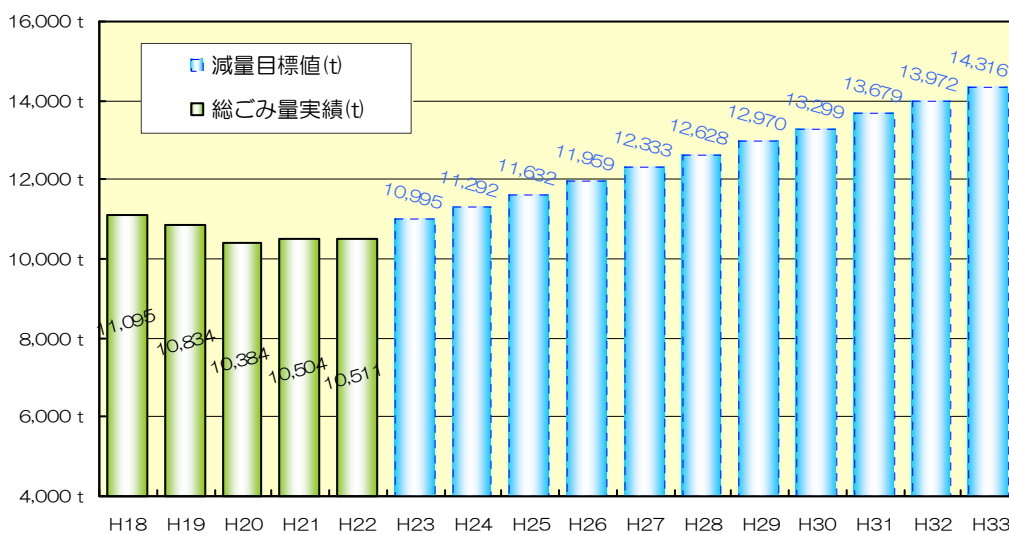


図2-10 西原町の将来ごみ量予測結果(過去3年間のごみ排出量の実績に基づく予測)



また、表 2-9 及び図 2-11 には、平成 22 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量で維持するものと仮定した場合の将来のごみ排出量予測結果を示します。

表 2-9 西原町の将来ごみ量予測結果  
(平成 22 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績維持)

年 度	予測人口 (計画収集人口) (人)	予測ごみ排出量	
		1 人 1 日量 (g/人・日)	年間量 (t/年)
平成 23 年度	35,218	821	10,583
平成 24 年度	35,396	821	10,607
平成 25 年度	35,566	821	10,658
平成 26 年度	35,730	821	10,707
平成 27 年度	35,887	821	10,784
平成 28 年度	36,039	821	10,800
平成 29 年度	36,185	821	10,843
平成 30 年度	36,326	821	10,886
平成 31 年度	36,463	821	10,957
平成 32 年度	36,595	821	10,966
平成 33 年度	36,724	821	11,005

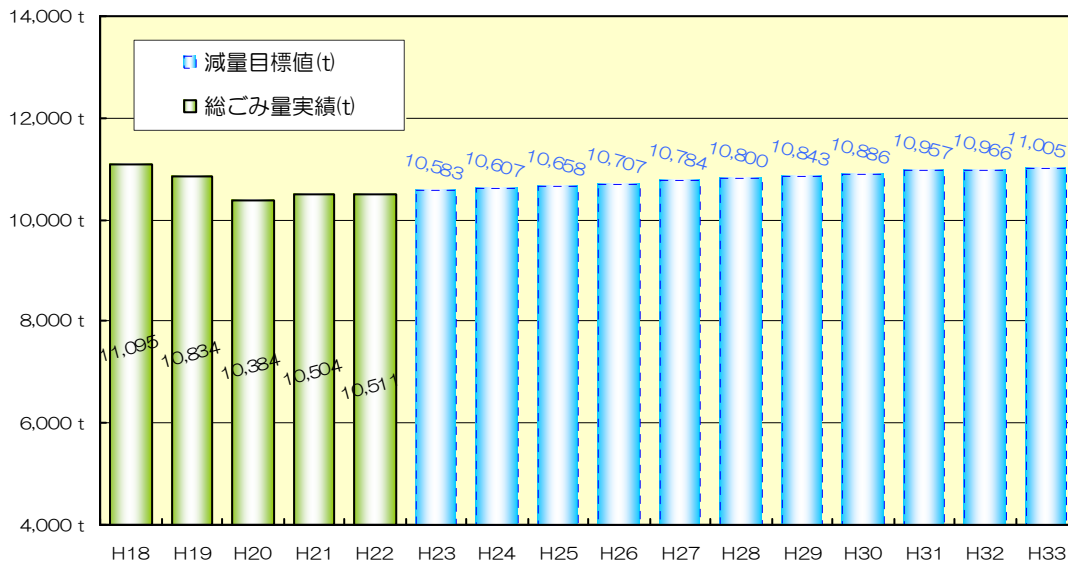


図 2-11 西原町の将来ごみ量予測結果  
(平成 22 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量の実績維持)

以上より、町の将来ごみ量は、過去 3 年間のごみ排出量の実績に基づく予測と、平成 22 年度 1 人 1 日当たりのごみ排出量実績値を維持するものとした予測の両者とも、増加すると予測されます。

## 2-3 ごみの減量化目標値

減量化目標値については、国や沖縄県の減量化目標値を参考に設定します。

### (1) 国の減量化目標値

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 22 年改正）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成 19 年度 実績値	平成 27 年度 目標値
排出量	51 百万トン/年 (1,089 g/人・日)	平成 19 年度比 約 5%削減
再生利用率	10.3 百万トン/年 (約 20%)	排出量比 約 25%に増加
最終処分量	6.4 百万トン/年 (12.5%)	平成 19 年度比 約 22%削減

### (2) 沖縄県の減量化目標値

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年 3 月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成 20 年度 実績値	平成 27 年度 目標値
排出量	425 千トン/年 (831 g/人・日)	425 千トン/年 (805 g/人・日)
再生利用率	52 千トン/年 (12%)	94 千トン/年 (22%)
最終処分量	38 千トン/年 (9%)	36 千トン/年 (8%)

### (3) 西原町の減量化目標値

町の減量化目標は、前項までの国及び沖縄県の目標値を踏まえるものとし、以下のとおり設定します。

排出量の目標としては、平成 22 年度の実績値に対し、平成 33 年度において、1 人 1 日当たりのごみ排出量で 5%削減するものとし、780g/人・日と設定します。

また、再生利用率については、平成 22 年度の 6.9%を、平成 33 年度に 20%まで増加することを目指します。

最終処分量については、平成 22 年度の実績値に対し、22%削減することを目指します。

	平成 22 年度 実績値	平成 33 年度 目標値
排出量	10,511 トン/年 (821 g/人・日)	10,455 トン/年* (780 g/人・日)
再生利用率	727 トン/年 (6.9%)	2,091 トン/年 (20%)
最終処分量	1,386 トン/年 (13.2%)	1,081 トン/年 (10.3%)

※ 排出量の目標値は、1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 22 年度実績値に対し、5%削減するものとして 780 グラムとして設定しています。  
排出量については、当該年度（平成 33 年度）の人口により変動します。



平成 33 年度のごみ減量化目標値にしたがって、ごみの減量等が計画どおり実施された場合のごみ排出量の推移を表 2-10 及び図 2-12 に示します。

表 2-10 西原町のごみ減量化目標値

年 度	予測人口 (計画収集人口) (人)	予測ごみ排出量	
		1 人 1 日量 (g/人・日)	年間量 (t/年)
平成 23 年度	35,218	817	10,531
平成 24 年度	35,396	814	10,517
平成 25 年度	35,566	810	10,515
平成 26 年度	35,730	806	10,511
平成 27 年度	35,887	802	10,534
平成 28 年度	36,039	799	10,510
平成 29 年度	36,185	795	10,500
平成 30 年度	36,326	791	10,488
平成 31 年度	36,463	787	10,503
平成 32 年度	36,595	784	10,472
平成 33 年度	36,724	780	10,455

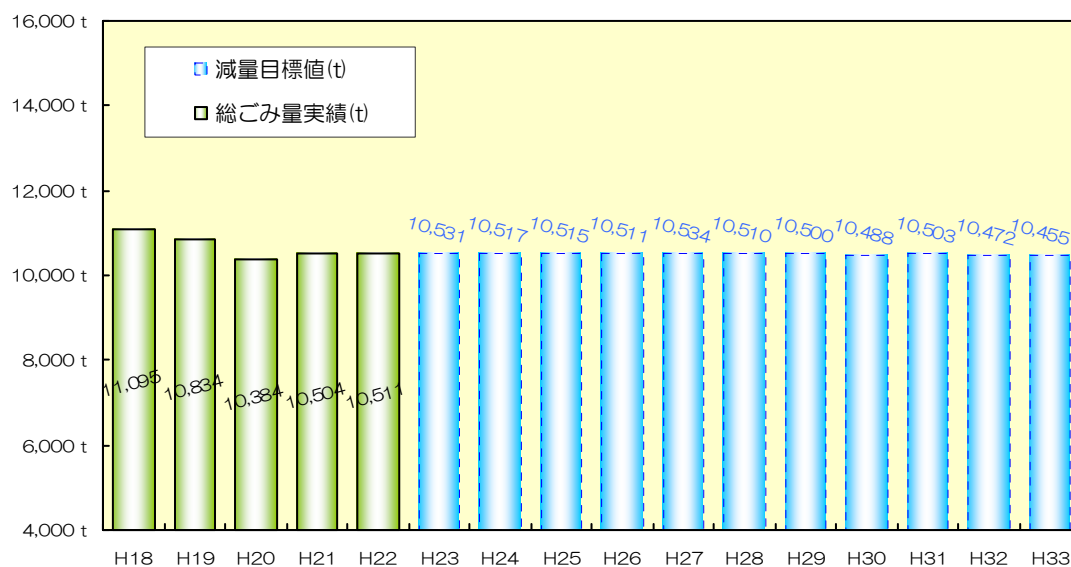


図 2-12 西原町のごみ減量化目標値

### 3. ごみ処理計画

#### 3-1 排出抑制計画

町では、様々な排出抑制施策を実施しており、平成 22 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 821 グラムで、平成 21 年度の沖縄県平均の 832 グラムを下回っています。しかし、生ごみや木枝等の有機性廃棄物の資源化が十分に実施されていない等、ごみの排出抑制への取り組みを継続して実施していく必要があります。ごみの排出抑制にあたっては、町・町民・事業者のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要です。

##### (1) 町における取り組み

町は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施するとともに、町民、事業者と協働体制の構築に努める必要があります。

また、自らが事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、生ごみの資源化や、グリーン購入等に率先して取り組む必要があります。

具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

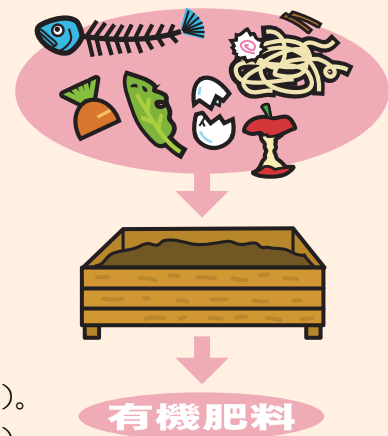
#### 町における取り組み

##### ●生ごみの排出抑制に関する取り組み

- ①町の広報、ホームページ等を活用した生ごみの発生抑制の啓発。
- ②事業者への生ごみの減量化指導。

##### ●生ごみの資源化に関する取り組み

- ①生ごみ処理機、ぼかし等の購入助成制度の継続・強化。
- ②生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の普及促進。
- ③食品リサイクル法が適用されない中小規模事業者に対し、堆肥化等情報の提供、指導。
- ④食品リサイクル法対象事業者への法令遵守の指導。
- ⑤生ごみ堆肥化の情報提供（パンフレット等の作成、配布）。
- ⑥生ごみ堆肥化の講習会の実施（クリーン指導員の活用等）。
- ⑦生ごみ堆肥の利用先の確保（公園、学校等の公共施設の花壇等）。
- ⑧自治会、サークル等の生ごみ資源化への取り組みに対する助成。
- ⑨学校等を中心とした生ごみの資源化の実施。
- ⑩生ごみ堆肥化の情報収集。



##### ●ごみの排出抑制に関する取り組み（生ごみの排出抑制以外）

- ①ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）。
- ②町民に対するマイバッグ運動の普及啓発。

- ③販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発。
- ④町民に対する食品トレイ等店頭回収利用の普及啓発。
- ⑤販売業者等に対する食品トレイ等店頭回収実施の普及啓発。
- ⑥集合住宅等管理者に対し、分別排出の指導。
- ⑦町民・事業者への指定ごみ袋等の使用の指導。
- ⑧多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」の作成等の指導。
- ⑨イベント時のごみ排出抑制（使い捨て製品等の使用抑制）の実施。
- ⑩ごみの減量、排出抑制等に関する講演会等の開催。
- ⑪ごみ減量アイデア集の発行。
- ⑫不用品等交換情報誌の発行。
- ⑬小学校における環境教育の推進。
- ⑭町民を対象とした環境教育の実施。
- ⑮クリーン指導員の組織活動の強化（役割の見直し）。
- ⑯指定ごみ袋の適正料金の維持（県内自治体の状況等の把握）。
- ⑰分別排出、排出日・時間の厳守の周知徹底。

●ごみの資源化に関する取り組み（生ごみの資源化以外）

- ①木枝の資源化の推進。
- ②廃食油のリサイクルの推進。
- ③5種分別収集の継続実施・徹底。
- ④資源化物の分別排出徹底の指導。
- ⑤ごみ分別マニュアルの作成。
- ⑥集団回収の普及啓発。
- ⑦資源回収業者の育成。
- ⑧ごみの資源化に関するイベント（フリーマーケット等）の定期開催。
- ⑨新たな分別品目（資源化品目等）の検討。
- ⑩リサイクル基金の充実。

●その他の取り組み

- ①町役場等の公共施設における再生品の使用促進。
- ②緑のリサイクル事業の推進。
- ③ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置及び定期的パトロールの実施）。
- ④環境保全対策事業の推進。
- ⑤環境美化地域モデル事業の推進。
- ⑥ちゅら島環境美化清掃活動の推進。
- ⑦美化運動推進・支援。
- ⑧放置自動車の適正処理の指導。
- ⑨資源化物等排出容器（指定袋等）の検討。
- ⑩在宅医療廃棄物の排出等についての関係機関との協議・検討。
- ⑪収集・運搬体制の効率化の検討。
- ⑫エコアクション21等の環境経営システムの導入・実施等の検討。

## (2) 町民における取り組み

町民は、自らのライフスタイルを見直し、生ごみ・レジ袋等ごみの発生抑制（リデュース、リデュース）に努め、また、再使用（リユース）を積極的に行い、再生利用（リサイクル）への取り組み（分別排出、再生品の積極利用等）に協力することが必要です。具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

### 町民における取り組み

#### ●生ごみの排出抑制に関する取り組み

- ①食品の計画的な購入・調理の実施。
- ②水切り排出の実施。

#### ●生ごみの資源化に関する取り組み

- ①生ごみの堆肥化の実施。
- ②生ごみ堆肥の積極活用。

#### ●グリーンコンシューマー（環境に優しい消費者）活動への取り組み

（生ごみに関する取り組み以外）

- ①買い物時のマイバッグの利用。
- ②過剰包装の自粛（タイミーロール等の使用を控える）。
- ③お箸等は使い捨て製品の使用・購入を控える。
- ④再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定。
- ⑤環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）。
- ⑥ごみのポイ捨てをしない。
- ⑦短期間使用するものはリース・レンタルを活用。
- ⑧衣類等をリフォームする。
- ⑨フリーマーケット、バザー等の利活用。
- ⑩（市民団体等として）再利用品交換情報誌等の発行。
- ⑪ごみの排出抑制等に関するイベント・フェア等の開催。
- ⑫資源化物の集団回収運動、紙パック回収運動の実施。
- ⑬再生資源を用いた製品の使用。
- ⑭各種環境関連施設の見学会の実施・参加。



#### ●その他の取り組み

- ①ごみの分別排出の実施。
- ②木枝の適正排出の実施。
- ③廃食油のリサイクルの実施（適正排出）。
- ④指定ごみ袋の使用。
- ⑤暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守。
- ⑥町や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力。



### (3) 事業者における取り組み

事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を積極的に実践していくことが必要です。具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

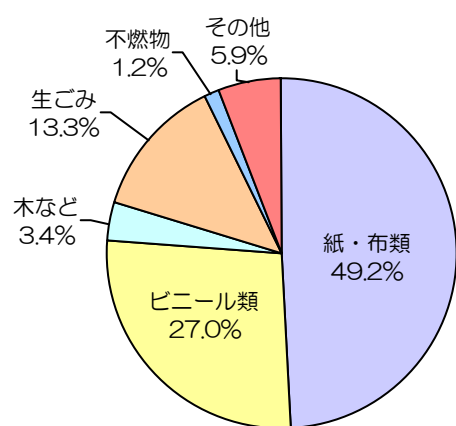
#### 事業者における取り組み

- 生ごみの排出抑制に関する取り組み
  - ① ばら売り、量り売りの推進。
  - ② 食品等の適正量の仕入れ。
- 生ごみの資源化に関する取り組み
  - ① 食品廃棄物の資源化の実施。
  - ② 生ごみ堆肥・飼料等の積極活用。
- ごみの排出抑制に関する取り組み（生ごみの排出抑制以外）
  - ① 紙等の資源化物の分別排出。
  - ② 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実。
  - ③ 無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）。
  - ④ 再生紙等のリサイクル製品の使用。
  - ⑤ 「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）。
  - ⑥ 町や沖縄県等の実施するごみ処理に関する各種施策への協力。
- 環境経営等の取り組み
  - ① 地域の環境活動に積極的に参加。
  - ② 環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）。
  - ③ 地域密着型環境ビジネスの構築。
  - ④ エコアクション 21 等への取り組み、環境経営システムの充実化。
- 製造段階でのごみの排出抑制への取り組み
  - ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮。
  - ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制。
  - ③ 再生材料をできるだけ使用。
  - ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造。
- 販売段階でのごみの排出抑制への取り組み
  - ① 販売時に過剰包装をしない。
  - ② 環境にやさしい商品の表示等、消費者に対する意識啓発。
  - ③ 飲食店等での使い捨て製品の使用を抑制。
  - ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品等の耐久性に優れた製品の積極販売。
  - ⑤ 食品トレイ、発泡スチロール等の資源化物回収システムの整備。
  - ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備。
  - ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等の周知の促進。

## 生ごみの積極的な減量化と資源化を！

排出抑制に関する課題でも述べましたが、生ごみはごみ排出量の大きな割合（一般に重量割合で3割程度）を占め、生ごみの減量化や資源化を推進することにより、ごみ全体の減量化や資源化に大きな効果があります。

町としては、ごみの減量化目標の達成のため、生ごみの減量化や資源化を積極的に推進します。



東部清掃施設組合管内のごみの種類組成



### 3-2 収集・運搬計画

町のごみの収集・運搬については、分別排出、排出日・時間の厳守等排出ルールの指導の徹底や、排出方法を分かりやすく示した広報を配布する等の対策を行います。また、アルミや古紙等の高価な資源化物については、“抜き取り”防止を図ります。さらに、在宅医療廃棄物の収集体制の整備について、関係機関と協議を行います。

町におけるごみの収集・運搬に係る計画は以下に示すとおりです。

#### (1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される家庭系ごみは委託業者が行っており、事業所より排出される事業系ごみは許可業者が収集・運搬を行っています。今後もこれまでの体制で、ごみの収集・運搬を行います。

#### (2) 収集対象区域

収集対象区域については町全域とします。

#### (3) 収集・運搬の方法

##### ① ごみの分別区分

ごみの分別区分については、平成 23 年度現在、表 2-11 に示すとおりです。当面は当該分別区分にてごみの収集を行います。

なお、今後の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等のリサイクル関連法令の改正、資源化に係る社会状況の変化等に応じ、適宜、ごみの分別区分の見直しを検討します。

##### ② 収集方式

収集方式については、家庭系ごみは門口収集方式で行っていくものとし、収集容器については、もえるごみ、もえないごみ・危険ごみについては指定袋による収集を行っていきます。資源化物（缶類・びん類・ペットボトル）については透明の市販袋による収集を行っていきます。粗大ごみについては、粗大ごみ処理券が貼付されたものを回収します。

事業系ごみについては、事業者と許可業者との契約により適切な収集を行います。

表 2-11 西原町における収集・運搬計画の概要

排出形態	分別区分	収集の委託・許可	排出場所等
家庭系ごみ	5種分別 ①資源化物 ②もえるごみ ③もえないごみ ④危険ごみ ⑤粗大ごみ	委託収集	一戸建て：門口収集 集合住宅：管理者の指定場所
事業系ごみ	4種分別 ①資源化物 ②もえるごみ ③もえないごみ ④危険ごみ	自己搬入または許可業者との契約による収集委託	各事業者にて設置

### 3-3 中間処理計画

町におけるごみの中間処理計画の概要は、以下に示すとおりです。当該内容でごみの中間処理を実施します。

なお、焼却施設等ごみ処理施設への負荷低減、ごみ処理コストの低減を図るため、ごみの減量化、水分を多く含んだ生ごみの混入抑制等が必要であり、意識啓発を継続して実施します。

表 2-12 西原町における中間処理計画の概要

分別区分	処理主体	主な処理施設	処理計画の概要
資源化物	西原町	西原町リサイクルヤード	下記の資源化物（てんぷら油を除く）について、西原町リサイクルヤードにて分別後、資源化業者への引き渡しを行う。なお、てんぷら油については、収集及び資源化を資源化業者に委託する。 ①古紙・古布類 ②木枝 ③缶類・びん類・ペットボトル ④てんぷら油
もえるごみ	東部清掃施設組合	清掃工場	もえるごみについては、東部清掃施設組合の清掃工場にて、焼却処理を行う。
もえないごみ・危険ごみ	東部清掃施設組合	清掃工場	もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみについては、東部清掃施設組合の清掃工場にて、選別後破碎・圧縮を行う。
粗大ごみ			

#### (1) 資源化物の処理

町における資源化物の処理は、町が処理主体となって実施します。

資源化物は、西原町リサイクルヤードにおいて、シルバー人材センターや地域活動支援センターの作業員によって、資源化物の分別が行われ、当該ヤードに一時貯留された後、資源化業者に引き渡されます。

今後も、現体制を維持し、町による処理を継続します。

#### (2) もえるごみの処理

町におけるもえるごみの処理は、東部清掃施設組合が処理主体となって実施しています。

もえるごみは、東部清掃施設組合の清掃工場において焼却処理が行われます。

今後も、現体制を維持し、東部清掃施設組合による処理を継続します。

#### (3) もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理

町におけるもえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理は、東部清掃施設組合が処理主体となって実施しています。

もえないごみ等は、東部清掃施設組合の清掃工場において分別処理等が行われます。

今後も、現体制を維持し、東部清掃施設組合による処理を継続します。

### 3-4 最終処分計画

町における一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、当面は委託処分（直接的には東部清掃施設組合が最終処分先と委託契約を行っている）を継続します。

なお、町では、沖縄本島南部地域における広域最終処分場の整備について、周辺市町村と検討を行っているところであり、将来的には委託によらない安定した処分が可能な最終処分場の確保を図ります。

### 3-5 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制等の確立及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保等を図ります。また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。

「災害廃棄物処理計画（仮称）」に記載する内容の検討事項は以下のとおりです。

(1) 災害廃棄物対策に係る組織体制

大規模災害時に大量に発生する廃棄物（以下、災害廃棄物という。仮設トイレ等のし尿も含む。）の処理に関する事務を実施するため、関係機関と調整し、災害廃棄物対策組織を整備します。

(2) 災害廃棄物処理フローの策定

災害廃棄物の排出方法、収集・運搬ルート、仮置場での中間処理、既存廃棄物処理施設での処理、最終処分等に係る災害廃棄物処理フローを策定します。

(3) 仮置場の確保と配置計画等

仮置場は、大規模災害時に発生したがれき等の廃棄物の撤去・処理・処分を円滑に実施するための暫定的な貯留場所のことで、町内の適切な場所に仮置場の確保及び配置を行います。なお、仮置場の選定にあたっては、避難場所との重複が無いように関係機関等と十分に調整を行います。

また、仮置場における災害廃棄物の分別方法、処理内容について検討します。

さらに、公共下水道や各家庭の浄化槽等の被災によりトイレの使用が制限されることも想定されることから、被災者等の生活に支障が生じないよう適切な場所に、適切な数の仮設トイレの設置を行います。

(4) 仮置場でのがれき等の中間処理

災害廃棄物（がれき等）の効率的な運搬、処理、処分を行うために、仮置場における重機等による災害廃棄物の分別、破砕等の処理について検討します。

(5) 仮設トイレ等のし尿処理

仮設トイレの管理及びし尿の収集・運搬を行うために、消毒剤、消臭剤等の確保、収集・運搬体制の確保について検討します。

(6) 関係機関との協力体制の確保

災害時及び災害後は、町単独での対応が困難になるものと想定されるため、周辺市町村等との協定等の締結により、相互に協力・支援する体制について検討します。

(7) 災害廃棄物処理に係る環境保全対策

上記の各項目の検討にあたっては、悪臭対策、粉じん対策、汚水の発生防止等環境保全に十分留意します。

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 1. 現状の分析

##### 1-1 生活排水処理体制

##### (1) 生活排水処理体制

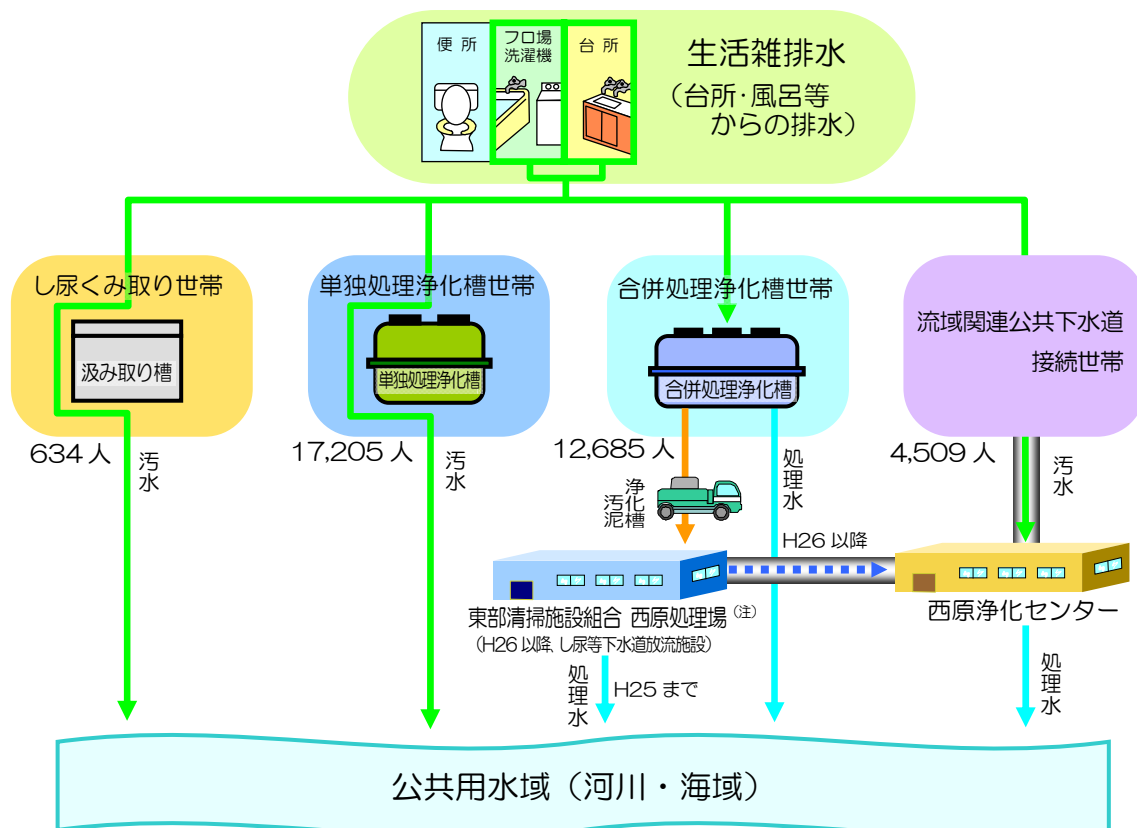
生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水に分けられます。

以下に町のそれぞれの処理体制を示します。

##### ① 生活雑排水

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、下水道接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯については、汚水を処理した後に河川や海域等の公共用水域に放流されますが、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽使用世帯については、未処理のまま公共用水域に放流され、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

なお、し尿等の処理を行っている東部清掃施設組合の西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、施設更新後は当該施設から公共用水域へ処理水の放流は行わず、下水道へ放流する予定となっています。



(注) 東部清掃施設組合西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、平成26年度より当該施設にて処理を行い、下水道へ放流する予定です。

図3-1 西原町の生活雑排水処理体制（平成22年度現在）

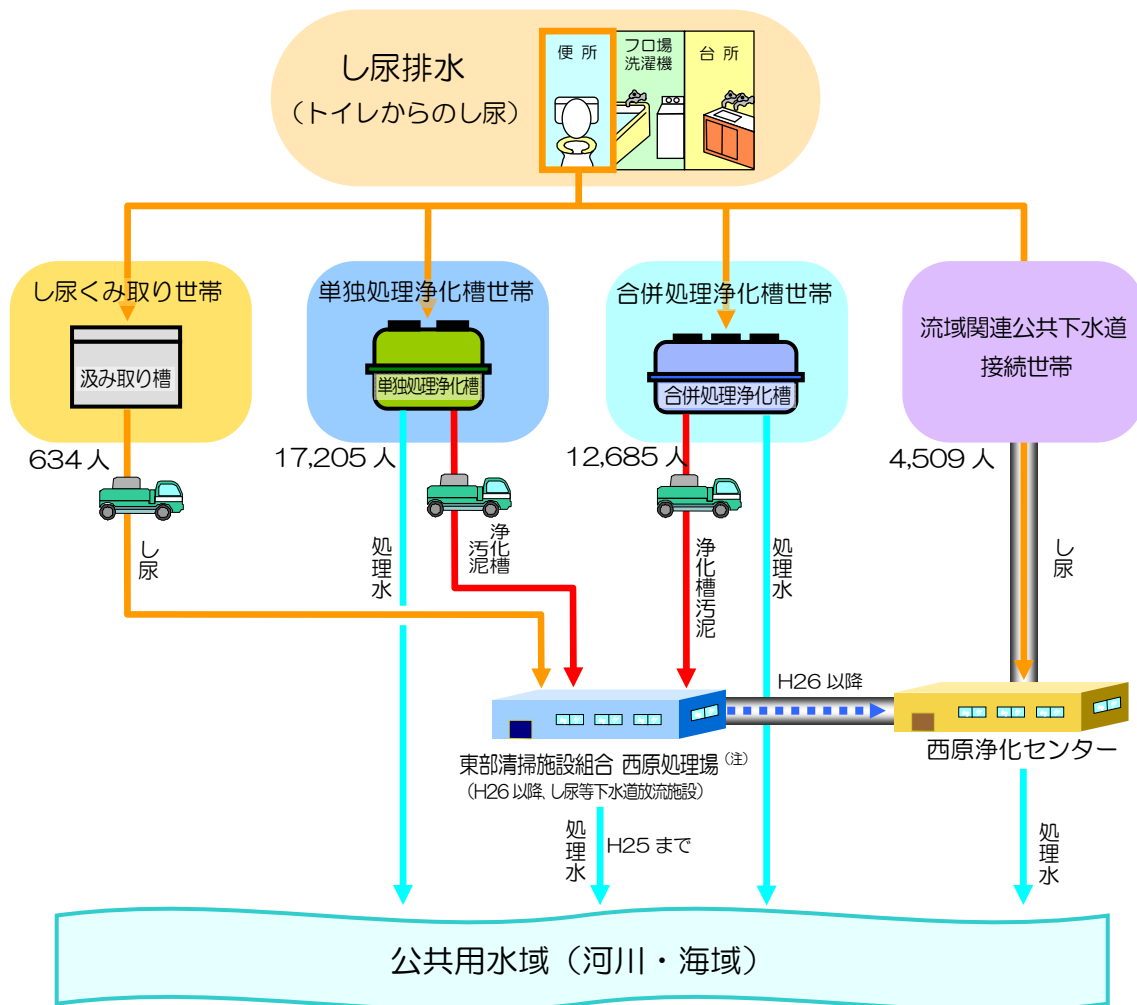


② し尿排水

くみ取り世帯及び浄化槽使用世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、東部清掃施設組合の西原処理場にて適正に処理された後河川等の公共用水域に放流されます。

また、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、西原浄化センターにて適正に処理された後河川等の公共用水域に放流されます。

なお、東部清掃施設組合の西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、施設更新後は当該施設から公共用水域へ処理水の放流は行わず、下水道へ放流する予定となっています。



(注) 東部清掃施設組合西原処理場については、し尿等下水道放流施設へ更新する予定となっており、平成 26 年度より当該施設にて処理を行い、下水道へ放流する予定です。

図 3-2 西原町のし尿排水処理体制 (平成 22 年度現在)

(2) 施設整備状況

町のし尿処理は、東部清掃施設組合のし尿処理施設「西原処理場」において行っています。本施設は西原町に所在し、西原町及び南城市（佐敷地区）、与那原町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

表3-1 東部清掃施設組合し尿処理施設の概要

運営主体	東部清掃施設組合
施設名称	東部清掃施設組合 西原処理場
所在地	中頭郡西原町字小那覇962番
竣工年月	昭和49年 1月
処理能力	30 kL/日
処理方式	嫌気性二段消化方式 + 活性汚泥法 + 凝集沈殿処理法

## 1-2 生活排水処理の実績

### (1) 生活排水処理人口

町のし尿処理人口の推移を表 3-2 及び図 3-3 に示します。平成 22 年度のし尿処理人口は非水洗化人口が 634 人、水洗化人口が 34,399 人となっています。

表 3-2 西原町における生活排水処理人口の推移 (単位：人)

年 度	非水洗化人口	水洗化人口				合 計
	汲み取り人口	単独処理浄化槽人口	合併処理浄化槽人口	公共下水道人口	小 計	
平成 18 年度	628	23,131	9,044	1,495	33,670	34,298
平成 19 年度	627	21,362	10,333	2,340	34,035	34,662
平成 20 年度	631	20,275	10,384	3,357	34,016	34,647
平成 21 年度	625	19,896	10,391	3,969	34,26	34,881
平成 22 年度	634	17,205	12,685	4,509	34,399	35,033

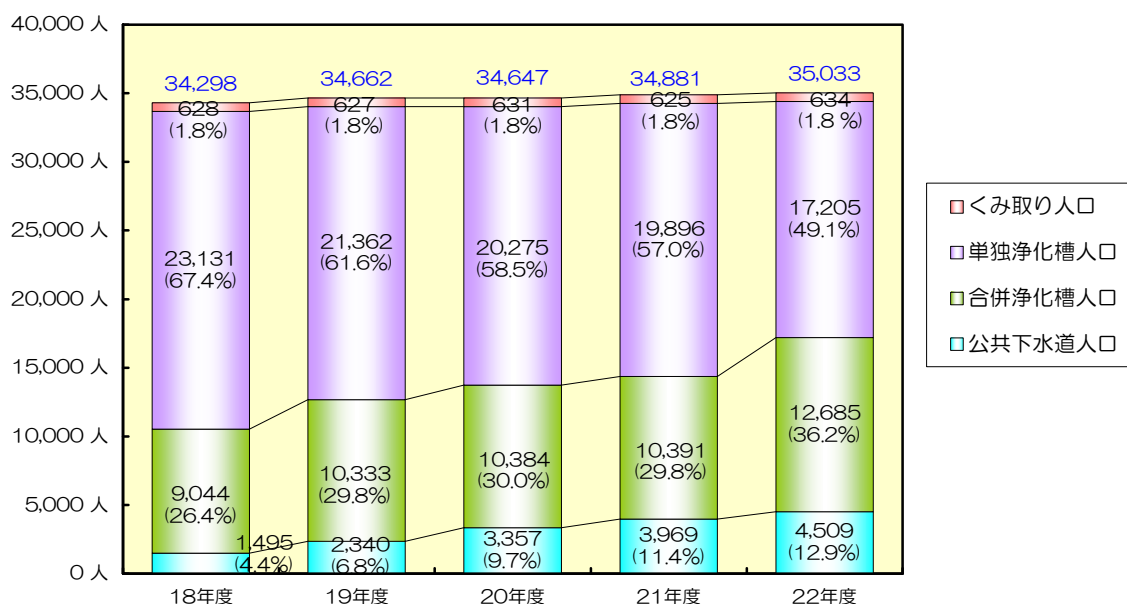


図 3-3 西原町における生活排水処理人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移を表 3-3 及び図 3-4 に示します。平成 22 年度のし尿処理量は 943kL/年、浄化槽汚泥処理量は 4,597kL/年となっており、全体の約 8 割を浄化槽汚泥が占めています。

表 3-3 西原町におけるし尿処理量の推移 (単位：kL/年)

年 度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合 計
平成 18 年度	1,293	4,170	5,463
平成 19 年度	941	4,427	5,368
平成 20 年度	982	4,447	5,429
平成 21 年度	961	4,526	5,487
平成 22 年度	943	4,597	5,540

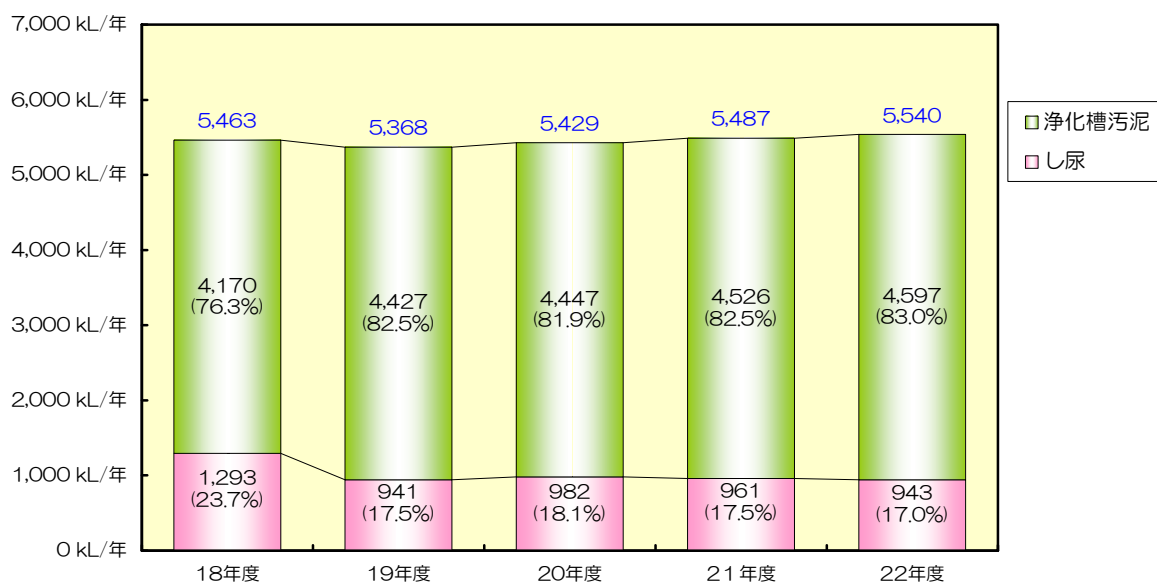


図 3-4 西原町におけるし尿処理量の推移

### 1-3 生活排水処理に関する課題

#### (1) 家庭及び地域における生活排水処理に関する課題

町の公共下水道については、現在その整備が推進されており、既に整備されている処理区域内で、公共下水道へ接続を行っていない世帯が存在します。このような未接続世帯に対し、接続の指導を行う必要があります。また、処理区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

さらに、家庭等において、適正な生活排水処理に係る各種取り組みを継続的に実施していくことが必要です。

以下に家庭及び地域における生活排水処理に関する主な課題を示します。

#### <家庭及び地域における生活排水処理に関する主な課題>

- ・ 公共下水道への接続を、さらに促進する必要がある。
- ・ 合併処理浄化槽への転換を、さらに促進する必要がある（下水道処理区域外の地域）。
- ・ 浄化槽の定期的な清掃、検査が十分でない。
- ・ 調理くずや食べ残しの排水流出防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ 廃食油等の有効利用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯時の洗剤、石鹸の適量使用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯排水の直接排水防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ お風呂残り湯の再利用を、さらに促進する必要がある。

#### (2) 収集・運搬に関する課題

東部清掃施設組合の西原処理場においては、施設の老朽化による処理能力の低下により、し尿等の搬入規制が実施されていますが、今後、施設を更新し、当該規制を撤廃する予定です。搬入規制の撤廃によりし尿等の搬入量の増大が予想され、その搬入量に対応した適正な収集・運搬体制の確保が必要です。

#### <収集・運搬に関する主な課題>

- ・ 搬入規制を撤廃した場合に予想されるし尿等の搬入量の増大に対応した適正な収集、運搬体制の確保が必要である。
- ・ 公共下水道の普及に伴う収集・運搬対象世帯数の減少に対応した適正な収集、運搬体制の確保が必要である。

### (3) 中間処理に関する課題

東部清掃施設組合の西原処理場においては、施設の老朽化による処理能力の低下により、し尿等の搬入規制が実施されています。今後、搬入規制を撤廃し、し尿等の全量処理を行う必要があります。

搬入規制の撤廃にあたっては、老朽化が進行している現有施設（東部清掃施設組合 西原処理場）の更新が必要です。

#### <中間処理に関する主な課題>

- ・搬入規制を撤廃し、発生するし尿等の全量処理を行う必要がある。
- ・現有施設の老朽化に伴い、新たなし尿等の処理施設の整備が必要である。

### (4) 資源化・最終処分に関する課題

循環型社会形成を目指す動きの中で、従来は衛生処理施設として整備されてきた「し尿処理施設」は、し尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の有機性廃棄物を含めて再生利用を図りつつ、適正処理を行う「汚泥再生処理センター」へ転換することが求められます。

#### <資源化・最終処分に関する主な課題>

- ・し尿処理工程から排出された汚泥をその他の有機性廃棄物とあわせて資源化処理することを検討する必要がある。

### (5) 啓発普及に関する課題

生活排水の適正処理を推進するにあたっては、前項までの施設整備等に関する課題とあわせて、啓発普及に関する課題への対策も必要です。

#### <啓発普及に関する主な課題>

- ・水質保全に対する生活排水処理対策が果たす役割及びその効果、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策等についての啓発活動を、継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・浄化槽設置世帯に対し、浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の実施について指導を徹底する必要がある。

(6) 災害時のし尿処理に関する課題

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要です。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立を図るものとしませんが、今後は、「西原町地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

＜災害時のし尿処理に関する主な課題＞

- ・収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ・「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。

## 2. 生活排水処理量の予測

町のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測結果について、「生活排水処理基本計画」（平成23年9月、東部清掃施設組合）（以下、「組合生活排水計画」という。）より、以下に抜粋します。

### 2-1 生活排水処理人口の見込み

「組合生活排水計画」において予測されている、町の生活排水処理人口の見込みを表3-4及び図3-5に示します。

表 3-4 西原町における生活排水処理人口の見込み (単位：人)

年 度	非水洗化人口		水洗化人口			合 計
	汲み取り人口	単独処理浄化槽人口	合併処理浄化槽人口	公共下水道人口	小 計	
平成23年度	623	16,919	12,595	5,081	35,218	35,218
平成24年度	613	16,643	12,513	5,627	35,396	35,396
平成25年度	604	16,372	12,436	6,154	35,566	35,566
平成26年度	594	16,106	12,364	6,666	35,730	35,730
平成27年度	584	15,844	12,296	7,163	25,887	35,887
平成28年度	575	15,587	12,232	7,645	36,039	36,039
平成29年度	566	15,333	12,171	8,115	36,185	36,185
平成30年度	556	15,083	12,115	8,572	36,326	36,326
平成31年度	546	14,838	12,062	9,017	36,463	36,463
平成32年度	538	14,595	12,012	9,450	36,595	36,595
平成33年度	529	14,356	11,965	9,874	36,724	36,724
平成34年度	521	14,119	11,921	10,287	36,848	36,848
平成35年度	512	13,886	11,881	10,690	36,969	36,969
平成36年度	503	13,656	11,843	11,085	37,087	37,087
平成37年度	495	13,429	11,807	11,470	37,201	37,201
平成38年度	487	13,202	11,774	11,849	37,312	37,312

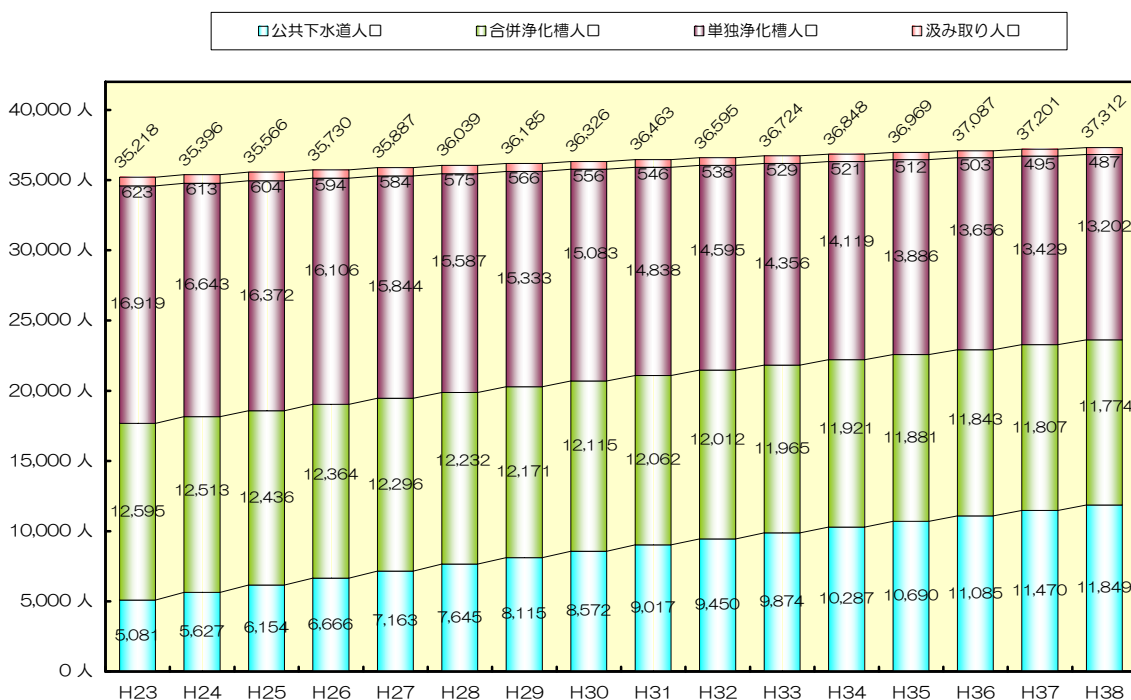


図 3-5 西原町における生活排水処理人口の見込み



## 2-2 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

「組合生活排水計画」において予測されている、町とし尿及び浄化槽汚泥量の見込みを表3-5及び図3-6に示します。

表3-5 西原町におけるし尿及び浄化槽汚泥量の見込み (単位：kL/年)

年 度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合 計
平成23年度	787	12,594	13,381
平成24年度	784	12,476	13,260
平成25年度	780	12,361	13,141
平成26年度	777	12,251	13,028
平成27年度	770	12,144	12,914
平成28年度	766	12,043	12,809
平成29年度	761	11,944	12,705
平成30年度	753	11,848	12,601
平成31年度	745	11,757	12,502
平成32年度	740	11,667	12,407
平成33年度	734	11,581	12,315
平成34年度	728	11,498	12,226
平成35年度	721	11,419	12,140
平成36年度	712	11,341	12,053
平成37年度	707	11,265	11,972
平成38年度	701	11,191	11,892

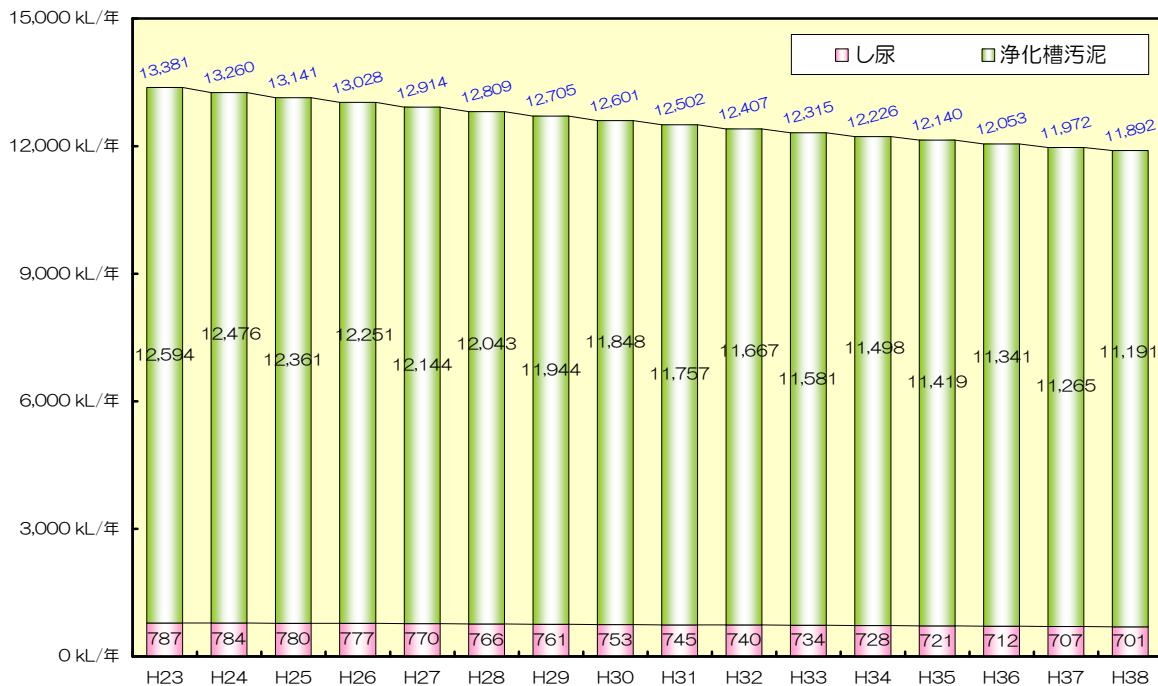


図3-6 西原町におけるし尿及び浄化槽汚泥量の見込み

### 3. 生活排水処理計画

#### 3-1 生活排水処理対策

各家庭で、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、お風呂の残り湯の再利用等、生活排水処理対策について啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

##### (1) 町における取り組み

#### 町における取り組み

##### ●生活排水の施設整備に関する取り組み

- ①公共下水道の整備推進。
- ②公共下水道整備済み地域の下水道未接続世帯への下水道への接続促進。
- ③単独処理浄化槽設置世帯に対する合併処理浄化槽への切り替え促進、切り替え工事に対する助成。
- ④地域性に配慮した生活排水処理システム（公共下水道、合併処理浄化槽等）の整備検討。

##### ●生活排水の適正管理に関する取り組み

- ①浄化槽の適正管理指導。
- ②事業者への適正排水の指導、監視。

##### ●生活排水に係る資源化に関する取り組み

- ①各種生活排水処理施設から発生する污泥の堆肥等への資源化の検討、推進。

##### ●生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み

- ①町の広報、ホームページ等を活用した生活排水処理対策の啓発。
- ②生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレット等の作成、配布）。
- ③河川、排水路等の清掃活動の実施。
- ④廃食用油からの石鹼作り指導。
- ⑤廃食用油のバイオディーゼル燃料化の推進。
- ⑥啓発ビデオの上映、貸し出し。
- ⑦生活排水処理対策等に関する講演会等の開催。
- ⑧水生生物観察会等の開催。

## (2) 町民における取り組み

### 町民における取り組み

#### ●生活排水の施設整備に関する取り組み

- ①公共下水道への接続。(下水道処理区域内の整備済み地域)。
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換。(下水道処理区域外)。

#### ●生活排水の適正管理に関する取り組み

- ①調理くずの適正処理(排水として流さない)。
- ②廃食用油の適正処理(排水として流さない)。
- ③米のとぎ汁を植木等への散水へ利用する。
- ④アクリルたわしの利用。
- ⑤無リン洗剤、石鹼を使用する。
- ⑥洗剤、石鹼は適量を使用する。
- ⑦洗濯排水等をベランダ等から排水しない。
- ⑧無洗米の使用。



#### ●生活排水に係る資源化に関する取り組み

- ①お風呂の残り湯を洗濯等に再利用する。
- ②雨水、中水の積極利用。

#### ●生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み

- ①町や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力。

## (3) 事業者における取り組み

### 事業者における取り組み

#### ●生活排水の施設整備に関する取り組み

- ①公共下水道への接続(下水道処理区域内の整備済み地域)。
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(下水道処理区域外)。

#### ●生活排水の適正管理に関する取り組み

- ①適正な排水管理、処理(水質汚濁防止法の遵守)。

#### ●生活排水に係る資源化に関する取り組み

- ①雨水、中水の積極利用。

### 3-2 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の効率的で適正な収集・運搬に努めます。

#### (1) 収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町が主体となり、各家庭等からの収集・運搬業務は、許可業者が実施します。

なお、今後は公共下水道の普及に伴い、し尿等収集世帯の減少が想定されることから、より効率的な収集・運搬体制の確立を図る必要があります。

#### (2) 収集対象区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、原則として、公共下水道処理区域外を対象としますが、下水道への未接続世帯を含めた町全域を収集対象区域とします。

#### (3) 収集・運搬の方法及び量

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭で許可業者に直接申し込みます。

なお、今後は搬入規制の撤廃により、現状から大きく変動することが想定されます。(し尿及び浄化槽汚泥量の見込みについては、表 3-5 及び図 3-6 に示します。)

### 3-3 中間処理計画

#### (1) し尿処理施設

東部清掃施設組合では、老朽化した西原処理場の更新を計画しています。当該施設の更新に伴い、し尿等の搬入規制を撤廃し、適正処理を推進します。なお、西原処理場を更新するまでは、当該施設において、西原町、与那原町及び南城市（佐敷地区）のし尿等の処理を継続し、更新後は、西原町、与那原町、南風原町、中城村及び北中城村の 5 町村のし尿処理を行います。

#### (2) 合併処理浄化槽

公共下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）の単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行い、合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### (3) 公共下水道

公共下水道の処理区域内については、今後も整備を推進します。また、下水道整備済み地域については、未接続世帯に対し、下水道への接続を促進します。

### 3-4 最終処分・資源化計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の汚泥は、その他の有機性廃棄物と合わせて資源化し、有効利用を目指します。

### 3-5 大規模災害時のし尿等の処理について

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要です。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「西原町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立を図ります。また、別途「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定について検討します。（「災害廃棄物処理計画（仮称）」に記載する内容の検討事項は31ページに記載しています。）



西原町一般廃棄物処理基本計画 資料編

## < 目 次 >

1. 西原町の概要 .....	(資-1)
(1) 西原町の自然条件 .....	(資-1)
(2) 西原町の社会条件 .....	(資-7)
2. 地域の関係法令 .....	(資-9)
(1) 循環型社会の形成の推進に係る法令 .....	(資-9)
(2) 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令 .....	(資-29)
3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況 .....	(資-47)
(1) ごみ処理状況 .....	(資-47)
(2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況 .....	(資-50)
(3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況 .....	(資-55)
4. 一般廃棄物の種類と処理基準 .....	(資-61)
(1) 一般廃棄物の種類 .....	(資-61)
(2) 一般廃棄物の処理基準 .....	(資-61)
5. 産業廃棄物の種類と処理基準 .....	(資-66)
(1) 産業廃棄物の種類 .....	(資-66)
(2) 産業廃棄物の処理基準 .....	(資-67)
6. 適正処理困難物等の種類と処理基準 .....	(資-85)
(1) 適正処理困難物 .....	(資-85)
(2) 特別管理廃棄物 .....	(資-85)
(3) 特別管理産業廃棄物 .....	(資-89)
7. 全国における不法投棄の現状と取組 .....	(資-93)
(1) 不法投棄の現状 .....	(資-93)
(2) 不法投棄への取組み .....	(資-97)
8. 用語集 .....	(資-99)
9. 西原町一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿 及び審議経過 .....	(資-106)



# 1. 西原町の概要

## (1) 西原町の自然条件

### ① 西原町の位置

西原町は沖縄本島の太平洋側に位置し、県都那覇市の東側に隣接しており、北側には中城村及び宜野湾市、西側は浦添市及び那覇市、南側は南風原町及び与那原町と接しています。

町域面積は 15.84 km<sup>2</sup> となっています。

図-1 に町の位置図を示します。



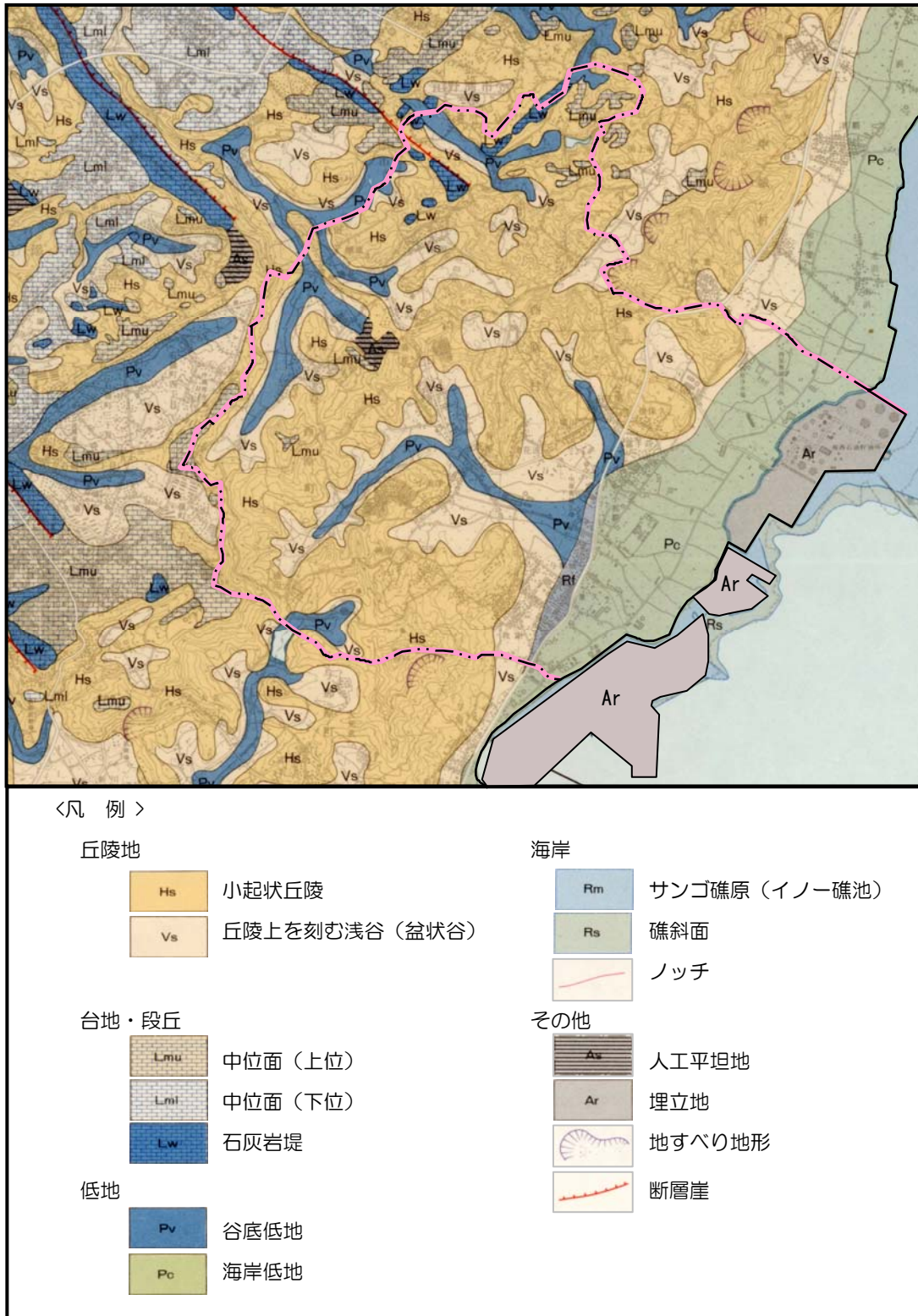
資料：沖縄県公開用地図情報システム

図-1 西原町の位置図



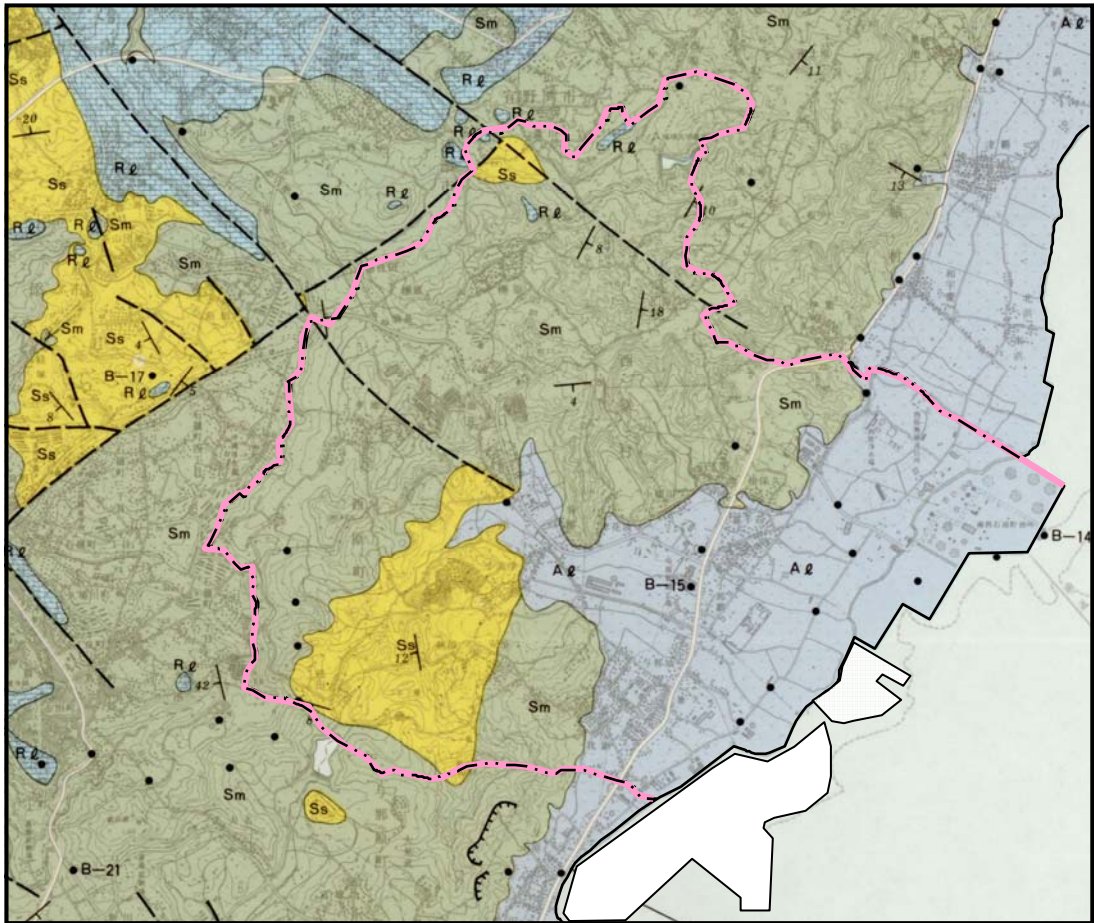
② 西原町の地形・地質

町の地形、地質及び土壌の概要を図-2～図-4 に示します。

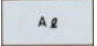
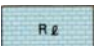
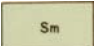

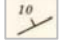


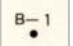



資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）（地形分類図）」（昭和 56 年調査、国土庁）

図-2 西原町の地形分類図



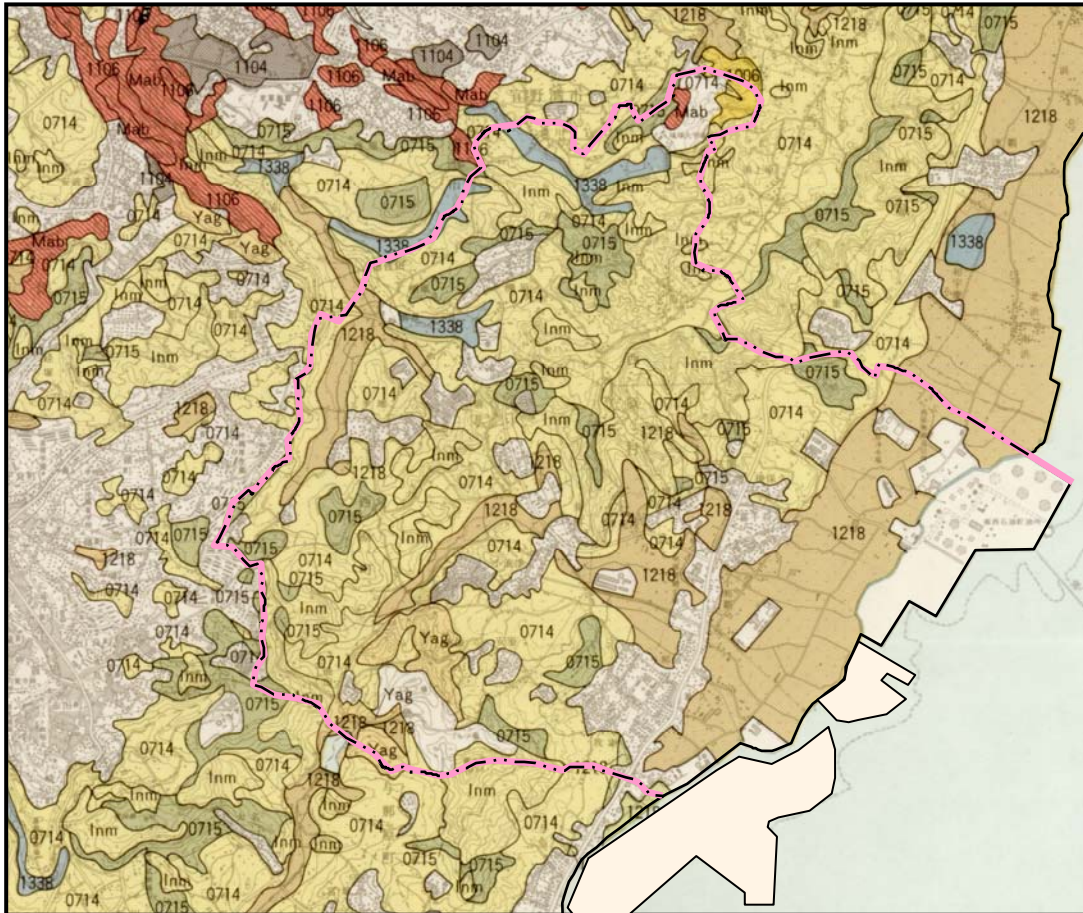
＜ 凡 例 ＞

- |      |   |  |   |  |
|------|---|--|---|--|
| 第四紀  | } |  沖積層（未固結堆積物）粘土・シルト・砂・礫  | } | 琉球層群   |
|      |   |  琉球石灰岩（固結堆積物、一部未固結～半固結） |   |  |
| 新第三紀 | } |  泥 岩（固結堆積物・半固結堆積物）      | } | 島尻層群   |
|      |   |  砂岩（固結堆積物・半固結堆積物）       |   |  |
|      |   |  地層の走向・傾斜               |   |  地質ボーリング地点    |
|      |   |  断 層                    |   |  地質柱状図地点とその番号 |
|      |   |  地すべり地                  |   |  |

資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）（表層地質図）」（昭和 56 年調査、国土庁）

図-3 西原町の表層地質図





< 凡 例 >

林野土壤

乾性黄色土壤

Yag 屋宜原統

耕地土壤

灰色台地土壤(石灰質)

0714 稻嶺統  
0715 伊集統

細粒褐色低地土壤

1338 小那覇統

塩基系暗赤色土壤

Mab 摩文仁統

細粒暗赤色土壤

1104 多良間統

細粒灰色低地土壤(灰色質)

1218 安慶田統

埴質未熟土壤

Inm 稻嶺統

礫質暗赤色土壤

1106 摩文仁統

資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）（土壤図）」（昭和56年調査、国土庁）

図-4 西原町の土壤図

### ③ 西原町地域の気象

町の気象の状況について、平均的な気候の状態を示す指標である「平年値」に基づいて、以下に述べます。なお、この平年値は町に近い沖縄気象台の観測データに基づくものです。

月平均気温の平年値は、17.0℃から28.9℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言えます。日最高気温の平年値をみると、最高の7月では31.8℃、最低の1月の値は19.5℃とその較差は12.3℃であり、日最低気温の月平均値をみても、最高の7月において26.8℃、最低の1月では14.6℃とその較差は12.2℃です。さらに、月平均最高気温と最低気温の最大年較差でも17.2℃であり、比較的気温の年較差の少ない地域と言えます。

降水量については、平年値で年間2,040.8mmであり、月毎の平年値をみても、各月とも100mm以上の降水量を示しています。特に梅雨期の5月、6月と台風の接近が多くなる8月、9月には降水量が200mmを超えます。

湿度については、1月及び11月、12月を除く他の月では70%以上を示しています。

表-1 に地上気象観測月別平年値を示します。

表-1 気象（1981年から2010年までの那覇の平年値）

区分		月												年
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気 温 ( $^{\circ}$ C)	最高	19.5	19.8	21.7	24.1	26.7	29.4	31.8	31.5	30.4	27.9	24.6	21.2	25.7
	最低	14.6	14.8	16.5	19.0	21.8	24.8	26.8	26.6	25.5	23.1	19.9	16.3	20.8
	平均	17.0	17.1	18.9	21.4	24.0	26.8	28.9	28.7	27.6	25.2	22.1	18.7	23.1
降水量 (mm)		107.0	119.7	161.4	165.7	231.6	247.2	141.4	240.5	260.5	152.9	110.2	102.8	2040.8
風速 (m/s)		5.4	5.3	5.2	5.1	5.0	5.4	5.3	5.2	5.4	5.4	5.5	5.2	5.3
湿度 (%)		67	70	73	76	79	83	78	78	76	71	69	66	74
日照時間 (h)		94.2	87.1	108.3	123.8	145.8	163.6	238.8	215.0	188.9	169.6	123.0	115.6	1774.0

資料：気象庁ウェブサイト

(2) 西原町の社会条件

① 西原町の人口

町の過去 10 年間（平成 13 年～平成 22 年）の人口及び世帯数の推移は、表-2 及び図-5 に示すとおりとなっています。

町の人口は、増加傾向にあり、平成 23 年度には 34,755 人となっています。

表-2 西原町の人口及び世帯数の推移 (各年共 9 月末日現在)

年 度	住民登録人口の推移			総世帯数 (世帯)	1世帯当り人員 (人/世帯)	人口増加率 (%)
	総人口(人)	男子(人)	女子(人)			
平成 13 年	32,693	16,594	16,099	11,249	2.91	—
平成 14 年	32,888	16,659	16,229	11,436	2.88	0.60
平成 15 年	33,195	16,765	16,430	11,615	2.86	0.93
平成 16 年	33,555	16,900	16,655	11,864	2.83	1.08
平成 17 年	33,700	16,939	16,761	12,027	2.80	0.43
平成 18 年	33,898	17,019	16,879	12,143	2.79	0.59
平成 19 年	34,719	17,369	17,350	12,736	2.73	2.42
平成 20 年	34,427	17,235	17,192	12,608	2.73	-0.84
平成 21 年	34,525	17,252	17,273	12,852	2.69	0.28
平成 22 年	34,694	17,356	17,338	13,018	2.67	0.49
平成 23 年	34,755	17,414	17,341	13,167	2.64	0.18

資料：平成 13 年～23 年「広報にしはら」

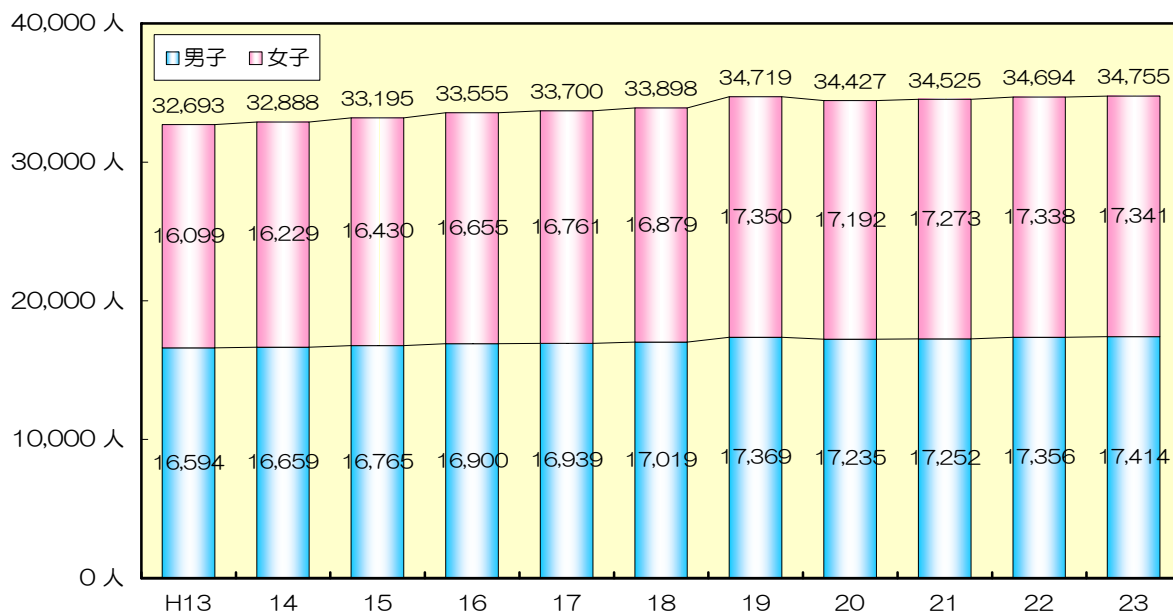


図-5 西原町の人口の推移

② 西原町の産業

町の過去 20 年間(昭和 60 年～平成 17 年)の産業別就業者数及び構成比の推移は、表-3 及び図-6 に示すとおりとなっています。

産業別就業者数の構成比は、第 1 次産業及び第 2 次産業については減少傾向にあり、第 3 次産業については増加傾向にあります。

表-3 西原町の産業別就業者数及びその構成比の推移

年度別		区分	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	その他 <sup>※1</sup>	総 数
昭和 60 年	就業者数 (人)		641	2,229	5,668	27	8,565
	構 成 比 (%)		7.48	26.02	66.18	0.32	100
平成 2 年	就業者数 (人)		556	2,514	6,984	47	10,101
	構 成 比 (%)		5.50	24.89	69.14	0.47	100
平成 7 年	就業者数 (人)		471	2,693	8,703	15	11,882
	構 成 比 (%)		3.96	22.66	73.25	0.13	100
平成 12 年	就業者数 (人)		398	2,881	10,400	38	13,717
	構 成 比 (%)		2.90	21.00	75.82	0.28	100
平成 17 年	就業者数 (人)		348	2,617	10,752	210	13,927
	構 成 比 (%)		2.5	18.79	77.20	1.51	100

※1 その他は「分類不能の産業」です。

資料：「国勢調査」総務省

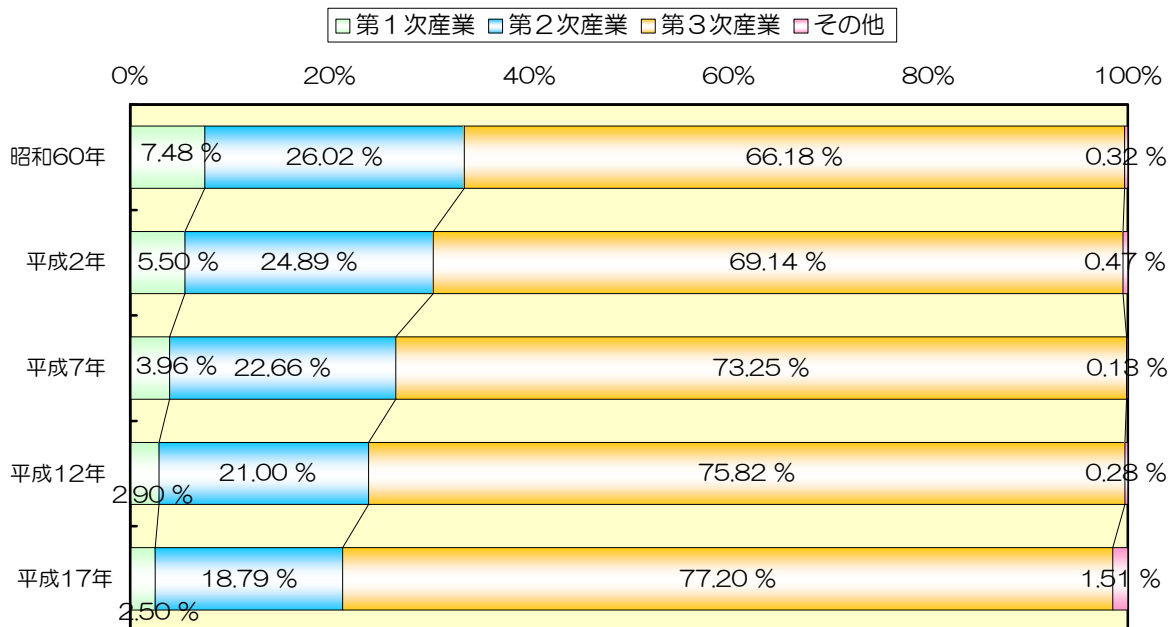


図-6 西原町の産業別就業者の構成比の推移

③ 西原町の交通

町には、国道が4路線、県道が5路線整備されています。表-4 に町の道路の現況を示します。

表-4 西原町の道路の現況

道路種類	路線名	総延長 (m)	重用 (m)	未共用 (m)	実延長 (m)	簡易含 舗装率 (%)	改良済 延長 (m)	未改良 延長 (m)
国 道	国道 329 号	3,450	0	0	3,450	100	3,450	0
	国道 331 号	3,450	3,450	0	0	0.0	0	0
	国道 506 号	769	0	0	769	100	769	0
県 道	浦添西原線	5,126	356	1,026	3,744	100	3,744	0
	那覇北中城線	4,381	0	0	4,381	100	4,381	0
	那覇北中城線(旧)	3,320	0	0	3,320	100	571	2,749
	宜野湾南風原線	255	0	0	255	100	255	0
	宜野湾西原線	2,973	37	0	2,936	100	2,936	0
	宜野湾西原線(旧)	2,442	627	0	1,815	100	954	861
	県道 155 号線	3,218	0	0	3,218	100	3,218	0
	県道 155 号線(旧)	1,410	0	0	1,410	100	1,410	0

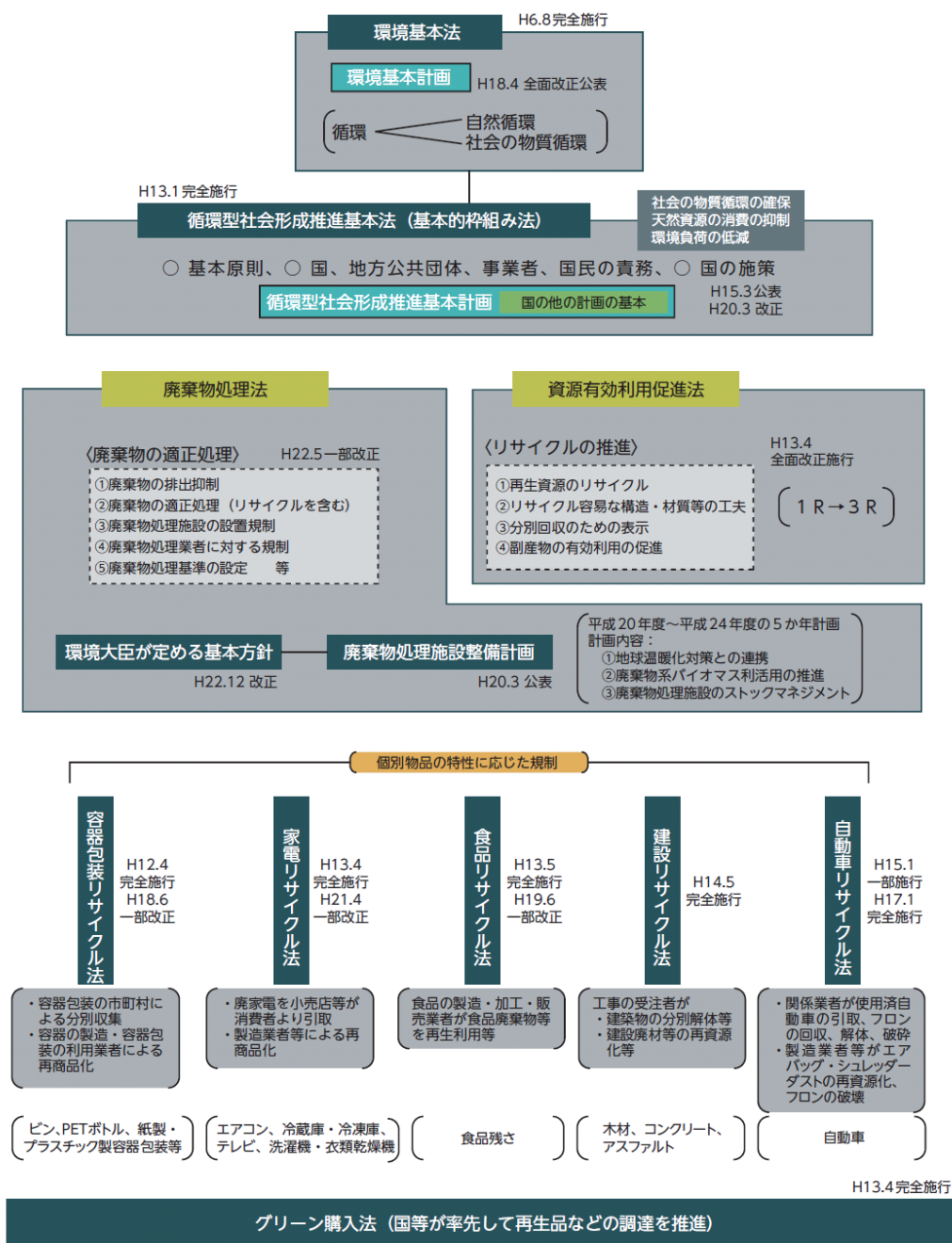
資料：「平成 21 年度 道路施設現況調書」沖縄県土木建築部 道路管理課



## 2. 地域の関係法令

### (1) 循環型社会の掲載の推進に係る法令

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」が公布されています。また、循環型社会の形成を推進するため図-7 に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



資料：環境省

図-7 循環型社会の形成の推進に係る法体系

① 廃棄物処理法

(ア) 廃棄物処理法の概要

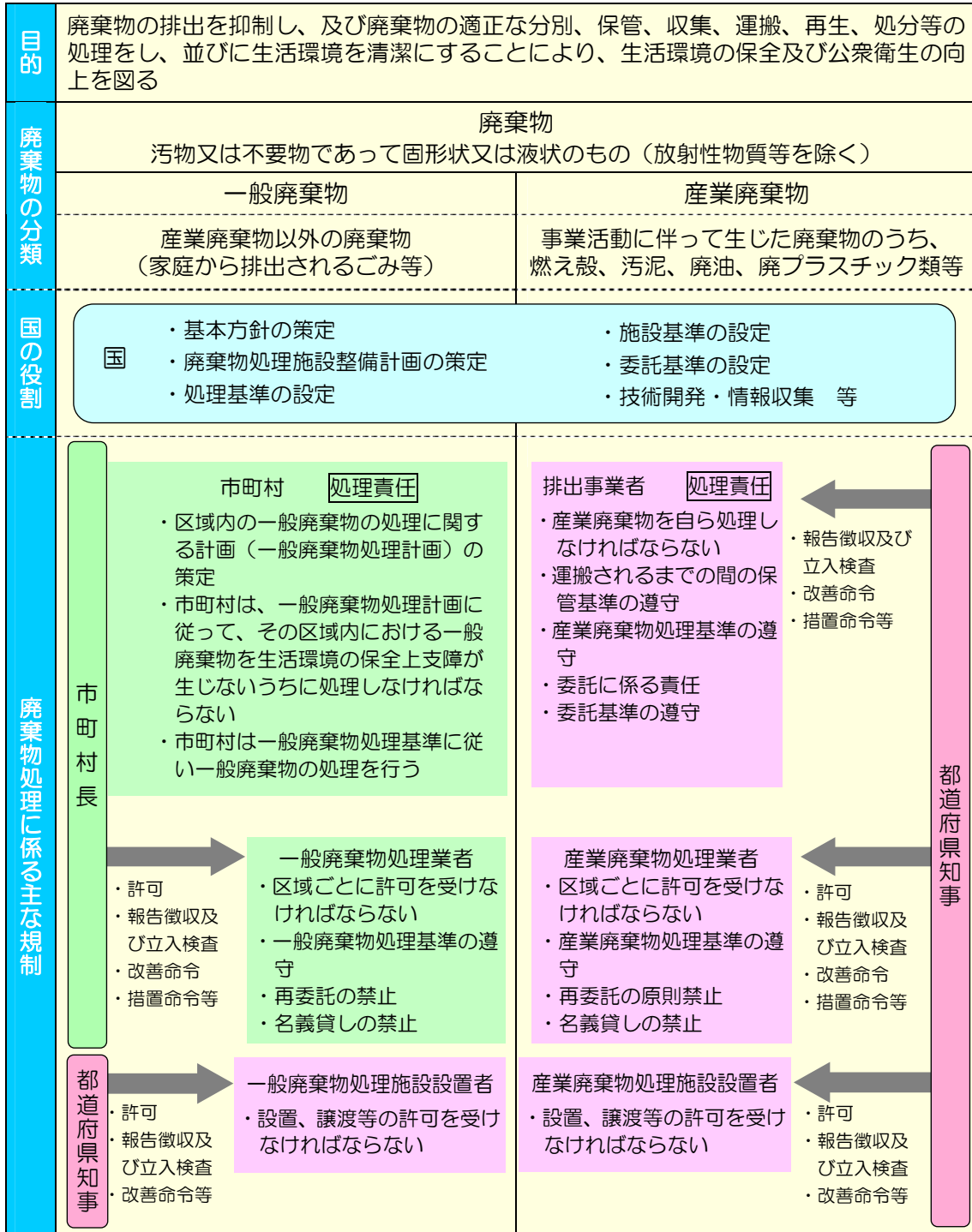
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

表-5 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物 ○産業廃棄物以外の廃棄物	産業廃棄物 ○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う。
処理業（収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図-8 廃棄物処理法のしくみ

(イ) 廃棄物の分類

廃棄物処理法では“廃棄物”を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義しています。

図-9 に廃棄物の分類を示します。

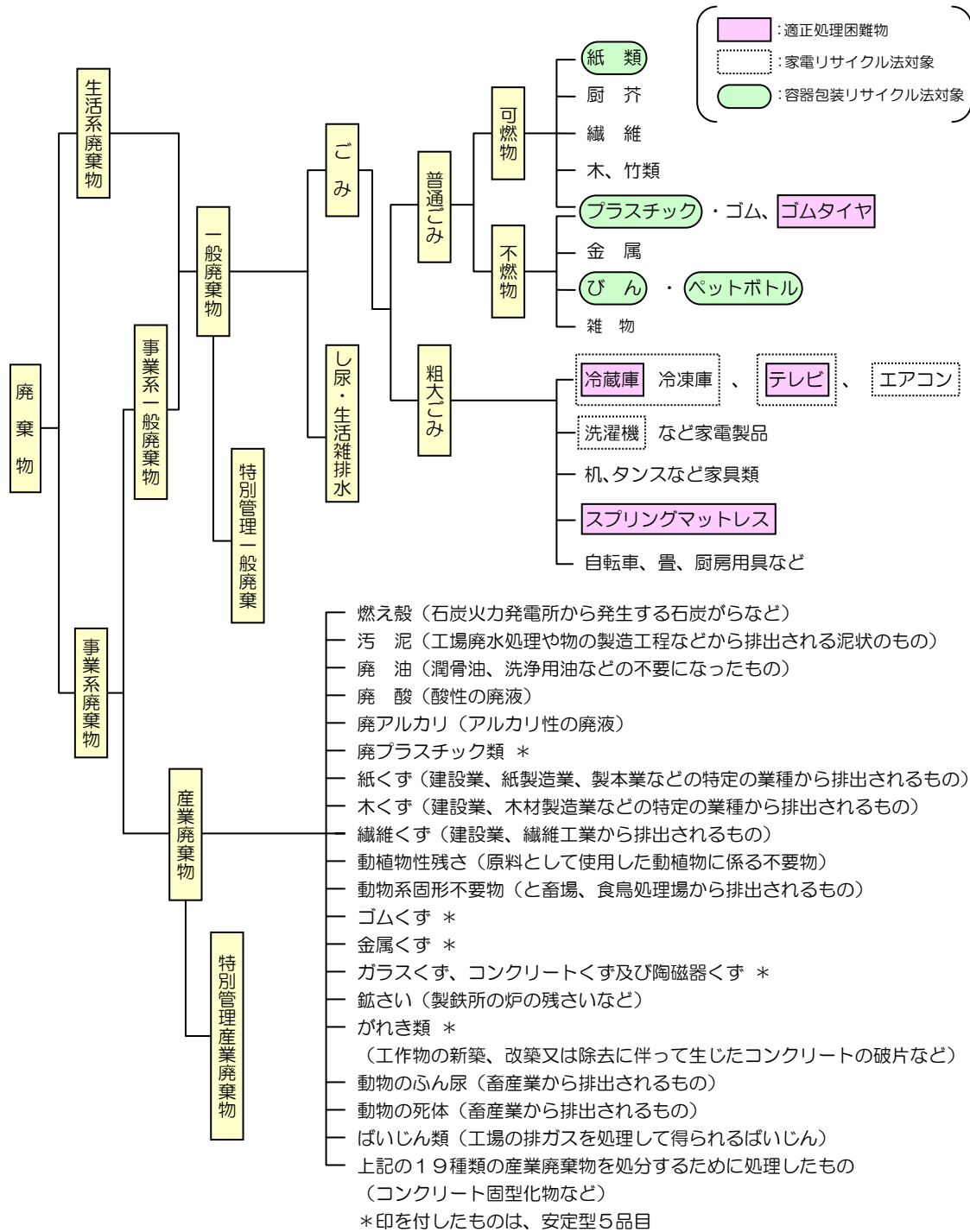


図-9 廃棄物の分類

## (ウ) 関係者の責務

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

表-6 に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

表-6 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ① 一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ② 廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ① 市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ② 廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ① 廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ② 廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

## (工) 一般廃棄物の区分と市町村の役割

一般廃棄物とは、法律上は、「廃棄物処理法第2条第2項」により、「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、その一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに「ごみ」は、その排出形態により、一般家庭から人の日常生活に伴って発生する生活系一般廃棄物と事業所等から排出される事業系一般廃棄物とがあります。「生活排水」は、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水とに分けられます。

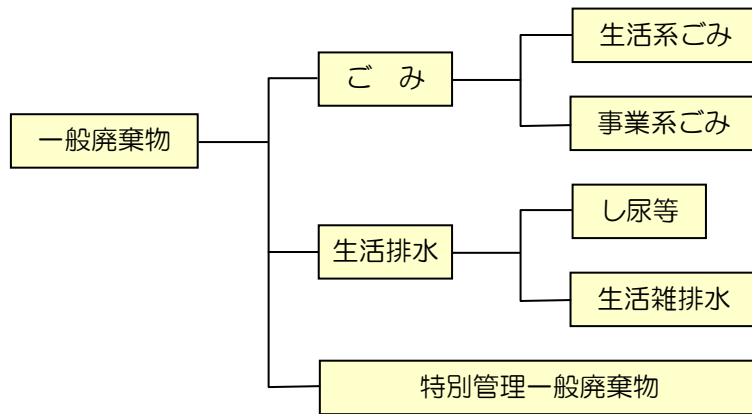


図-10 一般廃棄物の区分

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

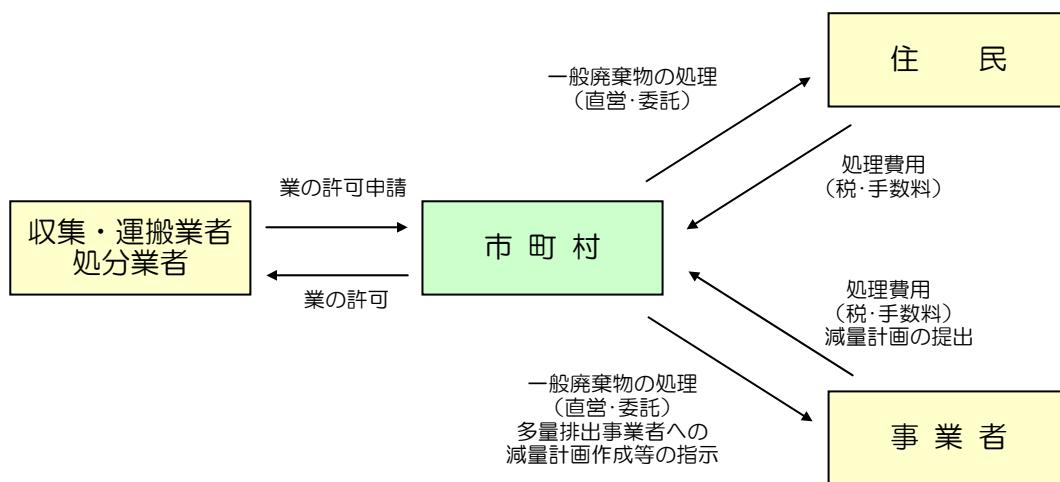


図-11 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割



(オ) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。表-7に産業廃棄物の種類とその内容を示します。

表-7 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	1.燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2.汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ヒルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかすなど
	3.廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジなど
	4.廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類など、すべての酸性廃液
	5.廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6.廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
政 令	7.紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず
	8.木 く ず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、バーグ類
	9.織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、衣類やその他の繊維製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	10.動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	11.動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12.ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	13.金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	14.ガラスくず、コンクリートくず（工作物以外）、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずなど
	15.鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノロ、ポタ、不良石炭、紛灰かすなど
	16.が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17.動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	18.動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
	19.ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または上記1～18に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	20.そ の 他	上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」



#### (カ) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行っている、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保しようとするものであり、平成6年1月に廃タイヤ、廃大型冷蔵庫（250 リットル以上）、廃大型テレビ（25 インチ以上）、廃スプリングマットレスの4品目が指定されています。これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあっては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができます。

その協力要請の内容は以下のとおりです。

- ① 消費者が新規に製品を購入した際に、販売店等において指定された一般廃棄物を引き取ることとし、市町村以外の処理システム（収集運搬業者、中間処理業者等に事業者が処理を委託する場合を含む。）において処理する。
- ② 粗大ごみとして排出された場合や一般のごみに混入して排出された場合には、市町村が引き取ることとし、市町村は、上記①の処理システムにおいて処理を行っている者に指定された一般廃棄物の処理を委託することができる。

#### (キ) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と区分されています。

##### a. 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物としては、表-8 の廃棄物が指定されています。

表-8 特別管理一般廃棄物一覧

主な分類	概 要
PCBを使用した部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
ばいじん	ごみ処理施設において発生したもの
ばいじん、燃えがら、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
感染性一般廃棄物	病院等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれのあるもの

b. 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物としては、表-9 の廃棄物が指定されています。

表-9 特別管理産業廃棄物

主な分類	概 要	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	病院等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれのあるもの	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布されもしくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くずもしくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類もしくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くずもしくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉱さい	重金属等を含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	ばいじん、燃えがら	重金属等、ダイオキシン類を含むもの
	廃油	有機塩素化合物等を含むもの
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、ダイオキシン類を含むもの

(ク) 感染性廃棄物の種類

感染性産業廃棄物とは、「医療関係機関等から生ずる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」のことです。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

表-10 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

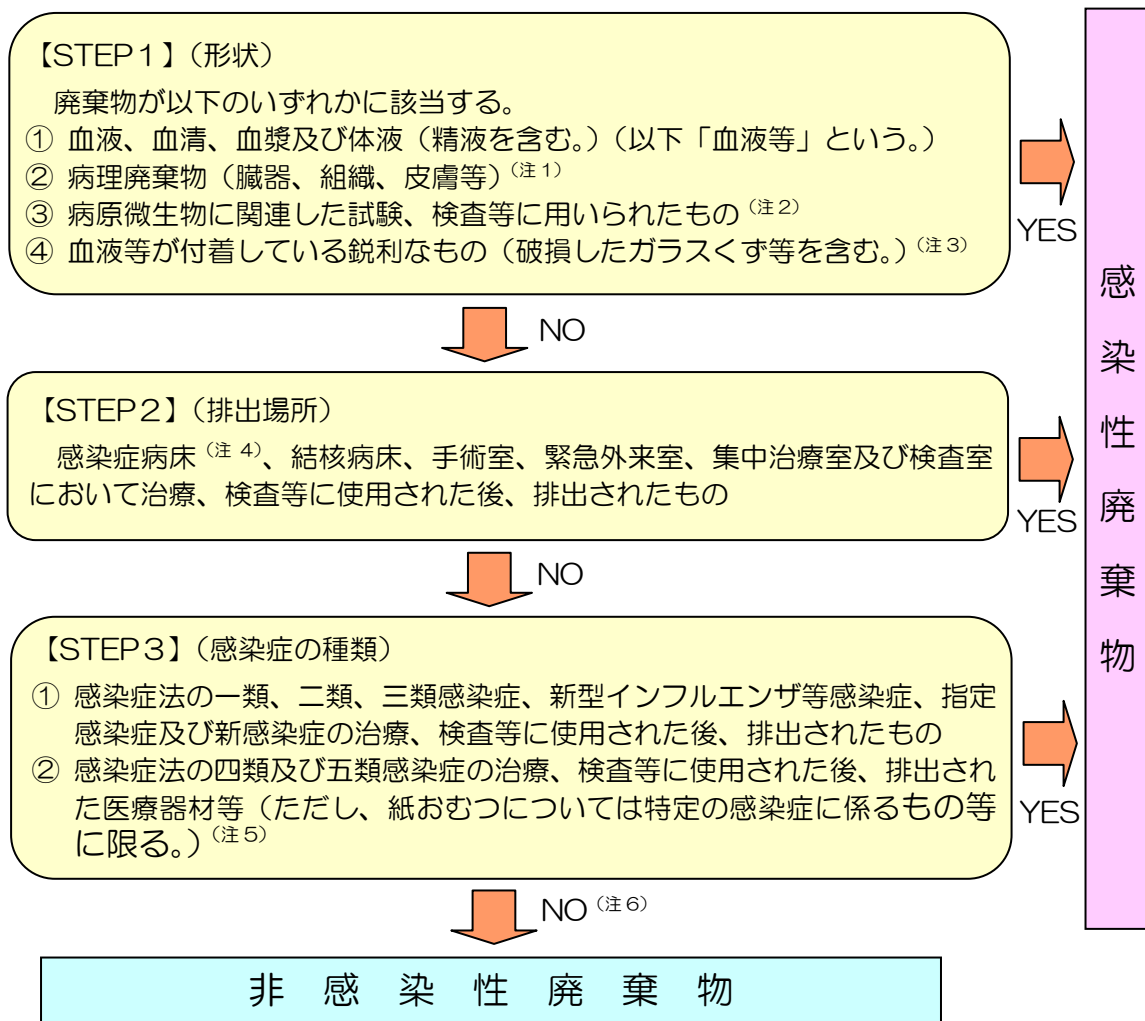
種 類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

表-11 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスプレイ製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>
--

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」  
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成21年5月）

## 図-12 感染性廃棄物の判断フロー



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

## ② 環境基本法

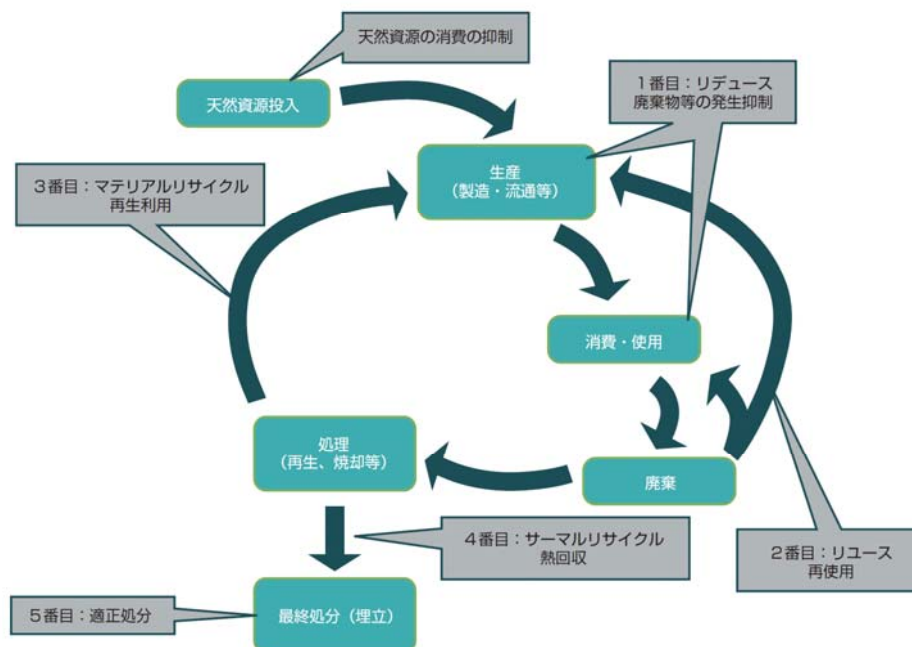
「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとし、平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

## ③ 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：環境省

図-13 循環型社会の姿



表-12 循環型社会形成推進基本法の概要

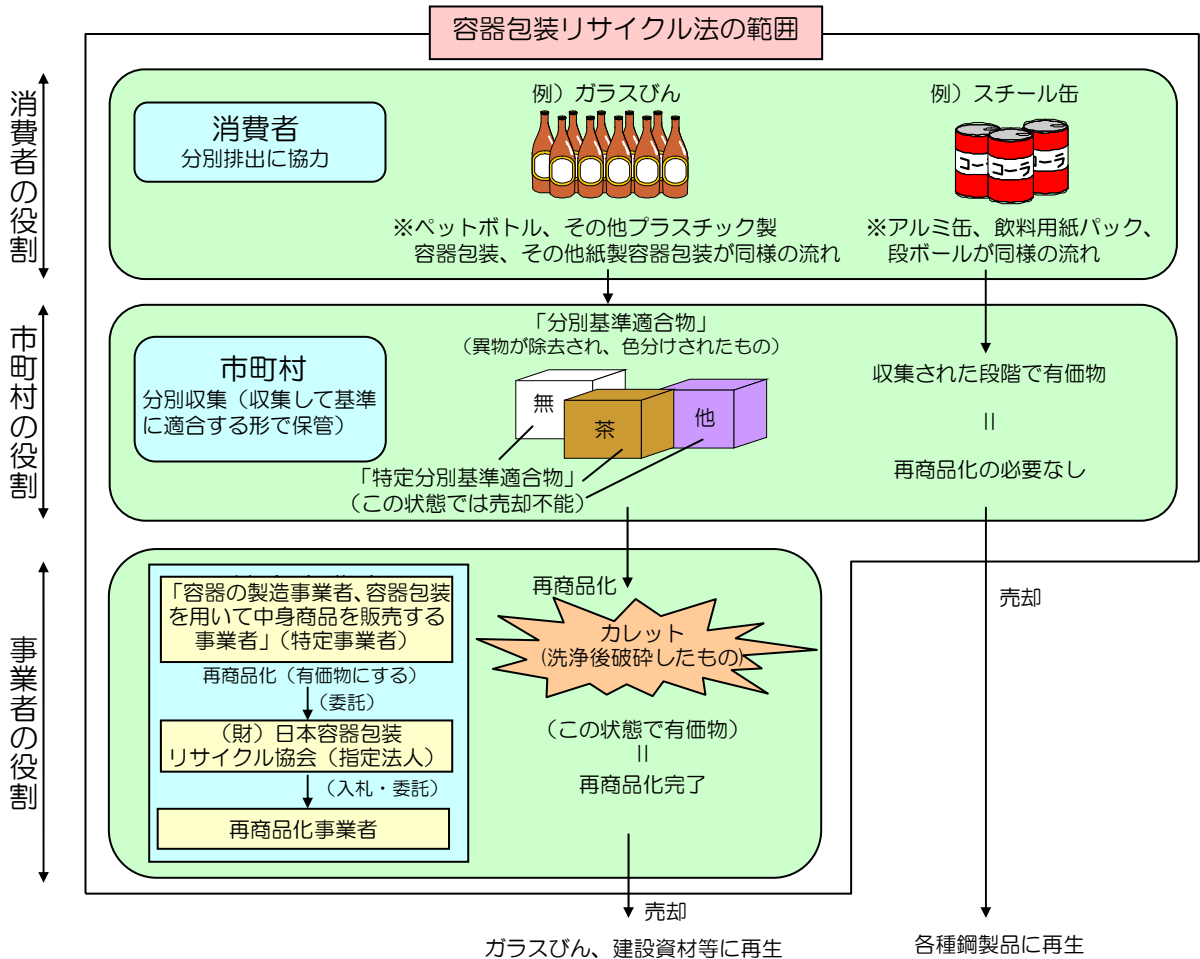
## 循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示  
「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義  
法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化  
①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化  
循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、
  - (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
  - (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定  
循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。
  - (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
  - (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
  - (3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
  - (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
  - (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
  - (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
  - 廃棄物等の発生抑制のための措置
  - 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
  - 「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
  - 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

### ④ 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。



資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省編

図-14 容器包装リサイクル法に基づく役割分担と容器包装廃棄物の流れ

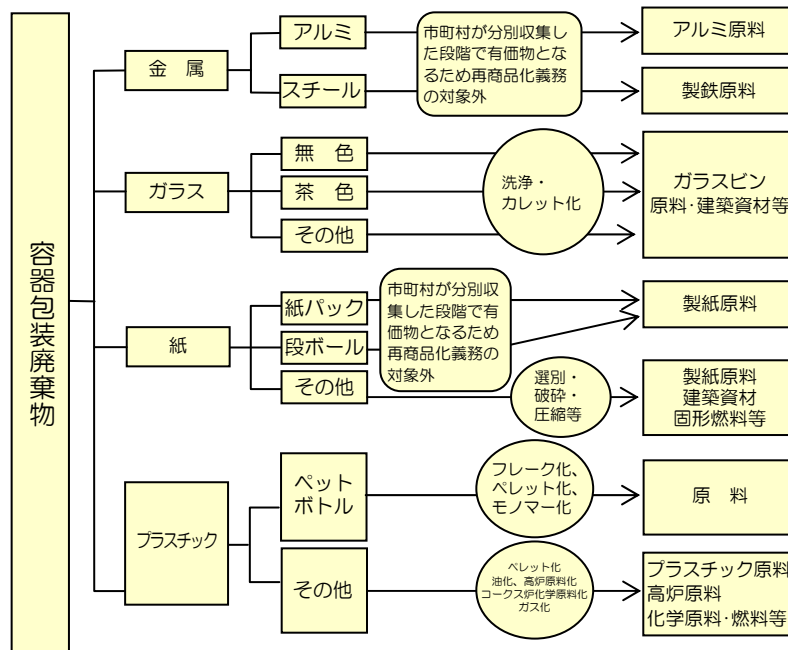


図-15 容器包装の再商品化の方法

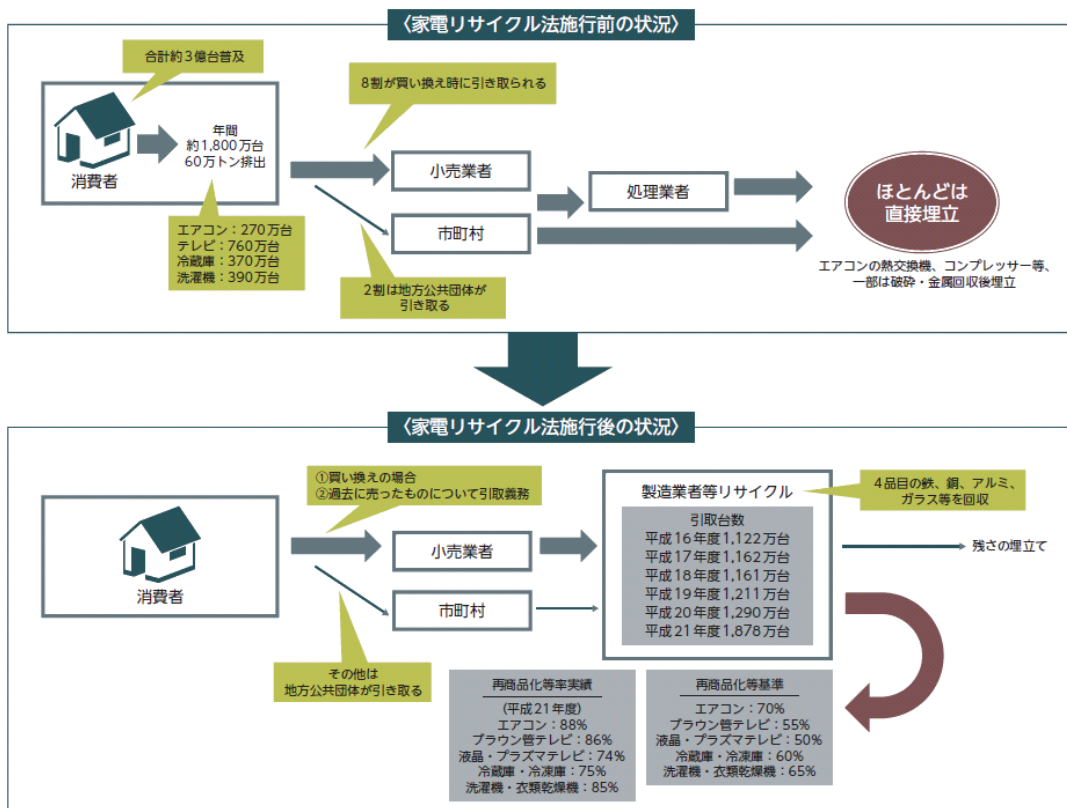


⑤ 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律です。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難でした。このため、これらの 4 品目について特定家庭用機器廃棄物と定められ、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

なお、平成 21 年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されています。



資料：環境省、経済産業省

図-16 廃家電処理の状況

## ⑥ 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

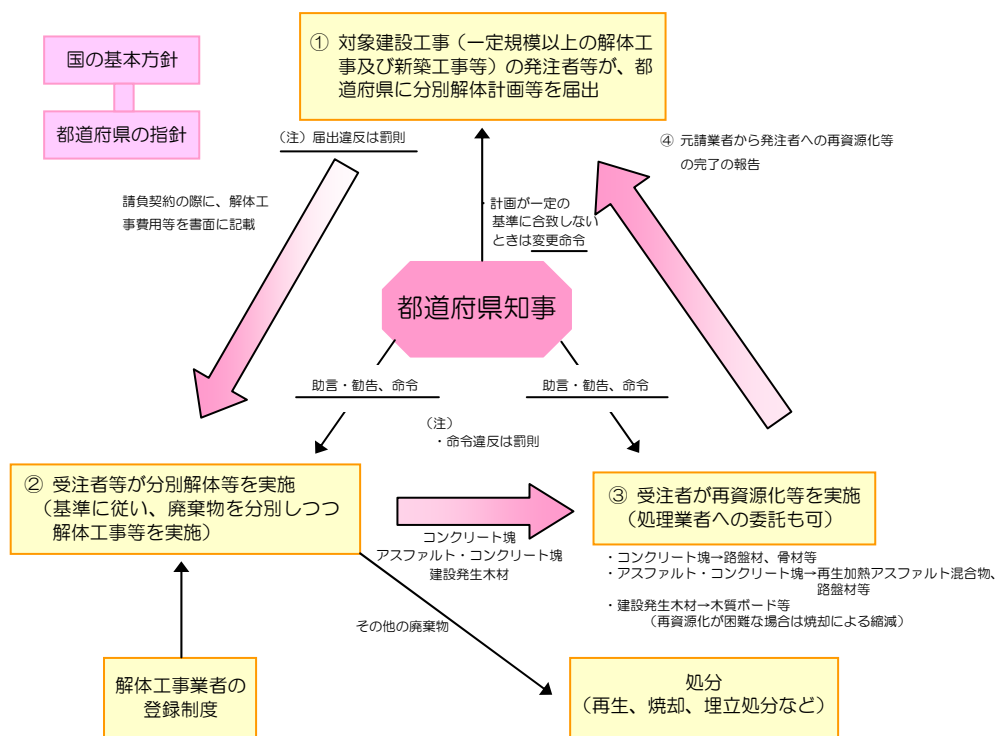
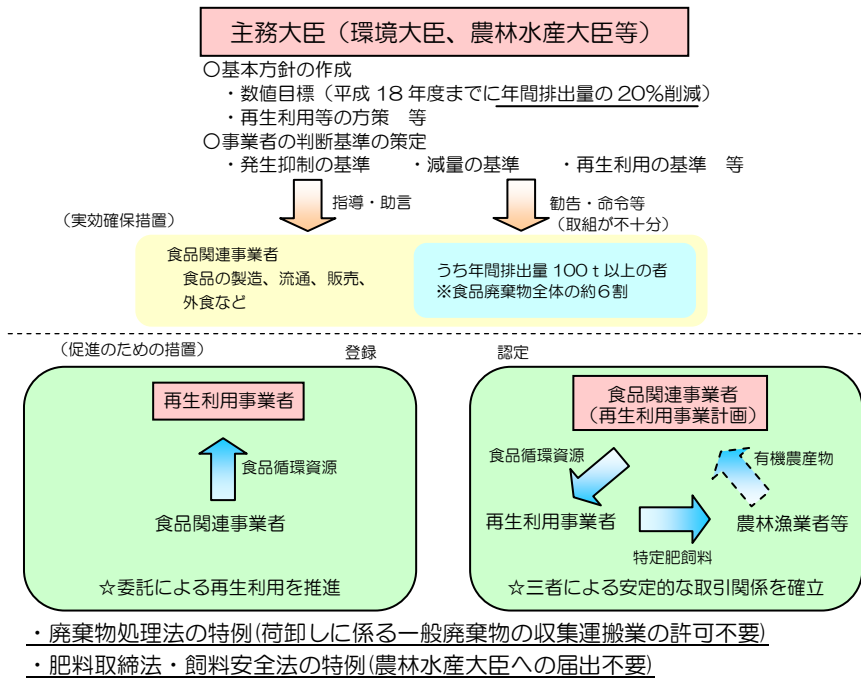


図-17 建設リサイクル法の概要

## ⑦ 食品リサイクル法

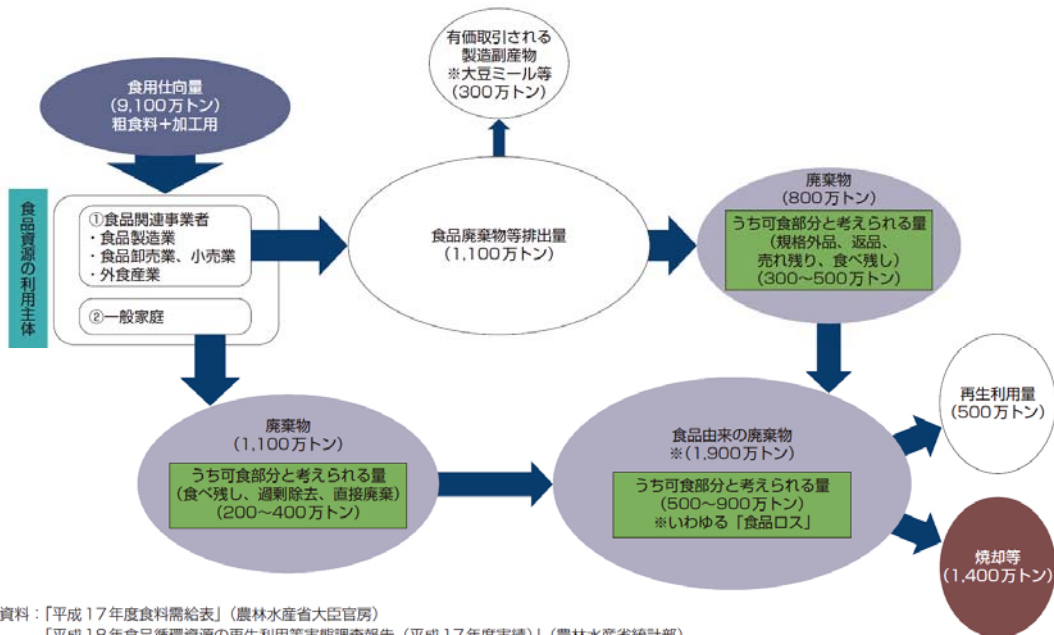
正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図-18 食品リサイクル法の仕組み



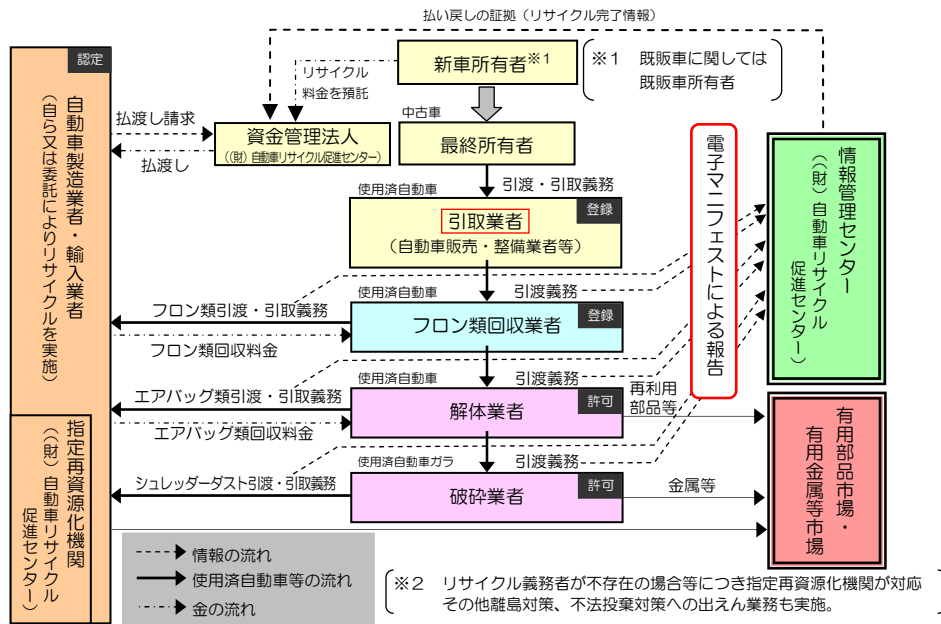
資料：「平成17年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）  
 「平成18年食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成17年度実績）」（農林水産省統計部）  
 「平成17年度食品ロス統計調査」（農林水産省統計部）  
 「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況等」（平成17年度実績、環境省試算）を基に農林水産省において試算の上、作成

図-19 食品廃棄物等の発生の流れ

⑧ 自動車リサイクル法

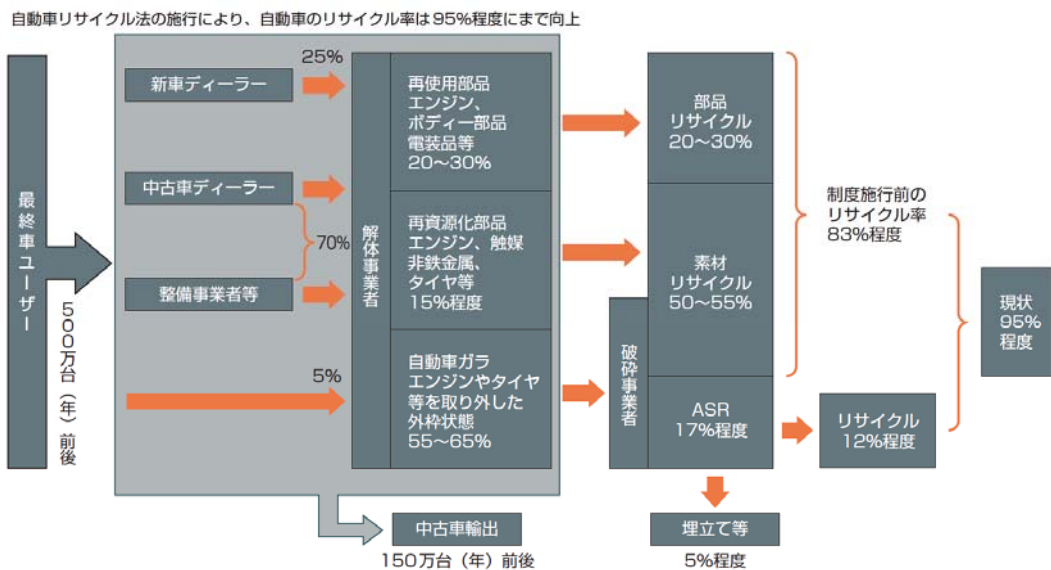
正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成14年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図-20 自動車リサイクル法の仕組み



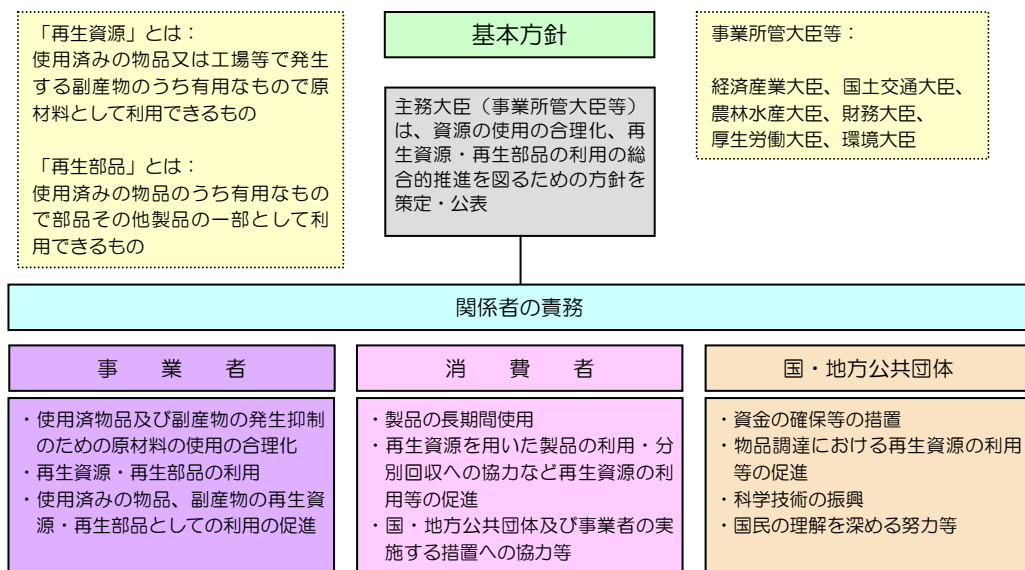
資料：10年1月の産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会報告書「自動車リサイクル制度の施行状況の評価検討に関する報告書」による

図-21 使用済自動車処理のフロー（平成20年度）

⑨ 資源有効利用促進法

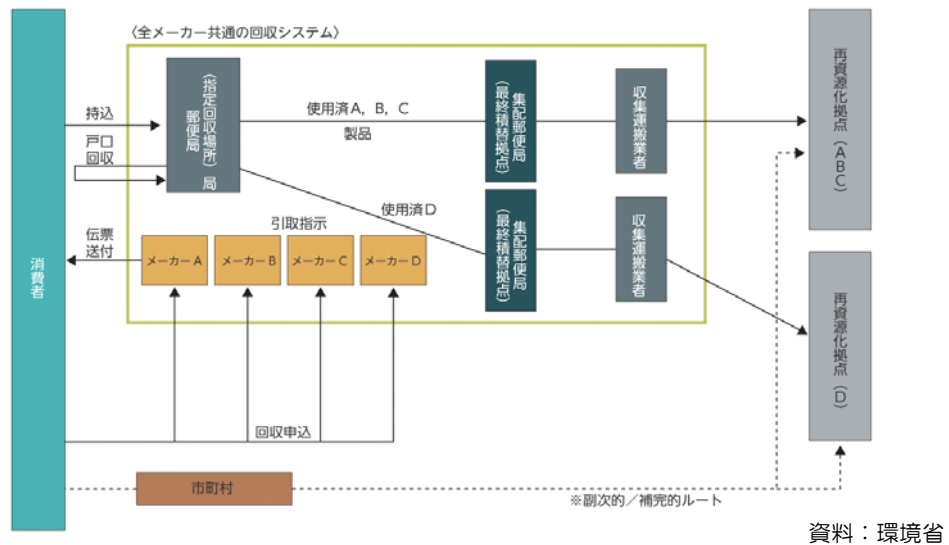
正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立した法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者 zu 一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取り組みの促進を図っています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図-22 資源有効利用促進法の概要



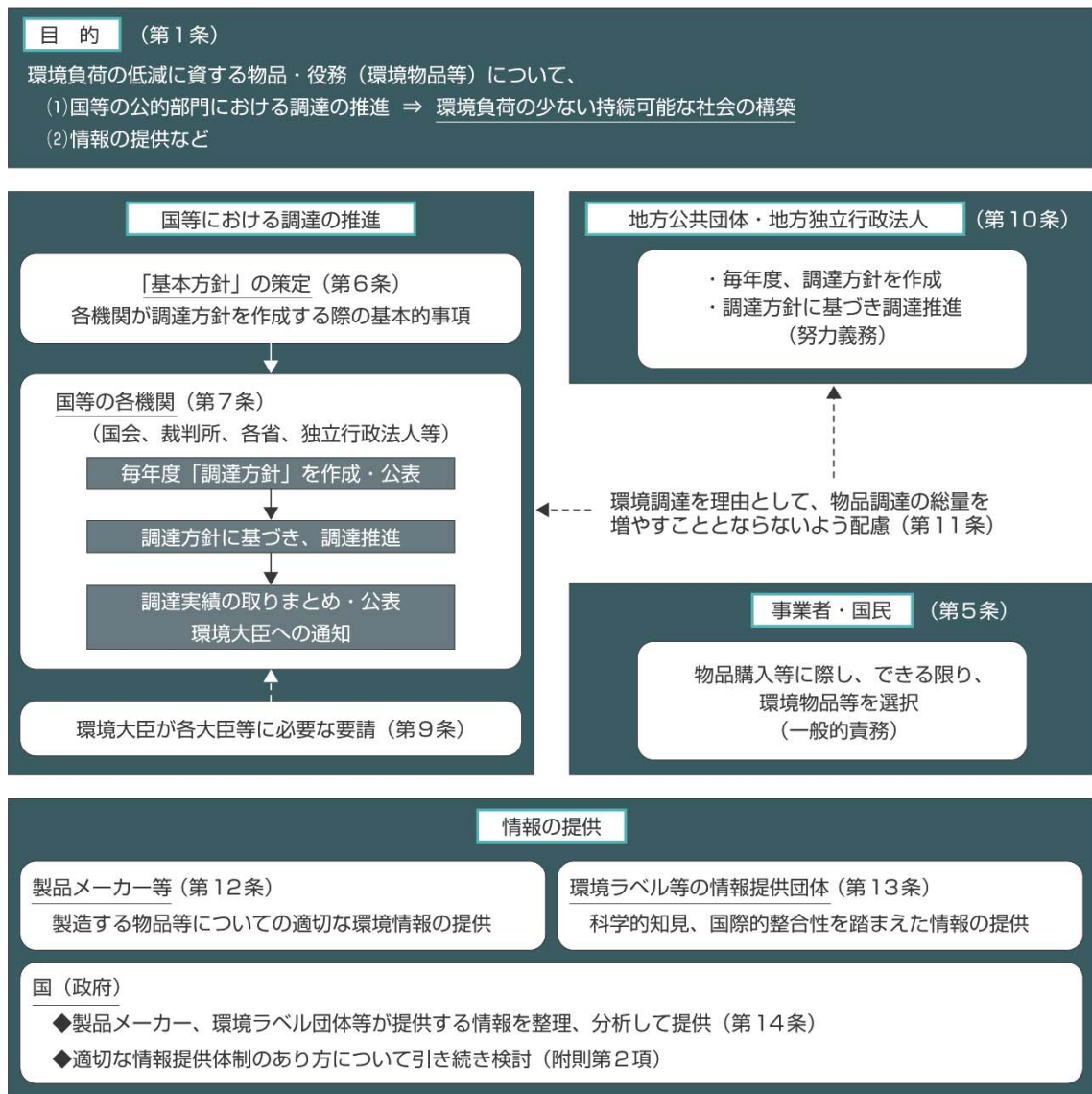
資料：環境省

図-23 家庭系パソコン回収の基本的枠組み

⑩ グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：環境省

図-24 グリーン購入法の仕組み



(2) 廃棄物処理施設設置に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に係る主な法令を示します。

表-13 施設の設置、土地利用規制及び設備等に関する法令

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内にごみ焼却場を設置する場合、都市施設として都市計画に定める必要がある。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。
砂防法	砂防指定土地における一定の行為の禁止・制限。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等継続して道路を使用する場合。
都市緑地法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。 国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量をこえる構築物の建設又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
建築基準法	建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認を受けなければならない。 なお、用途地域別の建築物の制限がある。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等を行うことができない。 重油タンク等は危険物貯蔵所として本法の規制を受ける。



法律名	適用範囲等
航空法	進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物の設置の制限がある。地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害燈を設置しなければならない。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60 メートル以上の高さのものには昼間障害標識を設置しなければならない。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表から高さが 31 メートルをこえる建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧（7,000 ボルト以上）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合。 非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制、クレーン、ボイラー等の特定機械等に関する規制、酸素欠乏等労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等、その他関係規制、規格等ごみ処理施設に関するものが多数ある。

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」全国都市清掃会議

## ① 大気汚染関係

環境基準は、環境基本法第 16 条に基づいて、人の健康を保護するために維持されることが望ましい基準を定めたものです。

大気汚染に係る環境基準については、昭和 44 年 2 月に硫黄酸化物、45 年 2 月に一酸化炭素、47 年 1 月に浮遊粒子状物質、48 年 5 月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されています。また、昭和 48 年 5 月には二酸化硫黄に係る環境基準が改訂され、これまでに環境基準が設定されていた一酸化炭素等と併せて告示されています。近年では、平成 9 年 2 月には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに係る環境基準が設定され、平成 11 年 12 月にはダイオキシン類に係る環境基準が設定されています。

沖縄県においても、昭和 47 年に「沖縄県公害防止条例」を制定し、平成 20 年 12 月に当該条例の全部を改正し、「沖縄県生活環境保全条例」を制定したところです。

表-14 大気汚染に係る環境基準

告示	物質	環境上の条件	達成期間
昭和48・5・8 環告25	二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され又は、5年以内に達成
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され又は、早期に達成
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	維持され又は、早期に達成
昭和53・7・11 環告38	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域は、原則として7年以内 1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の地域は、現状を維持する
平成9・2・4 環告4	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持又は、早期に達成
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持又は、早期に達成
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持又は、早期に達成
	ジクロロメタン (H13.4.20)	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持又は、早期に達成
平成11・12・27 環告68	ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)	達成されていない地域は可及的速やかに達成。 現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める。
平成21・9・9 環告33	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	維持又は、早期に達成

備考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は、場所については、適用しない。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について（S48.5.8 環告25、H8.10.25 環告73最終改正）」

「二酸化窒素に係る環境基準について（S53.7.11 環告38、H8.10.25 環告74最終改正）」

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（H9.2.4 環告4、H13.4.20 環告30最終改正）」

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る

環境基準について（H11.12.27 環告68、H21 環告11最終改正）」

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（H21.9.9 環告33）」

② 水質汚濁関係

(ア) 環境基準法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、それぞれ定められています。

表-15 水質汚濁に係る環境基準等（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下、「規格」という。）55 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) に定める方法及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21 環告 11 最終改正）」

表-16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

項目 類型	利用目的の 適心性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	規格 21 に定 める方法	付表 8 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜電 極を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	最 確 数 による 定量法	
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</li> <li>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</li> <li>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。</li> <li>4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</li> </ol>							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」

表-17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1（1）による。）	
備考 1. 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）			

第1の2の  
(2)により  
水域類型  
ごとに指定  
する水域

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」

表-18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されな いこと。	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法（た だし、B類型の工 業用水及び水 産2級のうち ノリ養殖の利 水点における 測定方法はアル カリ性法）	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	付表10に掲 げる方法	
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは、次のものをいう。          試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1 mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  <math display="block">\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50</math>           (a)： N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値 (mL)            (b)： 浄留水について行った空試験値 (mL)            f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>： N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水 道 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」



表-19 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」

表-20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1（1）による。）	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H21.11.30 環告 78 最終改正）」

(イ) 西原町に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

町に関連する環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は表-21のとおりです。

表-21 西原町に関連する海域における環境基準の水域類型指定状況

水域の名称	水域の範囲	水域類型	達成期間
中城湾	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と沖合の離島久高島、津堅島に囲まれた全域	A	直ちに達成

注1 該当類型の欄中の「A」は、環境庁告示別表2に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。

資料：「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（H16.3.30 沖縄県告示 282）」

(ウ) 西原町に関連する水域における上乗せ排水基準

町に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域及び当該区域における上乗せ排水基準値を表-22 及び表-23-1、表-23-2 に示します。

表-22 西原町に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域

水域の名称	範囲
中城湾海域	中城湾（知念岬から久高島、津堅島を経て勝連崎に至る直線と陸岸に囲まれた区域）及び同湾に流入する公共用水域

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

（S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正）」

表-23-1 中城湾海域に係る上乘せ排水基準（1）

区分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日	
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)			
			日間平均	最大	日間平均	最大		
(令23) 水質汚濁防止法第三十三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和五十一年沖縄県令第27号)の施行の日前に特定施設を設置している工場又は事業場(特定施設を設置の工事をしていないもの)を 下水道処理区域外に設置されているもの	すべてのもの		30以下	40以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日	
	養豚業	豚舎の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	3,000以下	3,600以下	6,900以下	8,000以下	昭和52年8月1日
		豚舎の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	2,000以下	2,600以下	4,600以下	6,000以下	
		豚舎の総面積が1,000平方メートル以上のもの	同上	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下	
	食料品製造業	砂糖製造業	1,000立方メートル以上のもの	30以下	50以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日
			1,000立方メートル未満のもの	40以下	60以下	70以下	90以下	
		水産食料品製造業	50立方メートル以上のもの	30以下	40以下	100以下	150以下	
		その他の製造業	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	100以下	130以下	
			20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下	
	紙製造業	20立方メートル以上のもの	80以下	100以下	100以下	150以下	昭和52年8月1日	
	石油精製業	50立方メートル以上のもの	20以下	30以下	15以下	20以下	昭和52年2月1日	
	と畜場	50立方メートル以上のもの	25以下	30以下	70以下	90以下	昭和52年8月1日	
	自動車車両洗浄施設を有するもの	20立方メートル以上のもの			80以下	100以下	昭和52年8月1日	
	下水道終末処理場	20立方メートル以上のもの	30以下	40以下	70以下	90以下	昭和53年8月1日	
	その他のもの		50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	100以下	130以下	昭和52年8月1日
		20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下		

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例  
(S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正)」

資料：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」(平成22年3月、沖縄県環境保全課)

表-23-2 中城湾海域に係る上乘せ排水基準（2）

区分	特定施設を有する業種	排出水量 (1日当たり)	項目及び許容限度				適用期日	
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)			
			日間平均	最大	日間平均	最大		
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の施行の日以後に特定施設を設置する工場又は事業場 (昭和五十一年沖縄県条例第二十七号)	下水道処理区域内に設置されているもの	すべてのもの	20以下	30以下	70以下	90以下		
	下水道処理区域外に設置されているもの	養豚業	豚舎の総面積が50平方メートル以上300平方メートル未満のもの	50立方メートル未満のもの	1,000以下	1,300以下	2,000以下	2,600以下
			豚舎の総面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	同上	600以下	750以下	1,000以下	1,300以下
			豚舎の総面積が1,000平方メートル以上のもの	50立方メートル以上のもの	50以下	70以下	70以下	90以下
				50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下
	水産食品製造業	20立方メートル以上のもの	30以下	40以下	100以下	150以下		
	紙製造業	20立方メートル以上のもの	60以下	80以下	80以下	120以下		
	石油精製業	20立方メートル以上のもの	20以下	30以下	15以下	20以下		
	と畜場	20立方メートル以上のもの	25以下	30以下	70以下	90以下		
	自動式車両洗浄施設を有するもの	20立方メートル以上のもの			50以下	70以下		
	その他のもの	200立方メートル以上のもの	20以下	30以下	70以下	90以下		
		50立方メートル以上200立方メートル未満のもの	50以下	70以下	100以下	130以下		
		20立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120以下	160以下	150以下	200以下		

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例  
(S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正)」

資料：「水質汚濁防止法に係る届出の手引き」(平成22年3月、沖縄県環境保全課)

### ③ 騒音関係

#### (ア) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準を表-24 に示します。

表-24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

資料：「騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環告 64、H17.5.26 環告 45 最終改正）」

(イ) 騒音規制法等に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和54年沖縄県告示第95号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準を表-25に示し、町における規制地域の指定状況を表-26及び図-25に示します。

表-25 沖縄県における騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

1. 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ表-26の右欄に掲げる区域をいう。
2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

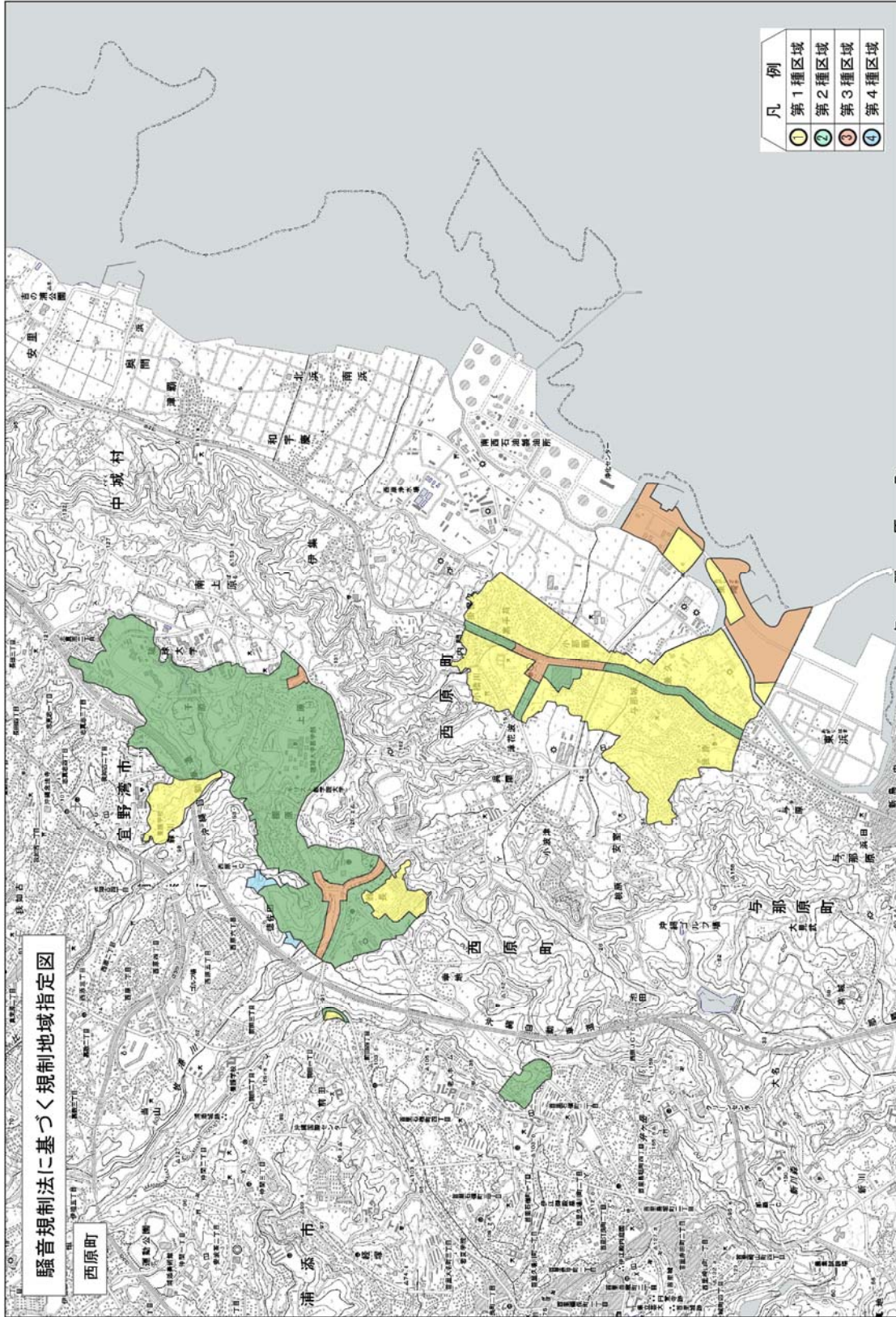
資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(S54.3.8 沖縄県告示 95、H23.3.31 沖縄県告示 221 最終改正)」

表-26 西原町における騒音規制区域

区域名	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	近隣商業地域 準工業地域	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(S54.3.8 沖縄県告示 95、H23.3.31 沖縄県告示 221 最終改正)」





資料：沖縄県ホームページより

図-25 騒音規制法に基づく規制地域指定図

④ 振動関係

(ア) 振動規制法に関する規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和54年沖縄県告示第96号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準を表-27に示し、町における規制地域の指定状況を表-28及び図-26に示します。

表-27 沖縄県における振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

1. 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ表-28の右欄に掲げる区域をいう。
2. 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

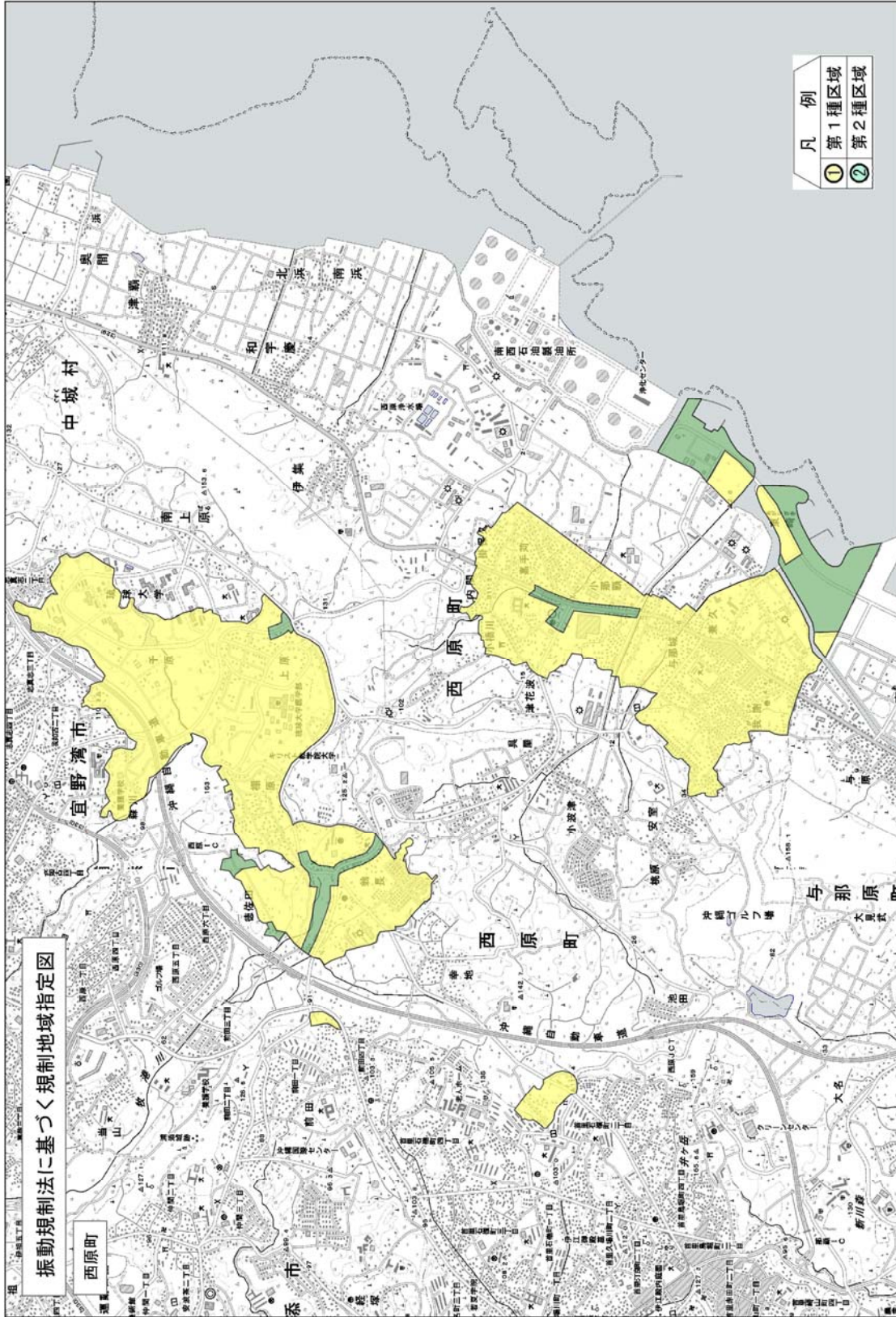
資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(S54.3.8 沖縄県告示96、H23.3.31 沖縄県告示222 最終改正)」

表-28 西原町における振動規制区域

区域名	第1種区域		第2種区域
西原町	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域	近隣商業地域 準工業地域 西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(S54.3.8 沖縄県告示96、H23.3.31 沖縄県告示222 最終改正)」





資料：沖縄県ホームページより

図-26 振動規制法に基づく規制地域指定図

⑤ 悪臭関係

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホームなど多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、「特定悪臭物質規制の地域」と「臭気指数規制の地域」の2地域があります。なお、町は特定悪臭物質規制の地域となっています。

表-29 特定悪臭物質の規制基準 単位：ppm

項目	規制基準	悪臭防止法施行規則で定める規制基準の範囲	沖縄県公害防止条例	
			A 区域	B 区域
アンモニア		1 以上、5 以下	1	2
メチルメルカプタン		0.002 以上、0.01 以下	0.002	0.004
硫化水素		0.02 以上、0.2 以下	0.02	0.06
硫化メチル		0.01 以上、0.2 以下	0.01	0.05
トリメチルアミン		0.005 以上、0.07 以下	0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05 以上、0.5 以下	0.05	0.1
スチレン		0.4 以上、2 以下	0.4	0.8
二硫化メチル		0.009 以上、0.1 以下	0.009	0.03
プロピオン酸		0.03 以上、0.2 以下	0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001 以上、0.006 以下	0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009 以上、0.004 以下	0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001 以上、0.01 以下	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド		0.05 以上、0.5 以下	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009 以上、0.08 以下	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02 以上、0.2 以下	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009 以上、0.05 以下	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003 以上、0.01 以下	0.003	0.006
イソプタノール		0.9 以上、20 以下	0.9	4
酢酸エチル		3 以上、20 以下	3	7
メチルイソブチルケトン		1 以上、6 以下	1	3
トルエン		10 以上、60 以下	10	30
キシレン		1 以上、5 以下	1	2

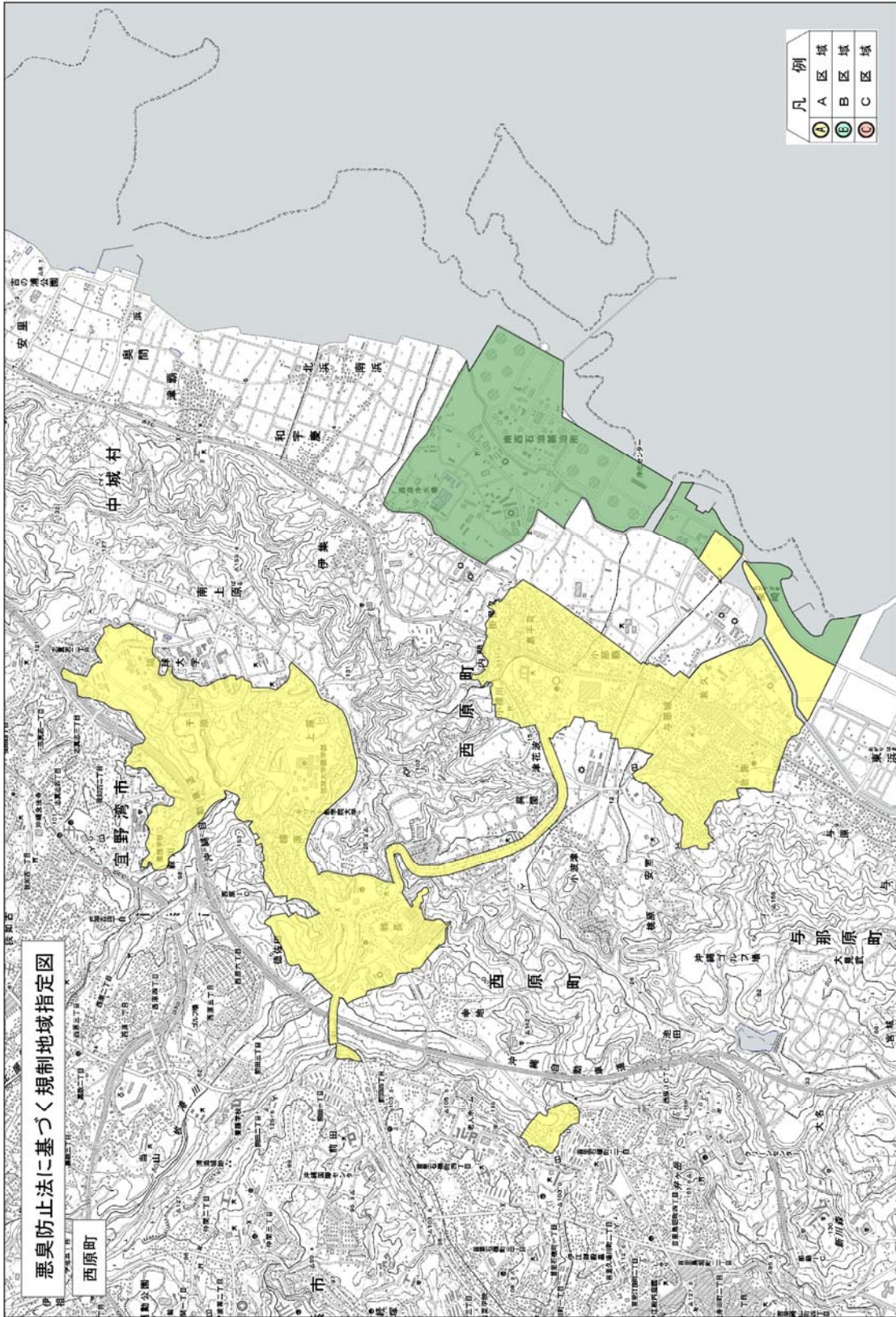
資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(H18.3.28 沖縄県告示 246、H23.3.31 沖縄県告示 222 最終改正)」

表-30 西原町における悪臭規制区域（特定悪臭物質規制）

区域名	A 区域	B 区域
西原町	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 近隣商業地域、県道38号線沿いの一部	準工業地域

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(H18.3.28 沖縄県告示 246、H23.3.31 沖縄県告示 222 最終改正)」





資料：沖縄県ホームページより

図-27 悪臭防止法に基づく規制地域指定図

### 3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

#### (1) ごみ処理状況

##### ① ごみ排出量及び収集状況

沖縄県全域で排出されるごみ総排出量は、平成21年度実績では427,265 tであり、1人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）は832 gです。

排出原単位については年々減少する傾向にあります。

表-31 沖縄県のごみ排出量及び収集状況

年 度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	計画収集量 (t/年)	直接搬入量 (t/年)	集団回収量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	自家処理量 (t/年)
平成12年	1,337,443	1,333,766	479,924	21,095	5,714	506,733	1,038	30
平成13年	1,345,801	1,342,122	465,786	22,057	4,063	491,906	1,001	216
平成14年	1,355,926	1,352,164	465,320	20,574	4,696	490,590	991	1,722
平成15年	1,365,359	1,361,416	458,737	23,656	4,311	486,704	974	911
平成16年	1,375,037	1,372,144	441,459	18,748	4,214	464,421	925	521
平成17年	1,386,137	1,383,115	439,156	15,728	7,467	462,351	914	2,551
平成18年	1,391,490	1,390,418	439,725	16,519	6,868	463,112	912	304
平成19年	1,396,514	1,396,502	433,711	20,167	4,610	458,488	897	4
平成20年	1,399,376	1,399,366	406,206	17,375	1,054	424,635	831	14
平成21年	1,407,522	1,407,514	409,305	17,095	865	427,265	832	12

- ・「ごみ総排出量」＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「集団回収量」である。
- ・1人1日当たりのごみ排出量＝（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷（計画収集人口＋自家処理人口）÷365又は366
- ・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

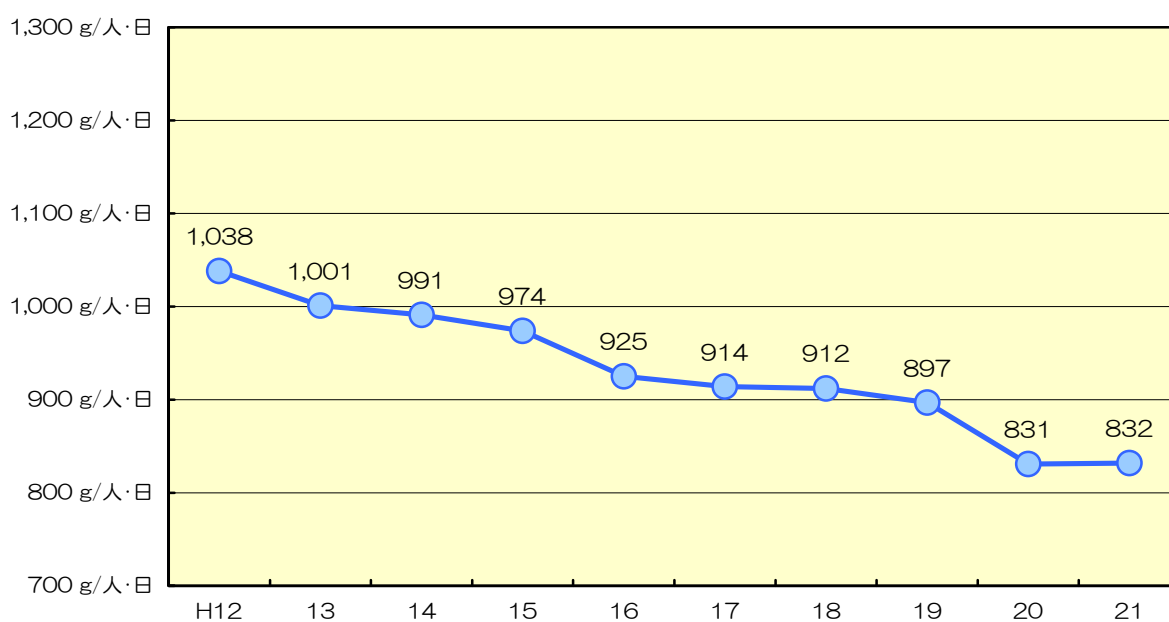


図-28 沖縄県のごみ排出原単位



表-32 全国のごみ排出量及び収集状況

区分	人 口		ご み 排 出 量					自家処理量 (千 t/年)
	総人口 (千人)	計画収集人口 (千人)	計画収集量 (千 t/年)	直接搬入量 (千 t/年)	集団回収量 (千 t/年)	合 計 (千 t/年)	1人1日当りの ごみ排出量 (g/人・日)	
平成 12 年	126,734	126,425	46,695	5,373	2,765	54,834	1,185	293
平成 13 年	127,007	126,794	46,528	5,316	2,837	54,681	1,180	253
平成 14 年	127,299	127,136	46,202	5,190	2,807	54,199	1,166	218
平成 15 年	127,507	127,365	46,044	5,398	2,829	54,271	1,163	165
平成 16 年	127,606	127,526	45,114	5,343	2,919	53,376	1,146	130
平成 17 年	127,712	127,658	44,633	5,090	2,996	52,720	1,131	92
平成 18 年	127,781	127,727	44,155	4,810	3,058	52,024	1,115	74
平成 19 年	127,487	127,439	42,629	5,138	3,049	50,816	1,089	56
平成 20 年	127,530	127,490	40,946	4,234	2,926	48,106	1,033	45
平成 21 年	127,429	127,406	39,616	3,845	2,792	46,252	994	31

- ・自家処理量は、多くの市町村において推計によるものと考えられる。
- ・1人1日当りのごみ排出量＝(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)÷総人口÷365又は366

資料：「日本の廃棄物処理」平成 21 年度版 環境省

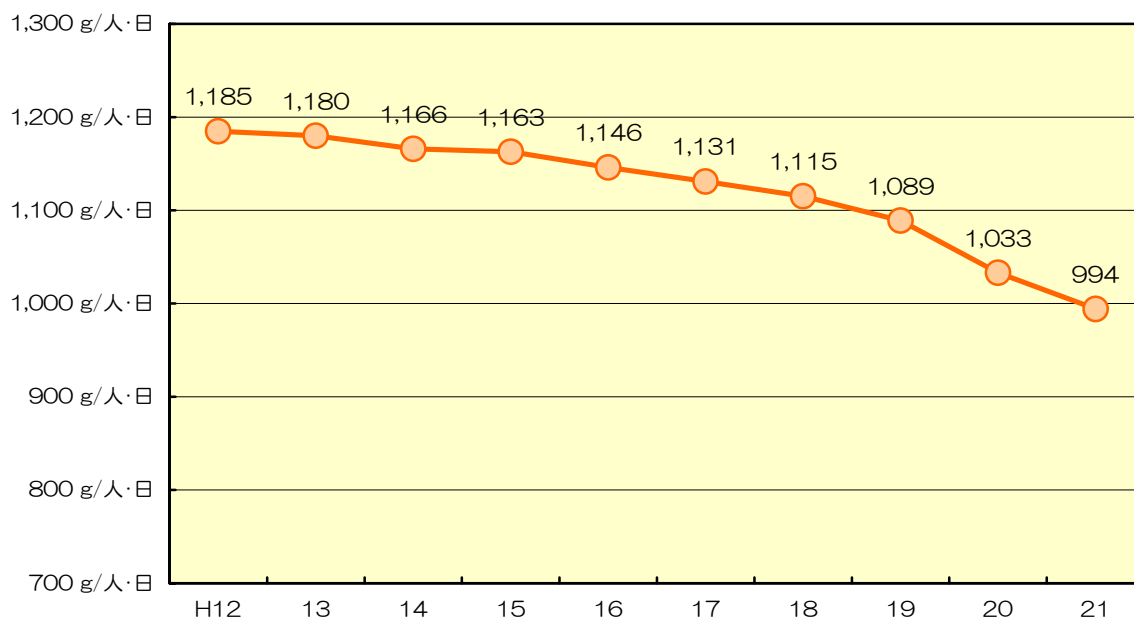


図-29 全国のごみ排出原単位の推移

② ごみの形態別収集量

沖縄県における平成 21 年度の地方公共団体のごみ収集量は、265,091t/年となっており、その内訳は直営収集が 28,977t/年、委託収集が 236,114t/年となっています。また、許可業者によるごみ収集量は 144,214t/年で、全体に占める割合は 35.2% となっています。

表-33 沖縄県のごみの形態別収集量 (t/年)

項目 年度	地方公共団体によるもの			許可業者によるもの	計
	直営	委託	小計		
平成 12 年	54,217 (11.3%)	274,927 (57.3%)	329,144 (68.6%)	150,780 (31.4%)	479,924
平成 13 年	53,676 (11.5%)	264,136 (56.7%)	317,812 (68.2%)	147,974 (31.8%)	465,786
平成 14 年	53,308 (11.5%)	263,754 (56.7%)	317,062 (68.1%)	148,258 (31.9%)	465,320
平成 15 年	49,174 (10.7%)	257,366 (56.1%)	306,540 (66.8%)	152,197 (33.2%)	458,737
平成 16 年	50,080 (11.3%)	245,910 (55.7%)	295,990 (67.0%)	145,469 (33.0%)	441,459
平成 17 年	47,375 (10.8%)	240,954 (54.9%)	288,329 (65.7%)	150,827 (34.3%)	439,156
平成 18 年	43,841 (10.0%)	244,863 (55.7%)	288,704 (65.7%)	151,021 (34.3%)	439,725
平成 19 年	37,921 ( 8.7%)	245,847 (56.7%)	283,768 (65.4%)	149,943 (34.6%)	433,711
平成 20 年	33,736 ( 8.3%)	231,004 (56.9%)	264,740 (65.2%)	141,466 (34.8%)	406,206
平成 21 年	28,977 ( 7.1%)	236,114 (57.7%)	265,091 (64.8%)	144,214 (35.2%)	409,305

注) 粗大ごみの計画収集量も含む。

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

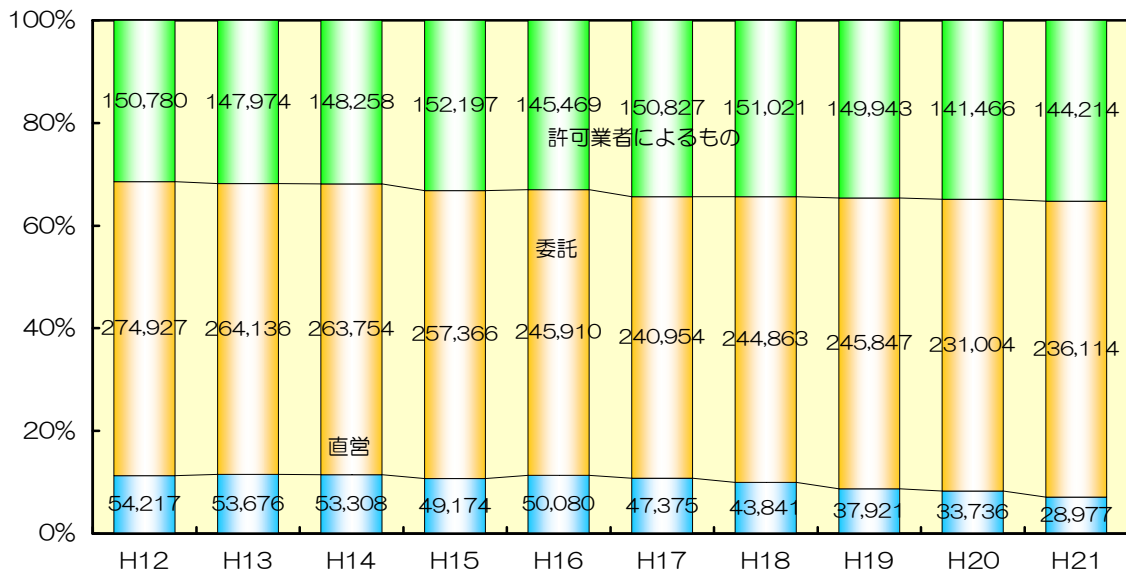


図-30 沖縄県のごみの形態別収集量の割合の推移

### ③ 運搬状況

表-34 に県内のごみ収集車両の保有状況を示します。

沖縄県内のごみ収集車両の保有台数推移は、年々増加する傾向にあり、平成 21 年度現在の収集車両の総数は 1,281 台であり、そのうちの 1,179 台が収集車（パッカー車等）となっており、残りの 102 台は運搬車（ダンプカー等）となっています。

表-34 沖縄県のごみ収集車両の保有状況 (単位：台)

年度 区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収集車	709	693	741	778	842	970	965	1,046	1,098	1,179
運搬車	48	76	58	51	46	59	96	141	73	102
合計	757	769	799	829	888	1,029	1,061	1,187	1,171	1,281

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

## (2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況

### ① し尿及び浄化槽汚泥の処理人口及び収集状況

沖縄県内の生活排水処理人口の推移は、下水道人口の増加と相まって、水洗化人口は増加する傾向にあり、平成 21 年度の水洗化人口は 1,315,124 人（下水道人口：823,437 人、浄化槽人口：491,687 人）となっています。

沖縄県内で排出されているし尿及び浄化槽汚泥の量は、平成 21 年度実績では 1 日当たり 351.8kL で、そのうち計画収集量が 351.7kL、自家処理量は 0.1kL となっています。

し尿量は減少する傾向にあり、浄化槽汚泥量は増加する傾向にありますが、両者を合わせた計画収集量についてはほぼ一定値で推移しています。

また、自家処理量については、平成 17 年度に例年と比較して突出した値が見られますが、おおむね 10kL 以下で推移しています。

表-35 及び図-31 に沖縄県の生活排水処理人口の推移を示し、表-36 及び図-32 に沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の収集量・自家処理量の推移を示します。

表-35 沖縄県の生活排水処理人口の推移

年 度	総人口 (人)	計画処理 区域内人口 (人)	水洗化人口			非水洗化人口		
			公共下水道 (人)	浄化槽 (人)	計 (人)	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	計 (人)
H12	1,337,443	1,337,443	643,505	560,329	1,203,834	127,223	6,386	133,609
H13	1,345,801	1,345,801	655,349	554,514	1,209,863	132,529	3,409	135,938
H14	1,355,926	1,355,926	692,622	539,791	1,232,413	118,644	4,869	123,513
H15	1,365,359	1,365,359	709,712	534,651	1,244,363	116,564	4,432	120,996
H16	1,375,037	1,375,037	731,774	525,508	1,257,282	114,274	3,481	117,755
H17	1,386,137	1,386,137	761,850	537,819	1,299,669	81,056	5,412	86,468
H18	1,391,490	1,391,490	783,914	530,495	1,314,409	76,865	216	77,081
H19	1,396,514	1,396,514	787,174	513,168	1,300,342	96,000	172	96,172
H20	1,399,376	1,399,376	803,261	503,904	1,307,165	92,064	147	92,211
H21	1,407,522	1,407,522	823,437	491,687	1,315,124	92,294	104	92,398

(注) 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む。

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

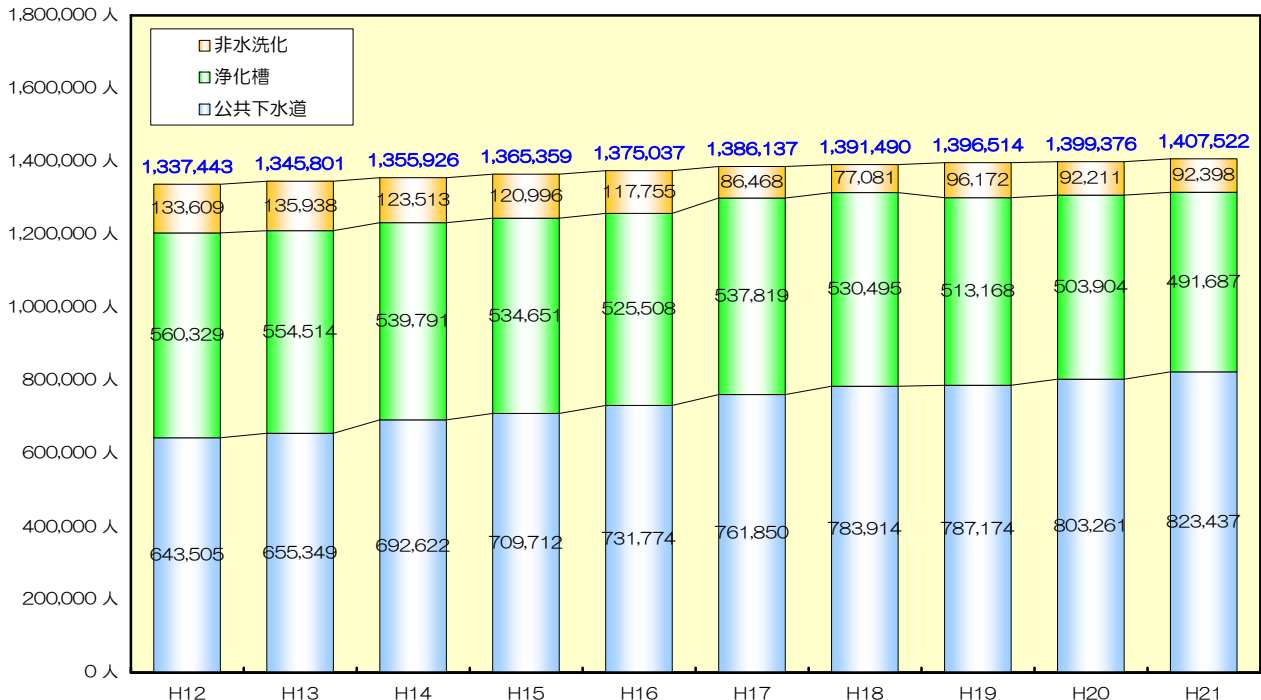


図-31 沖縄県の生活排水処理人口の推移

表-36 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kL/日)			自家処理量 (kL/日)			合計 (kL/日)	計画処理率 (%)	
	①し尿	②浄化槽汚泥	小計	①し尿	②浄化槽汚泥	小計		①し尿	②浄化槽汚泥
H12	151.0	218.0	369.0	1.0	4.0	5.0	374.0	99.3	98.2
H13	145.7	240.5	386.3	1.8	2.9	4.7	391.0	98.8	98.8
H14	132.8	243.2	376.1	1.8	0.4	2.2	378.3	98.6	99.8
H15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1	98.9
H16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6	99.9
H17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0	87.2
H18	86.8	267.6	354.4	4.3	0	4.3	354.7	95.3	100
H19	86.9	262.4	349.2	5.9	0	5.9	355.1	93.6	100
H20	83.0	265.9	348.9	2.3	3.4	5.7	354.5	97.3	98.7
H21	78.6	273.1	351.7	0.1	0	0.1	351.8	99.9	100

注) ①=①/(①+②)、②=②/(②+③)

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

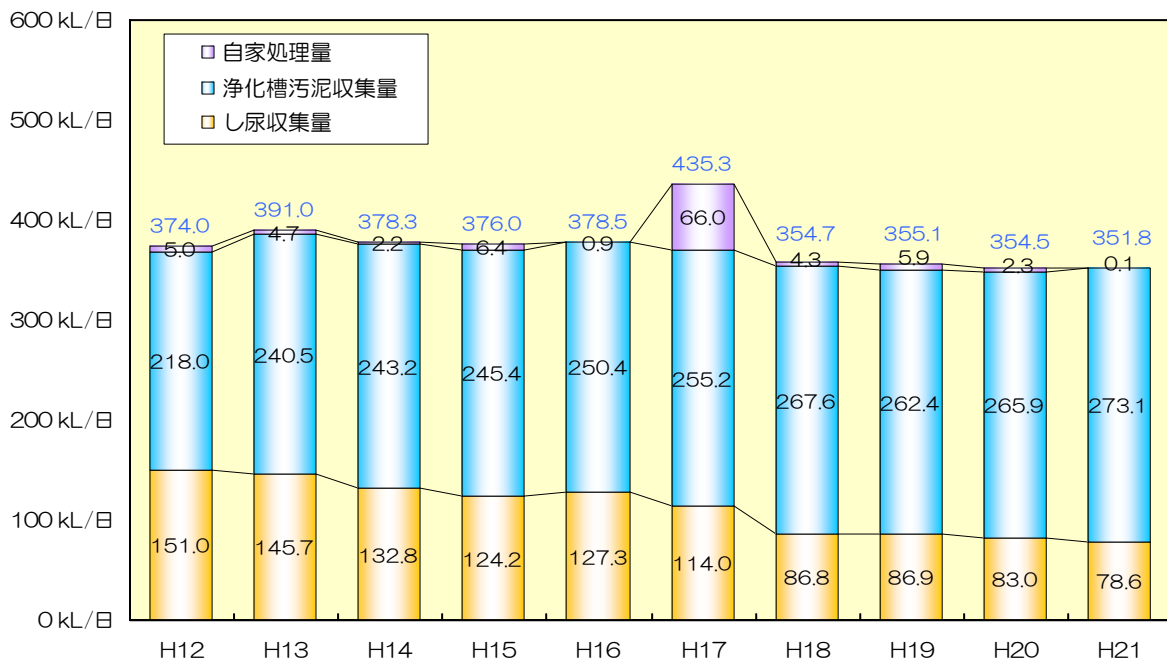


図-32 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の収集量・自家処理量の推移

表-37 し尿処理の推移（全国）

年 度		平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		
総人口 (千人)		127,712		127,781		127,487		127,529		127,429		
水洗化人口	公共下水道 (千人)	81,880		83,742		84,982		86,027		87,819		
	浄化槽 (うち合併) (千人)	31,646 (13,343)		30,834 (13,647)		30,199 (14,275)		29,683 (14,269)		28,801 (14,089)		
	計 (千人)	113,526		114,576		115,181		115,710		116,620		
非水洗化人口 (千人)		14,186		13,205		12,306		11,819		10,810		
合 計		(千kL/年) 26,561	% 100.0	(千kL/年) 26,105	% 100.0	(千kL/年) 24,974	% 100.0	(千kL/年) 24,553	% 100.0	(千kL/年) 23,874	% 100.0	
総 処 理 量	計 画 収 集 量	し尿処理施設	24,191	91.1	23,953	91.8	23,248	93.1	22,958	93.5	22,343	93.6
		ごみ堆肥化施設	4	0.0	7	0.0	11	0.0	28	0.1	58	0.2
		メタン化施設	1	0.0	7	0.0	15	0.1	16	0.1	27	0.1
		下水道投入	1,385	5.2	1,442	5.5	1,476	5.9	1,347	5.5	1,265	5.3
		農地還元	51	0.2	48	0.2	41	0.2	39	0.2	33	0.1
		海洋投入	623	2.3	393	1.5	—	—	—	—	—	—
		その他	109	0.4	110	0.4	54	0.2	54	0.2	47	0.2
	小 計	26,364	99.3	25,960	99.4	24,845	99.5	24,442	99.5	23,772	99.6	
自家処理量	197	0.7	144	0.6	129	0.5	111	0.5	102	0.4		

(注) 1. 浄化槽人口のうち合併とは合併浄化槽及びコミュニティプラント人口を合わせたものである。  
2. 浄化槽人口には、農業集落排水施設人口が含まれる。

資料：「日本の廃棄物処理」平成 21 年度版 環境省

## ② し尿の形態別収集量

沖縄県内の平成 21 年度における地方公共団体のし尿収集量は、1 年間で 4,244kL となっており、直営収集は 2,802kL、委託収集は 1,442kL となっています。

許可業者によるし尿収集量は 1 年間で 124,116kL となっており、全体に占める割合は 96.7%となっています。

なお、全国平均（平成 21 年度）は、地方公共団体による収集が 16.2%、許可業者による収集が 83.2%となっています。

表-38 に県内のし尿の形態別収集量を示します。



表-38 し尿の形態別収集量

年度 区分		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
		し尿・浄化槽汚泥 (KL/年)	地方公共 団体によるもの	直営	282	2,395	455	0	1,631	0	0	0
	0.2%			1.8%	0.4%	0%	1.2%	0%	0%	0%	0%	2.2%
委託			9,760	5,479	5,252	11,147	4,942	4,230	2,627	2,328	1,625	1,442
			7.2%	3.9%	4.0%	8.2%	3.6%	3.1%	2.0%	1.8%	1.3%	1.1%
許可業者		125,017	133,108	125,485	124,166	131,258	130,532	126,742	125,136	123,829	124,116	
		92.6%	94.4%	95.6%	91.8%	95.2%	96.9%	98.0%	98.2%	98.7%	96.7%	
計		135,059	140,982	131,192	135,313	137,831	134,762	129,369	127,464	125,454	128,360	

注) 収集量には浄化槽汚泥も含む。

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

③ 運搬状況

表-39 に県内のし尿収集車両の保有状況を示します。

沖縄県内におけるし尿収集車両の保有台数の推移は、平成 14 年度以降はおおむね一定台数で推移しており、平成 21 年度の収集車両の総数は 171 台となっています。その内訳はバキューム車が 169 台、その他が 2 台となっています。

表-39 し尿の収集車両の保有状況

(単位：台)

年度 区分		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収集車計		133	141	160	167	164	141	152	170	168	171
バキューム車		131	132	153	163	160	141	151	169	166	169
その他		2	9	7	4	4	0	1	1	2	2

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部 及び「一般廃棄物処理実態調査」環境省ホームページ

(3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

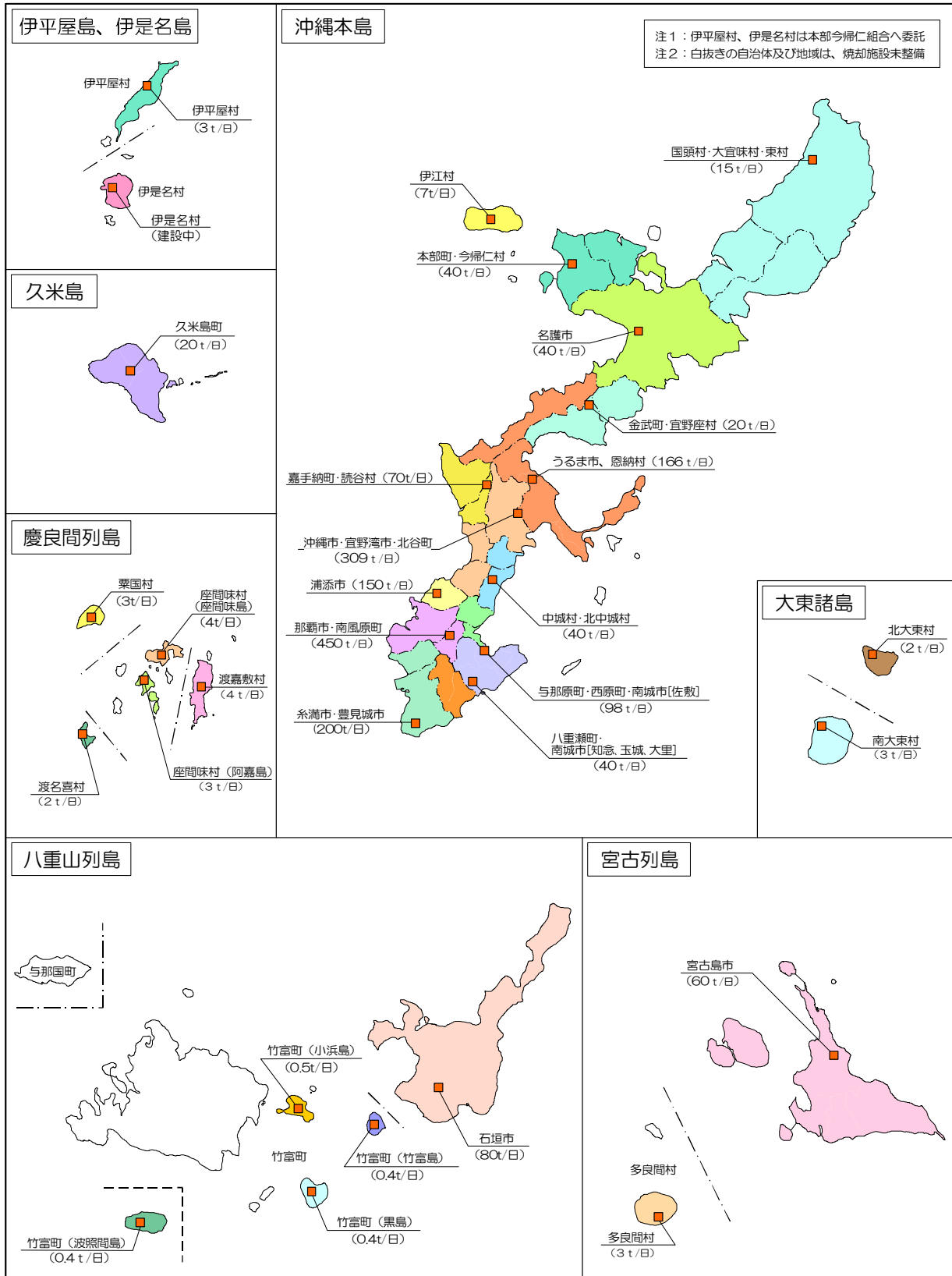
① ごみ処理施設

沖縄県内の市町村等において整備されているごみ焼却施設は、平成24年2月現在沖縄本島に13施設、離島に17施設、沖縄県全体では30施設となっています。

表-40 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (平成23年3月現在)

	実施主体 施設名称	構成市町村 所在地	規模 (t/日)	処理方式	着工年月	備考
			炉の形態		竣工年月	
本島	1 名護市 名護市環境センター	名護市	40	機械化パッチ	S51.11	
		名護市宇字茂佐 1710-3	20t/8h×2基	S52.12		
	2 国頭村 国頭村環境センター	国頭村	15	機械化パッチ	S57.9	
		国頭村字辺土名山地名原 479-1 外 13	7.5t/8h×2基	S58.3		
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町、今帰仁村	40	機械化パッチ	H7.9	
		本部町字北里 182	20t/8h×2炉	H10.3		
	4 中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市、恩納村	166	直接溶融	H14.2	
		うるま市具志川字栄野比 1211-6	83t/24h×2基	H16.9		
	5 金武地区消防清掃組合 金武地区清掃センター	金武町、宜野座村	20	機械化パッチ	S59.2	
		宜野座村字漢那 2536-23	10t/8h×2基	S60.12		
	6 比謝川行政事務組合 ごみ処理施設	嘉手納町、読谷村	70	准連続	H7.2	
		嘉手納町字久得 242-1	35t/16h×2炉	H10.3		
	7 倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市、宜野湾市、北谷町	309	全連続	S55.10	
沖縄市字池原 3394		103t/24h×3炉	S57.3			
8 中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村、北中城村	40	全連続	H12.12	防衛施設 庁予算	
	中城村字伊舎堂当原 787 外	20t/24h×2基	H15.5			
9 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市、南風原町	450	全連続	H15.2		
	南風原町字新川 650	150t/24h×3基	H18.3			
10 浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市	150	全連続	S55.10		
	浦添市字勢理客 555-25	75t/24h×2基	S57.12			
11 東部清掃施設組合 清掃工場	西原町、与那原町、南城市（佐敷）	98	全連続	S58.4		
	与那原町字板良敷 1612	49t/16h×2炉	S60.3			
12 島尻消防清掃組合 島尻環境美化センター	南城市、八重瀬町	40	機械化パッチ	S51.8	防衛施設 庁予算	
	南城市玉城字奥武宇和城原 996	20t/8h×2炉	S55.3			
13 糸満市豊見城市清掃施設組合 糸豊環境美化センター	糸満市、豊見城市	200	全連続	H7.12		
	糸満市字東里 74-1	100t/24h×2炉	H10.3			
離島	14 伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村	7	機械化パッチ	H14.10	防衛施設 庁予算
		伊江村字東江上カダ原 2788 外	7t/8h×1炉	H16.2		
	15 久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町	20	機械化パッチ	S63.10	
		久米島町字阿嘉 297-133	10t/8h×2基	H2.3		
	16 渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	渡嘉敷村	4	機械化パッチ	H10.9	
		渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4t/8h×1炉	H11.7		
	17 座間味村 阿嘉島クリーンセンター	座間味村（阿嘉島）	3	機械化パッチ	H9.4	
		座間味村阿嘉島地内	3t/8h×1炉	H10.3		
	18 座間味村 座間味村クリーンセンター	座間味村	4	ガス化溶融	H14.12	
		座間味村字座間味牧治地内	4t/8h×1炉	H15.8		
	19 粟国村 粟国村ごみ処理施設	粟国村	3	機械化パッチ	H15.6	
		粟国村草戸原 2334	3t/8h×1炉	H16.3		
	20 渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村	2	ガス化溶融	H14.3	
渡名喜村高田地内		2t/8h×1炉	H15.3			
21 南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村	3	機械化パッチ	H10.12		
	南大東村字池之沢 1-1	3t/8h×1炉	H12.5			
22 北大東村 うぶあがりクリーンセンター	北大東村	2	機械化パッチ	H12.12		
	北大東村字南 211-1	2t/8h×1炉	H14.3			
23 伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村	3	機械化パッチ	H16.1		
	伊平屋村田茂原地内	3t/8h×1炉	H17.5			
24 宮古島市 ごみ処理施設平良工場	宮古島市	60	准連続	S51.9		
	宮古島市平良字西仲宗根 565-1	30t/16h×2基	S52.7			
25 多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村	3	機械化パッチ	H11.9		
	多良間村字仲筋 1624-2	3t/8h×1炉	H12.5			
26 石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市	80	准連続	H7.3		
	石垣市字平得大俣 1273-439	40t/16h×2炉	H9.10			
27 竹富町 波照間島ごみ焼却施設	竹富町	0.4	固定パッチ	H16.1		
	竹富町字波照間島 4969-1	0.4t/8h×1炉	H17.5			
28 竹富町 黒島ごみ焼却施設	竹富町	0.4	固定パッチ	H16.1		
	竹富町字黒島 2601	0.4t/8h×1炉	H17.5			
29 竹富町 竹富島ごみ焼却施設	竹富町	0.4	固定パッチ	H18.9		
	竹富町字竹富 878	0.4t/8h×1炉	H19.3			
30 竹富町 小浜島ごみ焼却施設	竹富町	0.5	固定パッチ	H18.9		
		竹富町字波照間 4969-1	0.5t/8h×1炉	H19.3		

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部



資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部

図-33 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

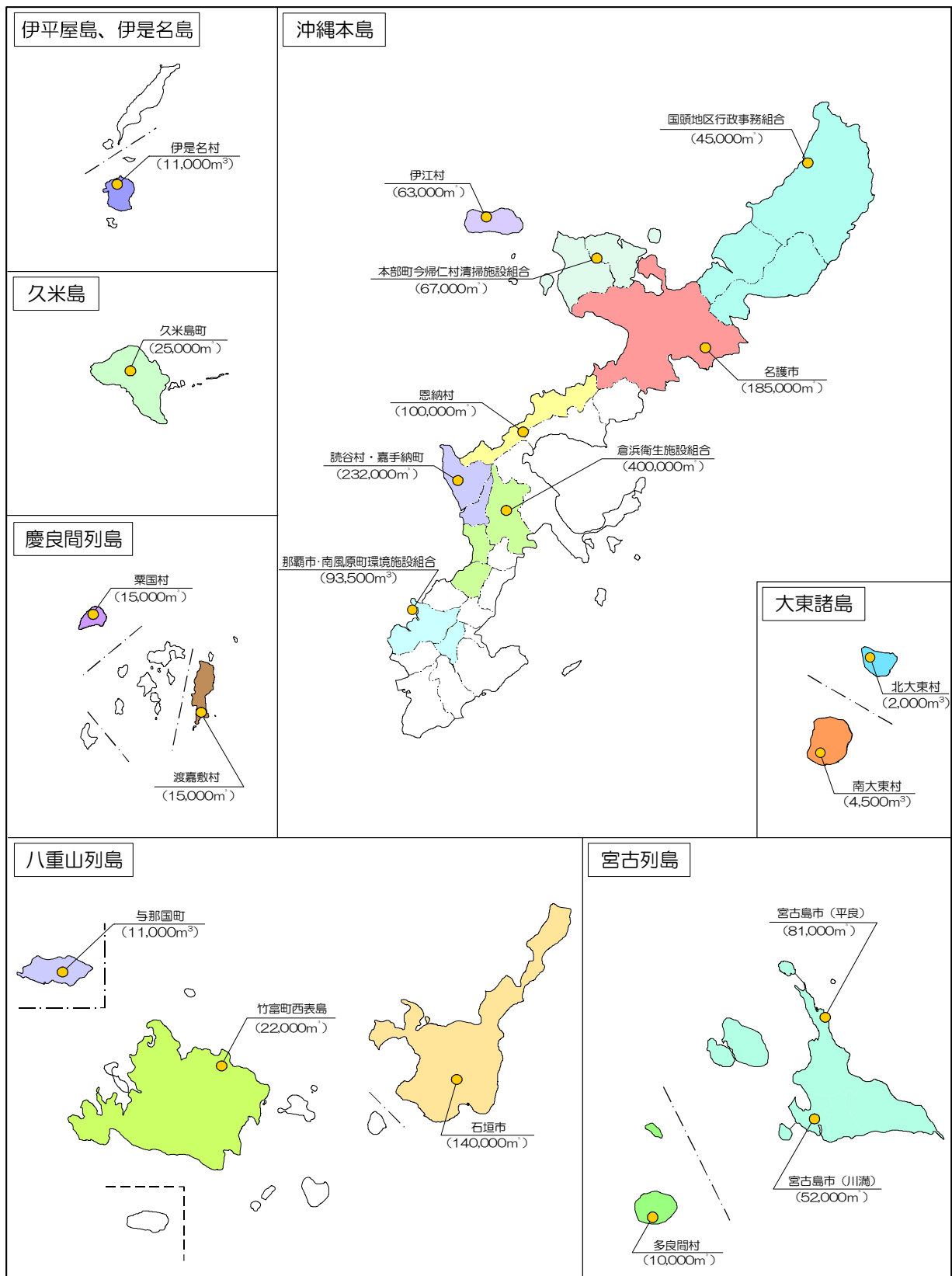
② 最終処分場

沖縄県内の市町村等において整備されている管理型一般廃棄物最終処分場は、平成24年2月末現在20施設となっています。

表-41 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (平成24年2月末現在)

実施主体 施設名称	埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )
1 恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H3	12,300	100,000
2 伊江村 伊江村一般廃棄物最終処分場	平地	可燃ごみ 不燃ごみ 直搬ごみ	H3	25,382	72,400
3 宮古島市 平良一般廃棄物最終処分場	平地	破碎ごみ 焼却残渣	H6	10,600	81,000
4 宮古島市 川満一般廃棄物最終処分場	平地	粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	H9	7,000	52,000
5 名護市 名護一般廃棄物最終処分場	山間	不燃ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H7	20,000	185,000
6 倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	破碎ごみ 焼却残渣	H9	38,000	400,000
7 石垣市 石垣市一般廃棄物最終処分場	平地	不燃ごみ 資源ごみ 直搬ごみ 粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	H11	15,200	140,000
8 粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	不燃ごみ 粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	H12	6,000	15,000
9 渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	平地	破碎ごみ 焼却残渣	H14	3,000	15,000
10 多良間村 多良間村一般廃棄物最終処分場	平地	不燃ごみ 粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	H14	3,000	10,000
11 久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	不燃ごみ 粗大ごみ 破碎ごみ 焼却残渣	H16	5,000	25,000
12 国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H18	7,200	45,000
13 竹富町 竹富町リサイクルセンター	平地	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H18	4,300	22,000
14 伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H18	2,500	11,000
15 与那国町 与那国町リサイクルセンター	平地	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣 その他	H19	3,000	11,000
16 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	処理飛灰 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	93,500
17 比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣 処理飛灰 破碎ごみ	H20	15,650	155,000
18 本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H21	88,000	67,000
19 北大東村 一般廃棄物最終処分場	平地	不燃ごみ 粗大ごみ 焼却残渣	H21	900	2,000
20 南大東村 南大東村エコセンター	平地	焼却残渣 破碎不燃物	H21	1,406	4,500

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部



資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部

図-34 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

③ し尿処理施設

沖縄県内の市町村等において整備されているし尿処理施設は、平成24年2月末現在12施設となっています。

表-42 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (平成24年2月現在)

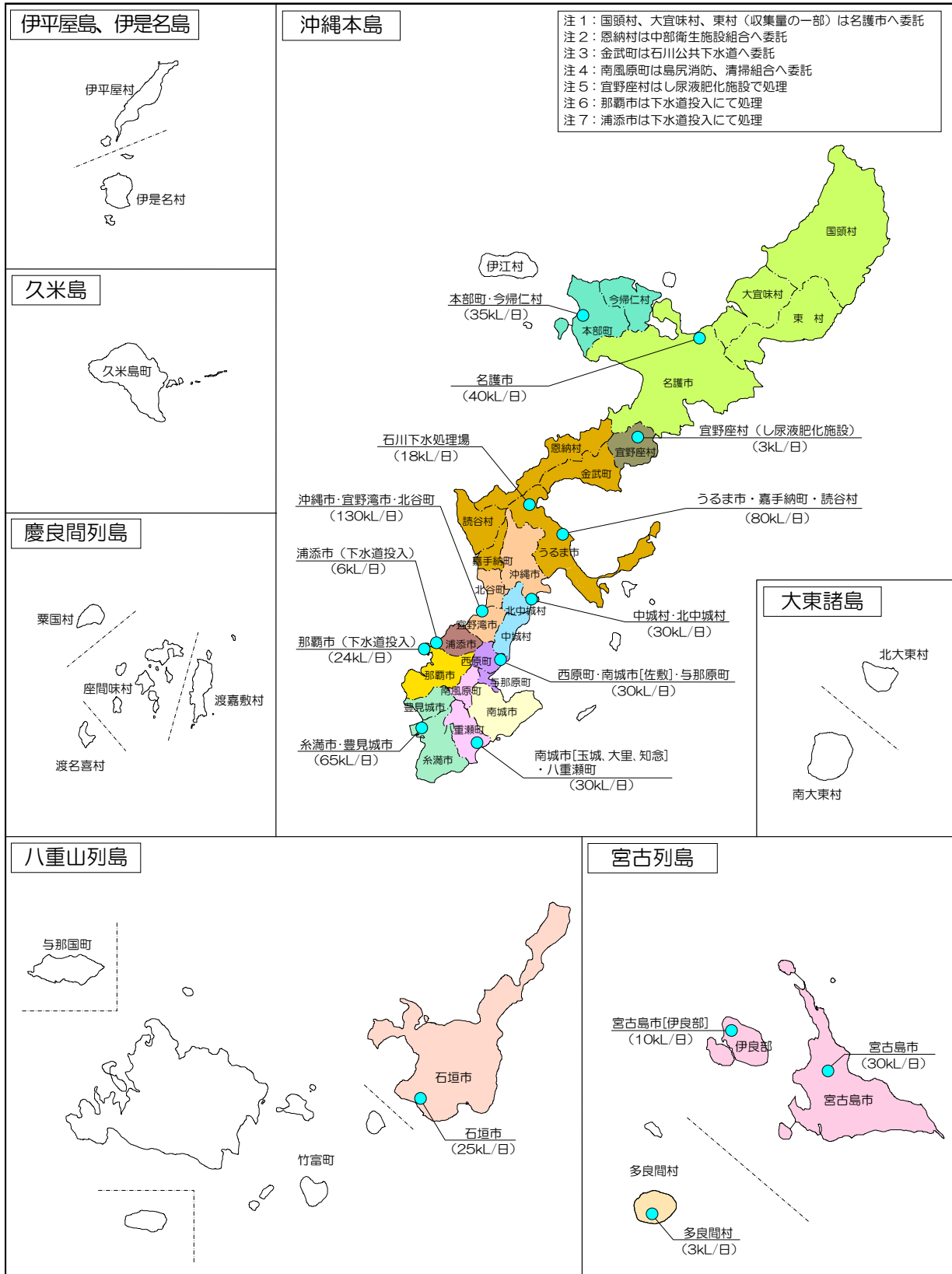
実施主体	構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2 名護市	名護市	40	二段活	S47.8	S48.3
3 東部清掃施設組合	南城市(佐敷)、与那原町、西原町	30	嫌消	S48.8	S49.1
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	//	S49.9	S50.5
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	//	S51.3	S52.2
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	//	S52.2	S53.2
7 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、読谷村	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8 糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	//	S55.12	S57.3
9 宮古島市(伊良部)	宮古島市(伊良部)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11 宮古島市	宮古島市	30	好気性 (高負荷)	S60.4	S61.3
12 島尻消防・清掃組合	南城市(玉城、大里、知念)、八重瀬町	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9

注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌消：嫌気性消化処理      二段活：二段活性汚泥処理      好気性：好気性消化処理

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部





資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県文化環境部

図-35 し尿処理施設整備状況

#### 4. 一般廃棄物の種類と処理基準

##### (1) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物とは、法律上は、「廃棄物処理法第2条第2項」により、「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。

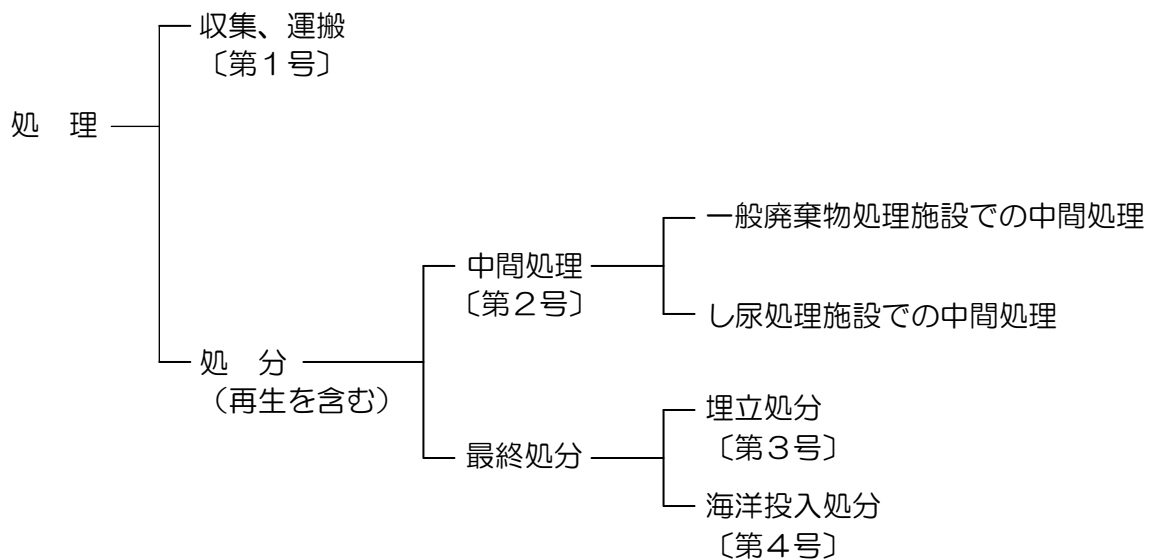
その一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに「ごみ」は、その排出形態により、一般家庭から人の日常生活に伴って発生する生活系一般廃棄物とオフィス等から排出される紙ごみ等の事業系一般廃棄物とがある。「生活排水」はし尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水とに分けられます。

##### (2) 一般廃棄物の処理基準

###### ① 処理基準

一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、再生及び最終処分については、「廃棄物処理法施行令第3条」により遵守すべき基準（以下、一般廃棄物処理基準という。）が定められています。

図-36 に一般廃棄物処理基準の構成を示し、基準の詳細を表-43 に示します。



※〔 〕は廃棄物処理法施行令第3条における号数を示す

図-36 一般廃棄物処理基準の構成

表-43 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準

<p>共通基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。</li> <li>2.一般廃棄物の処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</li> <li>3.一般廃棄物の処理のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</li> </ol>
<p>収集又は運搬の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</li> <li>2.船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</li> <li>3.一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。</li> <li>(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</li> <li>(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> </ol> </li> <li>4.一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。</li> <li>5.一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</li> <li>ロ. 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</li> </ol> </li> <li>(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</li> <li>ロ. 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</li> </ol> </li> <li>ハ. その他必要な措置</li> </ol> </li> <li>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> <li>6.「一般廃棄物処理計画」に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。</li> </ol>

<p>く。処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</li> <li>2. 一般廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</li> <li>3. 一般廃棄物の保管を行う場合には収集又は運搬の基準の5.の規定の例によること。</li> <li>4. 「一般廃棄物処理計画」に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。</li> <li>5. し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。</li> <li>6. 特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</li> </ol>
<p>埋立処分の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 埋立処分は次のように行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。</li> <li>(2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。</li> </ol> </li> <li>2. 埋立地から浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずること。</li> <li>3. 埋立てる一般廃棄物（熱しゃく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、概ね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂で概ね50cm覆うこと。ただし、「小規模埋立処分」<sup>*1</sup>を行う場合は、この限りではない。</li> <li>4. 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> <li>5. 埋立処分を終了する場合には3.によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。</li> <li>6. 浄化槽に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) し尿処理施設において焼却し、又は熱分解を行うこと。</li> <li>(2) し尿処理施設において処理（焼却することを除く。（3）において同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率85%以下にすること。</li> <li>(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</li> </ol> </li> <li>7. 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</li> <li>8. ごみ処理施設において生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。以下同じ。）又はごみ処理施設において生じたばいじんを環境大臣が定める方法により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。</li> <li>9. 感染性一般廃棄物を環境大臣の定める方法により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣の定める基準に適合するものにする事。</li> <li>10. ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、1.から5.までによるほか、次によること。</li> </ol>

埋立処分の基準	<p>(1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p>
海洋投入処分の基準	<p>1. 海洋投入処分は、次に掲げる一般廃棄物の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができる。</p> <p>(1) 廃火薬類（「火薬類取締法」第2条第1項に規定する火薬類であって、不要物であるもの。）</p> <p>(2) 不燃性の一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ. 浄化槽に係る汚泥</p> <p>ロ. し尿</p> <p>ハ. 廃駆除剤（動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤及びその有効成分である化学物質として製造され、又は輸入されたもののうち、環境大臣が指定するものであって不要物であるもの（日常生活に伴って生じたもの及び環境大臣が定める方法により処理したものを除く。）</p> <p>ニ. 人の健康に重大な被害を生じさせるおそれがある一般廃棄物で環境大臣が指定するもの。</p> <p>(3) (2) の二に掲げる一般廃棄物のうち、緊急に処分する必要があり、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認めて環境大臣が指定するものであって、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの。</p>

※1 小規模埋立処分とは、埋立地の面積が1万m<sup>2</sup>以下又は埋立容量が5万m<sup>3</sup>以下の埋立処分を行う。

※2 条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条」

## ② 処理の委託

一般廃棄物の処理は、市町村の責任で行うものとされていますが、市町村は、市町村の責任で、市町村職員以外のものに収集、運搬、処分等を委託することができます。その際に満たすべき基準を表-44 に示します。

表-44 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- |   |
|---|
| <p>一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p> <p>二 受託者が法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。</p> <p>四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。</p> <p>五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。</p> <p>七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。</p> <p>八 委託契約には、受託者が第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。</p> <p>九 第7号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第2条第1項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を受託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。</p> <p>イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。</p> <p>（1）処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）</p> <p>（2）受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名。</p> <p>（3）処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法。</p> <p>（4）処分又は再生を開始する年月日。</p> <p>ロ 一般廃棄物の処分又は再生を1年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。</p> |
|---|

※条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条」



## 5. 産業廃棄物の種類と処理基準

### (1) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において、適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類の廃棄物と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物です。表-45に産業廃棄物の種類を示します。

表-45 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	1.燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	2.汚 泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程ででる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
	3.廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、タールピッチなど
	4.廃 酸	廃硫酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
	5.廃アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
	6.廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
政 令	1.紙 く ず	建設業者の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず、パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず、PCBが塗布され又は染み込んだもの
	2.木 く ず	建設業者の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた建設木くず並びに木材又は木材・木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木くず、PCBが染み込んだもの
	3.織 維 く ず	建設業者の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず、繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる繊維くず、PCBが染み込んだもの
	4.動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	5.動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	6.ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	7.金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	8.ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の除去に伴って生じたものを除く）、陶磁器くずなど
	9.鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタなど
	10.建設廃材	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	11.家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
	12.家畜の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
	13.ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法に規定する特定施設又は燃え殻、汚泥、廃油等の廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	14.上記法律の1～6及び政令の1～13に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの。	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

(2) 産業廃棄物の処理基準

産業廃棄物は、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理するか、産業廃棄物処理業者等に委託して処理しなければならないものとされています。

産業廃棄物の処理の基準は、政令及び省令により規定されています。表-46～表-48に産業廃棄物の収集運搬、中間処理、埋立処分の基準を示します。

表-46 産業廃棄物の収集運搬の基準

政 令 規 定	省 令 規 定
<p>産業廃棄物収集・運搬の基準</p> <p>1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。</p> <p>(2) 悪臭・騒音・振動によって生活環境保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 運搬車・運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。</p> <p>4 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p>	<p>環境省令で定める表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を船舶の両側に鮮明に表示することにより行うものとする。</p> <p>(1) 事業者 氏名及び名称</p> <p>(2) 市町村又は都道府県 市町村又は都道府県の名称</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号</p> <p>(4) 法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号</p> <p>環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 事業者 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>(イ) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(ロ) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>(ハ) 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先</p>

(二) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

(2) 市町村又は都道府県 当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する船舶であることを証する書面

(3) 産業廃棄物収集運搬業者（次号及び第5号に掲げる者を除く。） 規則第10条の2に規定する許可証の写し及び法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）

(4) 産業廃棄物収集運搬業者であって、電子情報処理組織使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託した者 規則第10条の2に規定する許可証の写し、第8条の31に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録

(イ) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

(ロ) 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称

(ハ) 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先

(二) 運搬先の事業場の名称及び連絡先

(5) 前号に掲げる者であって、随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）を用いて同号（イ）から（二）までに掲げる事項を確認できる者 規則第10条の2に規定する許可証の写し及び規則第8条の31に規定する書面の写し

(6) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 令第7条の3において準用する令第5条の6に規定する認定証の写し

(7) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者 令第7条の5において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し

<p>5 運搬車の車体の外側に、環境省令で定められるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。</p>	<p>環境省令で定める表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称</li> <li>(2) 市町村又は都道府県 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び市町村又は都道府県の名称</li> <li>(3) 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号</li> <li>(4) 法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び認定番号</li> </ol> <p>環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者 次に掲げる事項を記載した書面 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 氏名又は名称及び住所</li> <li>(ロ) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量</li> <li>(ハ) 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先</li> <li>(ニ) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先</li> </ol> </li> <li>(2) 市町村又は都道府県 当該市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する運搬車であることを証する書面</li> <li>(3) 産業廃棄物収集運搬業者（次号及び第 5 号に掲げる者を除く。） 規則第 10 条の 2 に規定する許可証の写し及び法第 12 条の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）</li> </ol>
--	--

6 産業廃棄物の積替を行う場合には、次によること。

- (1) 周囲に囲いが設けられ、かつ産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 積替の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 産業廃棄物収集運搬業者であって、電子情報処理組織使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託した者（電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者に限る。）規則第10条の2に規定する許可証の写し、規則第8条の31に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）

(イ) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

(ロ) 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称

(ハ) 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先

(ニ) 運搬先の事業場の名称及び連絡先

(5) 前号に掲げる者であって、随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）を用いて同号（イ）から（ニ）までに掲げる事項を確認できる者 規則第10条の2に規定する許可証の写し及び規則第8条の31に規定する書面の写し

(6) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者 令第7条の3において準用する令第5条の6に規定する認定証の写し

(7) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者 令第7条の5において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し

<p>(3) 積替の場所には、ねずみ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>7 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。</p> <p>8 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと</p> <p>(イ) 周囲に囲いが設けられていること。</p> <p>(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>(ロ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを越えないようにすること。</p>	<p>積替に係る基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。</p> <p>(2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。</p> <p>(3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。</p> <p>掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <p>(1) 保管する産業廃棄物の種類</p> <p>(2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(3) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次に規定する高さのうち最高のもの</p> <p>環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾</p>
--	---



配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの)

①地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

②前号に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの)

①当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

②前号に規定する高さ

(3) 使用済自動車及び解体自動車のうち圧縮していないもの(以下「使用済自動車等」という。)を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

<p>(ハ) その他必要な措置</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>9 当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>	<p>(イ) 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。（ロ）において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ</p> <p>(ロ) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ</p> <p>(4) 使用済自動車等を格納するための施設を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p>
--	---

※条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条、施行規則第1条の5・第1条の6・第7条の2・第7条の2の2」

表-47 産業廃棄物の中間処理の基準

政令規定	省令規定
<p>産業廃棄物処分（中間処理）基準            産業廃棄物の処分（埋立処分、海洋投入処分を除く）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>1 産業廃棄物の処分又は再生は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却施設を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</p>	<p>環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>(3) 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>(4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。</p> <p>(5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。</p>

<p>4 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。</p> <p>(ロ) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(ハ) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>(ニ) 処理に伴って生じた残さを排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>(ホ) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理することができるものであること。</p> <p>(2) 前号以外の場合にあっては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p>
<p>5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと</p> <p>(イ) 周囲に囲いが設けられていること。</p> <p>(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p>	<p>掲示板は、縦及び横それぞれ 60cm 以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <p>(1) 保管する産業廃棄物の種類</p> <p>(2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(3) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次に規定する高さのうち最高のもの</p>

(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 野外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを越えないようにすること。

環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める高さとする。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分がない場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に應じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの）

①地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

②前号に規定する高さ

<p>(ハ) その他必要な措置</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2m を超える部分 当該 2m を超える部分内の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>①当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離 2m の線を通り水平面に対し上方に 50%の勾配を有する面との交点（当該交点が 2 以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>②前号に規定する高さ</p> <p>(3) 使用済自動車等を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次の（イ）及び（ロ）に掲げる部分に応じ、当該（イ）及び（ロ）に定める高さ</p> <p>（イ）当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。（ロ）において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離 3m 以内の部分 当該 3m 以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離 3m までの高さ</p> <p>（ロ）当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離 3m を超える部分 当該 3m を超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離 4.5m までの高さ</p> <p>(4) 使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p>
---	---



<p>6 環境省令で定める期間を超えて保管をおこなってはならないこと。</p>	<p>環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。</p>
<p>7 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p>	
<p>8 特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	

※条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条、施行規則第1条の5・第1条の6・第1条の7・第1条の7の2・第7条の3・第7条の6」

表-48 産業廃棄物の埋立処分の基準

政令規定	省令規定
<p>産業廃棄物処分（埋立処分）基準 産業廃棄物の埋立処分に当っては、次によること。</p> <p>1 埋立処分は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。</p> <p>(2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>4 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。</p> <p>5 廃プラスチック等の安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。</p> <p>6 埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置を講ずること。</p>	

7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（燃え殻等の有害な産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。

8 燃え殻等の有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

9 燃え殻等の有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

環境省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分の場所から浸出することを防止できる遮水工
- 二 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）
- 三 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備
- 四 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備

環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。
  - イ 埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に前条第1号に掲げる遮水工と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合 同号に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）

- 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地において産業廃棄物を埋め立てる場合 前条第二号に掲げる保有水等集排水設備
  - ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた前条第3号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備
  - 二 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行った水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が2年以上にわたり最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 前条第3号に掲げる浸出液処理設備
- 二 放流水及び周縁の地下水の水質の維持を、次のとおり行うこと。
- イ 放流水の水質を最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。
  - 周縁の地下水の水質について最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
  - ハ イ及びロに掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 三 その他必要な措置
- 環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合とする。

- 10 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率 85%以下にすること。
- 11 有機性の汚泥の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 12 廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。
- 13 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 14 ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 15 ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、7から9まで及び 19 によるほか、以下によること。
- ①ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。
  - ②運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
  - ③埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 16 有機性の汚泥等の腐敗物（熱しゃく減量 15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね 3m（当該産業廃棄物のうち、おおむね 40%以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね 50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね

<p>50cm 覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。</p> <p>17 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。</p> <p>18 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物に含まれる鉄、アルミニウム及び銅（以下「鉄等」という。）について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法</li> <li>二 廃テレビジョン受信機のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法</li> <li>三 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し熔融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法</li> <li>四 廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンのうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法</li> <li>五 廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法</li> </ul> </li> </ul>
---	--

19 水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理した燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの又は水銀又はその化合物を含むものを処分するために処理した汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。

20 シアン化合物を含むものを処分するために処理した汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。

21 汚泥であって別表第5の9の項から22の項までの下欄に掲げる物質(トリクロロエチレン等)を含むもの又は当該汚泥を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

22 感染性産業廃棄物を当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

- 当該廃棄物から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法
- ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法

環境大臣が定める金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準は次のとおりとする。

- 一 結合材は水硬性セメントであることとし、その配合量は、コンクリート固型化物1m<sup>3</sup>当たり150kg以上とすること。
- 二 コンクリート固型化物の強度は、埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が0.98MPa以上であること。この場合において、当該一軸圧縮強度は、日本工業規格A1132(1993)に定める方法により作成した直径5cm、高さ10cmの供試体について、日本工業規格A1108(1993)に定める方法により測定するものとする。
- 三 コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
  - イ 体積(cm<sup>3</sup>)と表面積(cm<sup>2</sup>)との比が1以上であること。
  - 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
  - ハ 最小寸法が5cm以上であること。



23 廃ポリ塩化ビフェニル等を環境大臣が定める方法により、分解する方法による処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

24 ポリ塩化ビフェニル汚染物を環境大臣が定める方法により、除去若しくは分解する方法による処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

25 ポリ塩化ビフェニル処理物を環境大臣が定める方法により、除去若しくは分解する方法による処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

26 廃石綿等を当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

27 7から26までに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しない事。

※条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条、施行規則第1条の7の3・第1条の7の4・第1条の7の5」

## 6. 適正処理困難物等の種類と処理基準

### (1) 適正処理困難物

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識が高まっており、その意味からも、廃棄物処理法は、事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行い、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保しようとするものであり、平成6年1月に、廃タイヤ、廃大型冷蔵庫（250L以上）、廃大型テレビ（25インチ以上）、廃スプリングマットレスの4品目が指定されました。これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあっては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができます。

その協力の内容は以下のとおりとなっています。

- ① 消費者が新規に製品を購入した際に、販売店等において指定された一般廃棄物を引き取ることとし、市町村以外の処理システム（収集運搬業者、中間処理業者等に事業者が処理を委託する場合を含む。）において処理する。
- ② 粗大ごみとして排出された場合や一般のごみに混入して排出された場合には、市町村が引き取ることとし、市町村は、上記①の処理システムにおいて処理を行っている者に指定された一般廃棄物の処理を委託することができる。

### (2) 特別管理廃棄物

特別管理廃棄物は、平成3年7月施行の廃棄物処理法の改正に伴って定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物であり、それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と区分されています。

① 特別管理一般廃棄物

(ア) 特別管理一般廃棄物の種類

特別管理一般廃棄物は、表-49 に示す8種類があります。

これらの廃棄物は、通常の一般廃棄物の収集・処理では対応が不可能なものであるが、国・県においてもその抜本的な対策が未だ確定されていない現在、その動向を見定めた上で、その収集体制の整備や、処理対策の策定を行うことが重要であると考えられます。

その意味からも、注意深く、諸般の情勢を観察するとともに、随時、分別・収集体制の強化を図る必要があります。

表-49 特別管理一般廃棄物一覧表

特別管理一般廃棄物の種類	施設	基準
PCBを使用した部品 (施行令第1条第1号)		廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ
ばいじん (施行令第1条第2号)	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設（1時間当たりの焼却能力が200kg以上又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上）	集じん施設によって集められたものに限る
上記のばいじんを処分するために処理したもの (施行令第1条第3号)		特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4.7.3厚告 194）に適合しないものに限る。
ばいじん又は燃え殻 (施行令第1条第4号)	工場又は事業場に設置される施設のうち、廃棄物焼却炉であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設。	ダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えるものに限る。
上記のばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの (施行令第1条第5号)		ダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えるものに限る。
廃ガス洗浄施設から排出された汚泥であって、ダイオキシン類を含むもの (施行令第1条第6号)	工場又は事業場に設置される施設のうち、廃棄物焼却炉であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設。（廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）	ダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えるものに限る。
上記の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥を処分するために処理したもの (施行令第1条第7号)		ダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えるものに限る。
感染性一般廃棄物 (施行令第1条第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・衛生検査所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・感染性病原体を取り扱う施設であって、助産所及び医学、歯学、薬学、獣医学に係る国・地方公共団体試験研究機関、大学試験研究機関、学術研究等研究所</li> </ul>	感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ若しくは付着し、又はそれらのおそれのある廃棄物）であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、又は第2条第13号の掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたもの）以外のもの

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条」

(イ) 特別管理一般廃棄物の処理基準

特別管理一般廃棄物の処理に当たっては、政令で定めるところの特別管理一般廃棄物処理基準に従わなければなりません。

表-50 に特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準を示します。

表-50 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準

共通基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1.特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</li><li>2.特別管理一般廃棄物の処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</li><li>3.特別管理一般廃棄物のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</li><li>4.特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係わる被害が生じないようにすること。</li></ol>
収集又は運搬の基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1.特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。 ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</li><li>2.運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。</li><li>3.運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。 ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</li><li>4.収集又は運搬を行う者は、この収集又は運搬に係わる特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。 ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合、この限りでない。</li><li>5.感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。</li><li>6.感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。</li><li>7.積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であること、その他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。</li></ol>

<p>収集又は運搬の基準</p>	<p>8.積替えの場所から特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>9.積替えの場所には、ネズミが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>10.積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。 ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>11.その他、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>12.特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。 ただし、特別管理廃棄物であるPCBを使用した部品については、この限りでない。</p> <p>13.特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には7～11の規定の例によること。</p>
<p>を除外（埋立処分及び海洋投入処分）又は再生の基準</p>	<p>1.特別管理一般廃棄物を焼却する場合には、焼却設備を用いて焼却すること。</p> <p>2.特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、収集又は運搬の基準7. 11. によること。</p> <p>3.特別管理一般廃棄物であるばいじんの処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係わる被害が生ずるおそれをなくす方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>4.感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>
<p>事項その他の</p>	<p>1.特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。</p> <p>2.特別管理一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならない。</p>

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2」

(3) 特別管理産業廃棄物

① 特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物としては、表-51 の廃棄物が指定されています。

表-51 特別管理産業廃棄物

区 分	内 容
爆発性 産業廃棄物	揮発油類、灯油類、軽油類の廃油(タールピッチ類を除く)
腐食性 産業廃棄物	(1) pH2.0 以下の強酸 (2) pH12.5 以上の強アルカリ
感染性 産業廃棄物	血液や使用済み注射針等感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害 産業廃棄物 <sup>※1</sup>	(1) 廃PCB、PCBを含む廃油 (2) PCB汚染物(PCBの塗布された紙くず、PCBが付着、封入された廃プラスチック類又は金属くず) (3) PCB処理物 (4) 指定下水汚泥及びその処理物 (5) 有害物資を含む鉱さい (6) 廃石綿等 (7) 第2条第12号に掲げる廃棄物 (8) ばいじん又は燃え殻であってカドミウム又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (9) ばいじん又は燃え殻であって鉛又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (10) ばいじん又は燃え殻であって六価クロム化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (11) ばいじん又は燃え殻であって砒素又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (12) ばいじん又は燃え殻であってセレン又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (13) ばいじん又は燃え殻であってダイオキシン類を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの (14) 廃油(廃溶剤(トリクロロエチレンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の15の項に掲げる施設に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するために処理したもの (15) 廃油(廃溶剤(テトラクロロエチレンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の16の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するために処理したもの



- (16) 廃油（廃溶剤（ジクロロメタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の17の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (17) 廃油（廃溶剤（四塩化炭素に限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の18の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (18) 廃油（廃溶剤（1,2-ジクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の19の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (19) 廃油（廃溶剤（1,1-ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の20の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (20) 廃油（廃溶剤（シス-1,2-ジクロロエチレンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の21の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (21) 廃油（廃溶剤（1,1,1-トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の22の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (22) 廃油（廃溶剤（1,1,2-トリクロロエタンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の23の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (23) 廃油（廃溶剤（1,3-ジクロロプロペンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の24の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (24) 廃油（廃溶剤（ベンゼンに限る。）に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第3の25の項に掲げる施設において生じたものに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの
- (25) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて水銀又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (26) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつてカドミウム又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (27) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて鉛又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (28) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて有機燐化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (29) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて六価クロム化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (30) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであつて砒素又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの

- (31) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってシアン化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (32) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってポリ塩化ビフェニルを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (33) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってトリクロロエチレンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (34) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってテトラクロロエチレンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (35) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってジクロロメタンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (36) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって四塩化炭素を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (37) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 1,2-ジクロロエタンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (38) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 1,1-ジクロロエチレンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (39) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってシス-1,2-ジクロロエチレンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (40) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 1,1,1-トリクロロエタンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (41) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 1,1,2-トリクロロエタンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (42) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 1,3-ジクロロプロペンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (43) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってテトラメチルチウラムジスルフィドを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (44) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (45) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであって S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマートを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (46) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってベンゼンを含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (47) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってセレン又はその化合物を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの
- (48) 汚泥、廃酸又は廃アルカリであってダイオキシン類を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの

※1 特定有害産業廃棄物は、特定の施設から排出されたもので、別に定める限界を越えて有害物質を含むものをいう。

※2 条文については、平易な表現にするため、一部省略等を行っている箇所がある。

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4」

感染性産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。

以下に、感染性産業廃棄物の排出施設である医療関係機関等を示し、表-52 に感染性産業廃棄物の判断基準を示します。

＜医療関係機関等＞	
①	病院
②	診療所（保健所、血液センター等）
③	衛生検査所
④	介護老人保健施設
⑤	助産所
⑥	動物の診療施設
⑦	試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」  
（感染性廃棄物処理対策検討会 平成 21 年 5 月）

表-52 感染性産業廃棄物の判断基準

<b>1. 形状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下、「血液等」という。）</li> <li>② 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</li> <li>③ 血液等が付着した鋭利なもの</li> <li>④ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</li> </ul>
<b>2. 排出場所</b>	感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの
<b>3. 感染症の種類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</li> <li>② 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る</li> </ul>

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」  
（感染性廃棄物処理対策検討会 平成 21 年 5 月）

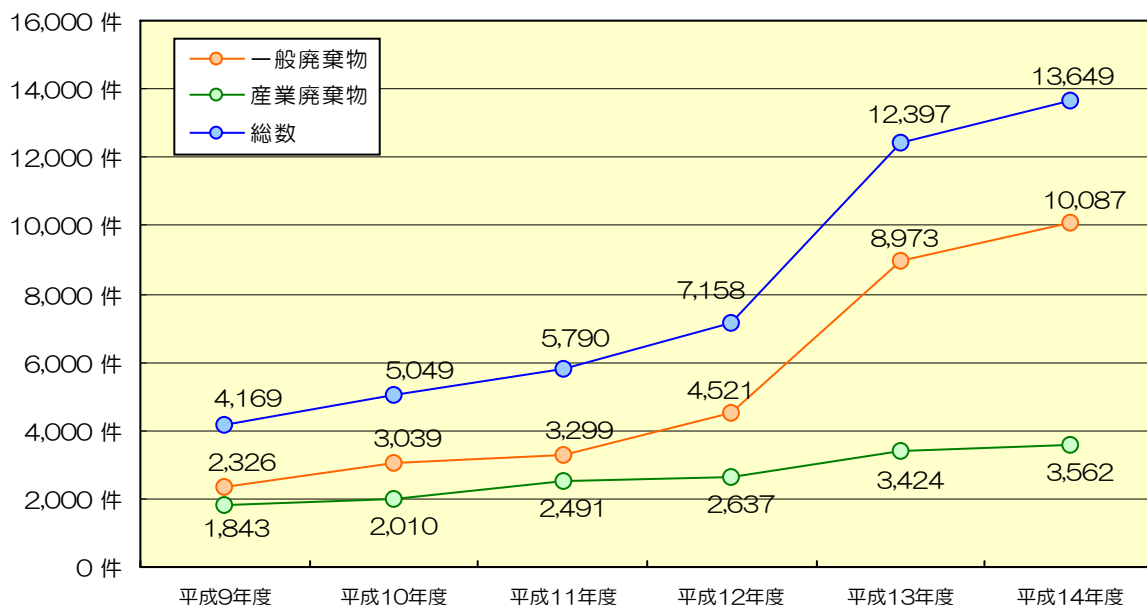
## 7. 全国における不法投棄の現状と取り組み

### (1) 不法投棄の現状

#### ① 一般廃棄物の不法投棄

一般廃棄物の不法投棄としては、たばこや空き缶のポイ捨てをはじめ、レジ袋に入ったごみが公園や道路の植え込みに捨てられていたり、粗大ごみが山中の雑木林や崖下等に捨てられていたりしています。

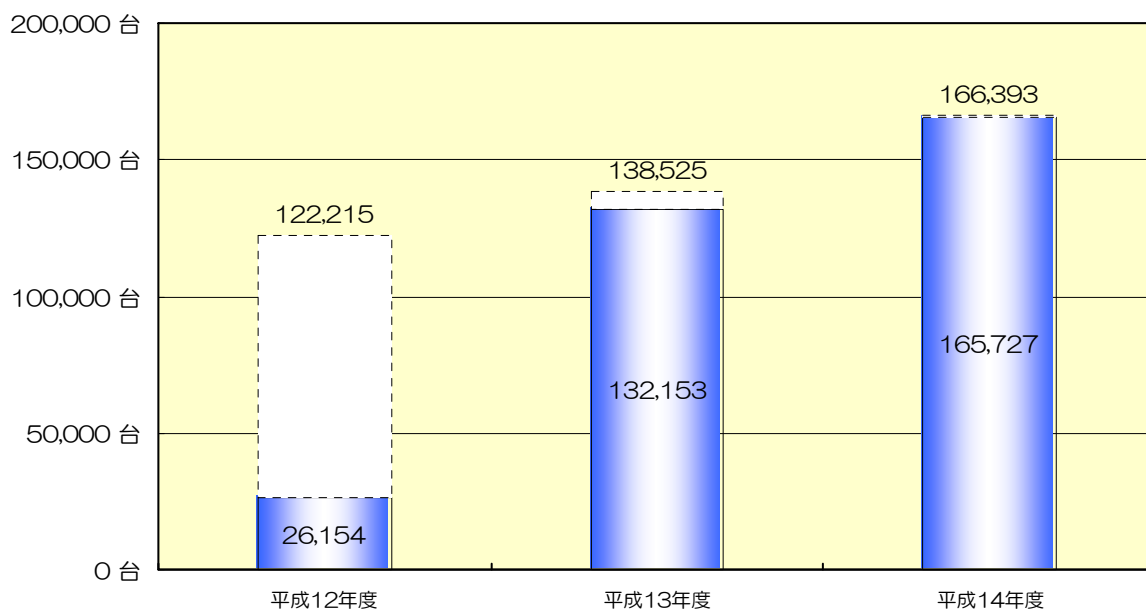
図-37 に示す公害等調整委員会の調査結果（平成9年度～14年度）によると、全国における不法投棄に関する苦情件数は年々増加しており、特に一般廃棄物の不法投棄に関する苦情については、平成13年度に急増し、平成14年度には1万件を上回っています。



資料：「循環型社会白書（平成16年版）」環境省編

図-37 不法投棄された廃棄物の種類別苦情件数の推移（全国）

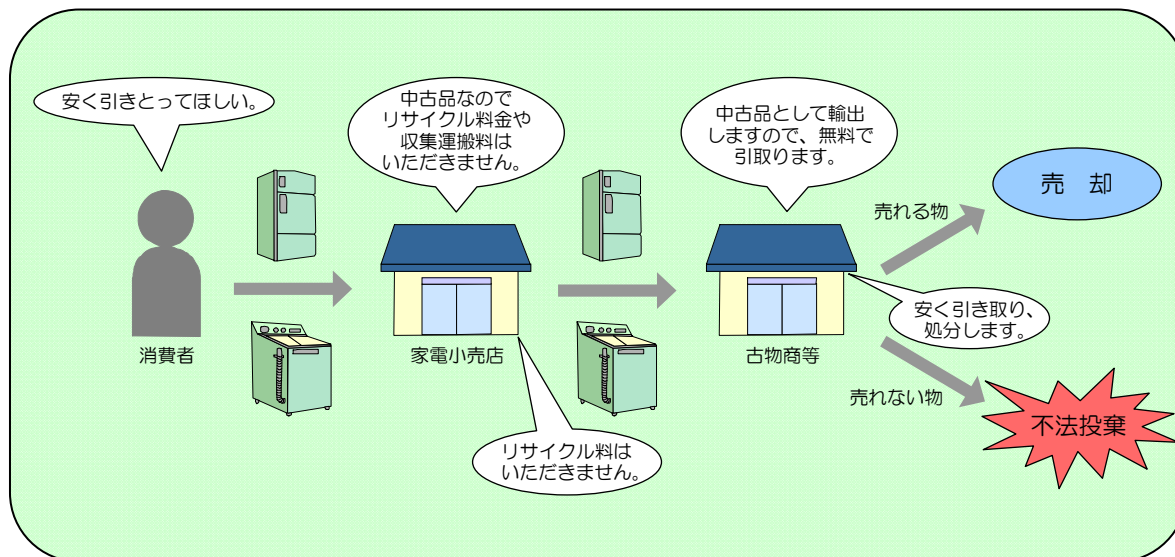
また、改正前の家電リサイクル法の指定4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）の不法投棄についても年々増加する傾向にあります（図-38 参照）。なお、不法投棄の形態としては、各家庭から直接不法投棄される場合と、事業者によって行われる場合があります。



※1) 実際確認された不法投棄台数（平成12年度調査の人口カバー率は約21.4%、平成13年度は約95.4%、平成14年度は約99.6%）  
 ※2) 1)を人口カバー率で割り戻した台数

資料：「循環型社会白書（平成16年版）」環境省編

図-38 家電リサイクル法指定4品目の不法投棄台数の推移（全国）



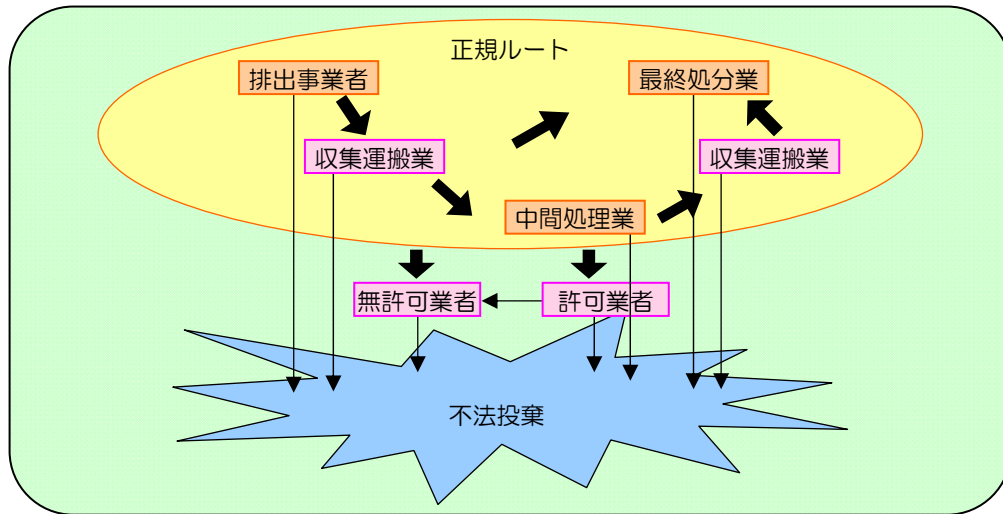
資料：「循環型社会白書（平成16年版）」環境省編

図-39 家電小売店に持ち込まれた廃家電の不法投棄の流れの例



② 産業廃棄物の不法投棄

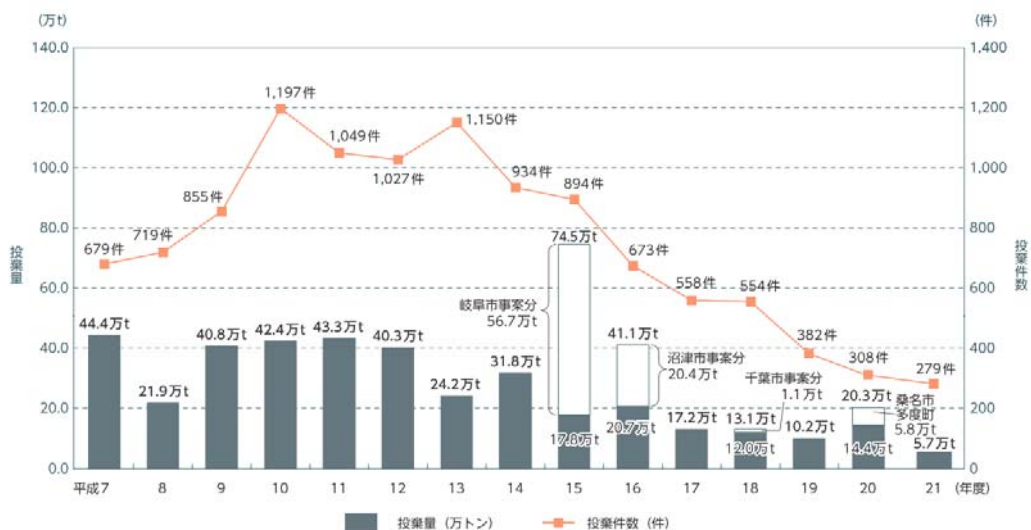
産業廃棄物の不法投棄は、排出業者が直接不法投棄するものの他、無許可業者によるもの、許可業者によるものなど、様々なケースが存在します。



資料：「循環型社会白書（平成 16 年版）」環境省編

図-40 産業廃棄物の不法投棄の流れ

不法投棄の件数については、平成 7 年度から平成 10 年度までは年々増加する傾向にありましたが、平成 10 年度以降は減少傾向が見られます。また、投棄量については、平成 7 年以降、全体的に減少する傾向が見られます。



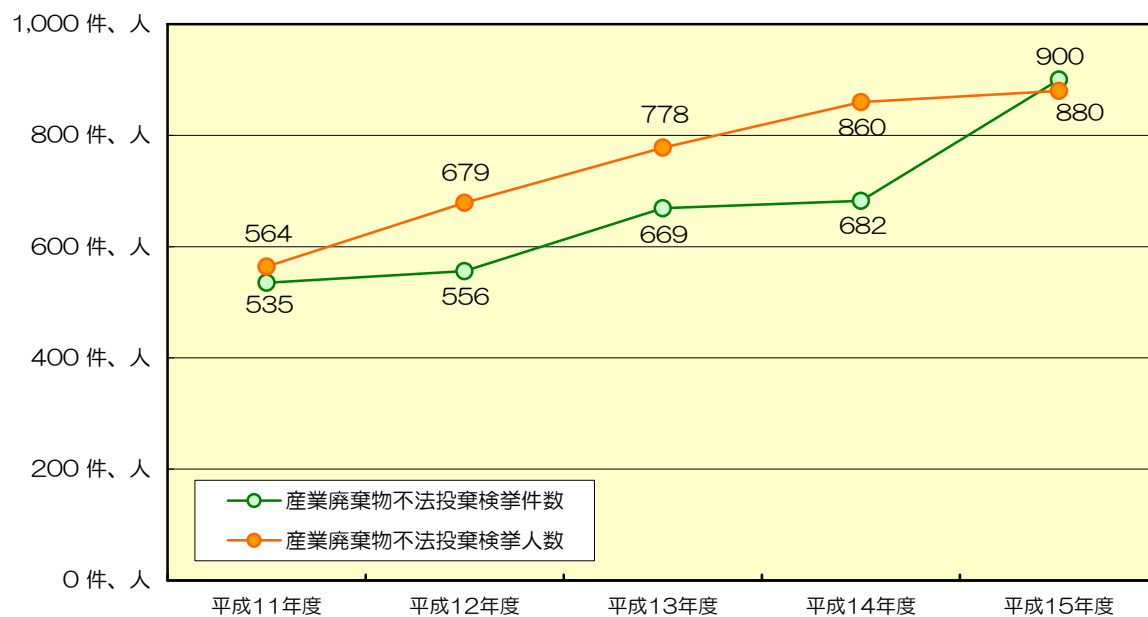
注)  
 1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。  
 2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。  
 上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
 上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
 3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。  
 なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している（平成22年2月15日時点）。  
 ※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

図-41 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移（全国）



また、産業廃棄物の不法投棄の検挙件数及び検挙人数については、平成 11 年度から 15 年度にかけて年々増加する傾向にあります。



資料：「循環型社会白書（平成 16 年版）」環境省編

図-42 産業廃棄物不法投棄事犯検挙数の推移（全国）

(2) 不法投棄への取り組み

① 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

表-53 に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

表-53 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

	昭和 45 年 制定時	昭和 51 年改正	平成 3 年改正	平成 9 年改正	平成 12 年改正	平成 15 年改正	平成 16 年改正	
不法投棄等	不法投棄の 禁止	5万円以下の 罰金	3 月以下の懲役又 は 20 万円以下の 罰金（有害な産業 廃棄物は 6 月以下 の懲役又は 30 万 円以下の罰金）	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （特別管理廃棄物は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰 金）	（産業廃棄物） 3 月以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科（法人 に対しては 1 億円以 下の罰金） （一般廃棄物） 1 年以下の懲役若し くは 300 万円以下の 罰金	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科（産業 廃棄物・法人に対して は 1 億円以下の罰金）	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科（産業 廃棄物・法人に対して は 1 億円以下の罰金）	準備罪の創設 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下の 罰金又は併科
	不法焼却の 禁止				（直罰化） 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下の 罰金又は併科	未遂罪の創設 （罰則は既遂と同じ）	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科（法人 に対しては 1 億円以 下の罰金） 準備罪の創設 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下の 罰金又は併科	
指定有害廃棄物 の処理の禁止							5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科	
委託違反		産業廃棄物委託基 準の創設（認可業 者等への委託）	委託基準の強化 （書面による契約等 を追加）	（契約書に処理料金 等を追加）	（契約書に最終処分 地等を追加）	一般廃棄物委託基準 の創設		
		6 月以下の懲役又 は 30 万円以下の 罰金	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以下 の罰金又は併科			
受託違反				受託禁止違反（産業廃 棄物）の創設 （1 年以下の懲役又 は 300 万円以下の罰 金）	3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下の 罰金又は併科			
排出事業者責任 の強化			マニフェスト制度の 創設（特別管理産業廃 棄物に限定）	・マニフェスト制度を 全ての産業廃棄物に 拡大 ・電子マニフェスト制 度の導入 ・虚偽マニフェスト交 付を直罰化（30 万 円以下の罰金）	・最終処分まで確認す ることを義務化（注 意義務） ・マニフェスト不交付 を直罰化（50 万円 以下の罰金）			
廃棄物処理業に 係る欠格要件な ど		欠格要件の創設 （廃棄物処理法違 反により罰金以上 の刑に処され 2 年 を経過しない者、 許可を取り消され 2 年を経過しない 者など）	要件の追加 （禁固以上の刑に 処せられ 5 年を経過 しない者、廃棄物処理 法・環境保全法令の違 反又は刑法等の積み により罰金以上の刑 に処せられ 5 年を経 過しない者、役員・使 用人等が欠格要件に 該当する法人など）	要件の追加 （暴行法違反により 罰金以上の刑に処せ られ 5 年を経過しな い者、許可取消法人の 役員又は実質的に法 人に対し支配力を有 する者（黒幕規定））	要件の追加 [産業廃棄物のみ] （暴力団でなくなっ てから 5 年を経過し ない者、暴力団等がそ の事業活動を支配す る法人）	要件の追加 （聴聞通知後に廃業 した者） 特に悪質な業差の許 可取消を義務化		
支障除去等の措 置命令		措置命令の創設 （対象者：処分者及 び委託基準に違反 した排出事業者）	発行要件の拡大 （「重大な」を削除）	対象者の追加 （マニフェスト不交 付及び虚偽マニフェ スト交付した者など）	対象者の追加 （注意義務違反や適 正な対価を負担して いない排出業者、不適 正処分に関与した者 など）	対象者の追加 （一般廃棄物委託基 準の違反者）		
		1 年以下の懲役又 は 50 万円以下の 罰金	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 又は併科	3 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰 金又は併科	5 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰 金又は併科			
その他					組織犯罪による不法 収益の没収			

資料：「循環型社会白書（平成 16 年版）」環境省編

② 地方公共団体の取組

地方公共団体においては不法投棄を未然に防ぐため、巡回パトロールや監視カメラの設置など表-54 に示すように、各種の取り組みがされています。

表-54 地方公共団体における廃棄物適正処理監視等推進事業（平成 15 年度）

都道府県・政令市	主な事業内容
北海道	ヘリコプター監視、不法処理防止連絡協議会設置（各地域）、研修会、街頭啓発
青森	監視員（75名・年16回）委嘱、スカイパト、県市町村合同調査、不法投棄撲滅県民会議開催、環境管理専門員（警察OB7名）設置（巡回、立入調査等）、画像監視システム導入、地中探査レーダー導入、監視車両（1台）購入
岩手	適正処理指導員の配置（11名・10保健所）による指導と啓発
宮城	適正処理指導員の配置（7名）による立入調査、追跡調査、監視パトロール、指導
秋田	環境監視員（8保健所・22名）の設置
山形	適正処理監視員（5名）の配置、不法投棄防止対策協議会設置・運営（啓発事業）
福島	市町村設置監視員の設置（100名・88市町村）、監視（月1～2回）、監視委託（警備会社・年間180回）
茨城	不法投棄監視班（行政12名・警察4名・監視指導員11名）による監視指導、不法投棄防止協調月間（6月・11月）啓発事業、監視委託（警備会社）、不法投棄110番の設置、ボランティア監視員（500名）による監視、監視協定締結（ハイヤー協会、警備業協会等）による監視通報体制設備・啓発活動
栃木	監視委託（警備会社400回）、陸空連携による野外焼却監視（年3回）、監視カメラ設置（5台）、適正処理検証システム（10台）、携帯端末（15台、参照端末6台）による監視、防止キャンペーン（6月・10月）、市町村への交付金（監視員設置・立入検査に係る経費）
群馬	監視業務委託（警備会社）、監視指導車両（2台）購入
千葉	監視員制度補助（市町村）、不法投棄防止対策事業補助（市町村・各団体）、監視活動団体支援補助、監視パトロール業務委託（警備会社）、PDA監視システムの導入
神奈川	NPOとの協働による不法投棄現状マップ作成、監視事業委託（警備会社）、監視カメラ設置、美しい環境づくり推進協議会設置、キャンペーン事業
新潟	巡回員（8名）による監視・指導、連絡協議会設置（県・市・産廃協会等）によるパトロール、啓発活動
石川	連絡協議会（県・県警・市・関係業界）・地区協議会の開催、スカイパト、ランドパト、不法投棄110番設置、苦情処理の実施（立入調査・指導等）、連絡員謝金補助、産業連搬車両路上検査、監視機動班（正職員1名、県警OB委嘱職員1名）による指導監視、研修会、講習会、啓発活動
福井	監視業務委託（警備会社）、啓発活動、収集運搬車両貼付用ステッカー作成
山梨	連絡協議会（県・市・警察・関連機関）への補助（監視員賃金・運営費）
長野	監視連絡員（100名）配置、不法投棄ホットライン開設、監視員（7名）・指導員（3名）10地方事務所に廃棄物監視員各1名（10名）配置
静岡	パトロール車購入、民間監視員（32名）・民間モニター委嘱（72名）、特別監視員（2名）の設置、監視業務委託（警備会社）、携帯情報端末現場監視システムの配備
愛知	監視業務委託（警備会社）
京都	監視員（警察OB12名）の配置、特別対策機動班設置、府民会議運営、啓発活動、条例説明会、不法投棄情報ダイヤル運用
大阪	監視連絡員（10名）による監視、陸海空パト、啓発活動
奈良	環境監視員嘱託（10名、警察・県OB）、地域環境保全推進員（100名）委嘱、啓発活動
鳥取	民間監視員（44名）設置・研修、適正処理推進指導員（警察OB3名）配置
岡山	啓発活動、県外搬入の指導取締、委嘱職員（警察OB3名）配置、監視業務委託（警備会社）、監視カメラ購入、監視員（160名）委嘱、インターネット等による通報受付、上空監視
広島	監視員（2名）配置、監視車（1台）購入
山口	監視業務委託（警備会社）、監視連絡員（住民10名）設置、不法投棄ホットライン設置、連絡協議会（監視連絡員・市町村・警察・事業者等）
徳島	監視員（20名）配置
香川	監視業務委託（警備会社）、廃棄物110番設置、適正処理過程追跡実証実験委託
愛媛	適正処理パンフレット作成・配布、講習会開催、適正処理指導員（警察OB3名）による指導、対策推進協議会（警察・海上保安部・市町村・処理業者等）開催
高知	非常勤パトロール員（5名）による監視・指導、連絡協議会（保健所等）による監視活動、啓発活動委託
福岡	適正処理指導員（警察OB13名）配置、啓発活動
長崎	適正処理推進指導員（5名）配置、不法処理防止連絡協議会（県警・海保・産廃協会・政令市・県）設置、陸海空合同パトロール（県警・海保等）
熊本	監視指導員（10名）配置、連絡会議（県・県警・海保・市町村）による一斉パトロール、廃棄物不法投棄確認調査委託、マニフェスト指導員（2名）配置、マニフェスト電算入力委託
大分	監視員（7名）配置、住民モニター（116名）委嘱、研修会、スカイパトロール
宮崎	監視員（8名）配置、パトロール車（1台）購入
鹿児島	監視指導員（12名）配置、監視指導、連絡協議会（県・政令市・海保・県警等）開催、研修会
沖縄	不法投棄パトロール、スカイパトロール
旭川市	ヘリコプター監視、市民ボランティア協力員（20名）監視活動、事業者・処理業者への説明会、写真パネル等を用いた啓発活動（通報協力のPR等）、不法処理防止対策連絡協議会（近隣8町・警察等）の設置
札幌市	産業廃棄物不法投棄監視指導員（警察OB4名）の配置 対象外：指導啓発用看板等設置、監視車リース、監視カメラ設置
函館市	監視指導員（警察OB4名）の監視活動、監視カメラ設置
小樽市	不法投棄監視員による監視業務
仙台市	産廃Gメン（適正処理推進指導員）（警察OB5名）、産廃110番の夜間委託（警備会社）
いわき市	不法投棄監視員（49名）委嘱、パトロール、啓発活動、夜間監視業務委託（警備会社）
宇都宮市	監視業務委託（警備会社）
川崎市	夜間パトロール実施、監視システム（監視カメラ2台、ダミーカメラ5台）設置
千葉市	監視業務委託（警備会社）、民間監視員（16名）委嘱・研修、監視パトロール車購入
川崎市	監視指導員（警察OB1名）、監視業務委託（警備会社）、監視用警報装置・監視パトロール車購入
相模原市	美化指導員（6名）パトロール、夜間監視業務委託（警備会社）、監視システム設置（監視カメラ5台、ダミーカメラ10台）
名古屋	監視カメラ設置（18台）
豊田市	パトロール員（6名）による巡回、連絡会（警察等）・地域パトロール隊（ボランティア）との合同パトロール
京都市	監視業務委託（警備会社）
神戸市	不法投棄監視員（6名）配置
姫路市	不法投棄監視員（2名）配置
岡山市	監視員（警察OB2名）嘱託（立入検査、監視・指導）
呉市	監視業務委託（警備会社）、海上監視、立入調査、最終処分場放流水ダイオキシン類測定分析委託
下関市	監視員（警察OB2名）、不法投棄ホットライン設置、監視カメラ設置、連絡協議会（県警・海上保安署・県出先機関等）開催
松山市	非常勤嘱託職員配置、監視パトロール車購入
長崎市	監視指導員（1名）配置、パトロールの実施、防止看板設置
大分市	監視員（4名）配置、監視カメラ設置
宮崎市	監視指導員（2名）嘱託
鹿児島市	監視指導員（2名）配置

注）平成 15 年度事業実施地方公共団体数 37 道府県、24 保健所設置市 ※全て事業予定（平成 5 年 2 月 20 日現在）  
資料：「循環型社会白書（平成 16 年版）」環境省編

## 8. 用語集

### あ行

#### ■ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理の国際規格です。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取り組みを持続的に実施するために要求される規格です。

#### ■あわせ産廃

廃棄物処理法第11条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”旨の規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃といいます。

#### ■安定型5品目

有害物質を発生・浸出するおそれ無く、浸出水処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記5品目です。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

#### ■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことです。

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。一般廃棄物は家庭から排出される家庭系廃棄物（生活系廃棄物ということもある。）と、商店・事務所等から排出される事業系一般廃棄物に分けられます。

#### ■エコアクション21

環境省により定められた環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。

基本的な部分はISO14001と同じですが、審査費用や維持費用が比較的低価格となっています。

### か行

#### ■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

#### ■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれる等により、感染のおそれのある廃棄物をいいます。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での

収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められています。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国等の公的機関が、環境への負荷の少ない製品やサービスの調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とする法律です。

■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味です。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいいます。

■建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律です。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけています。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされています。

■こどもエコクラブ

環境省が応援するこどもが誰でも参加できる環境活動クラブです。平成22年度は、全国で約3,000クラブ、約17万人のこどもたちが、登録・活動しました。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称です。通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示します。

■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997年に改定しました。新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100トン/日以上全連続炉（24時間運転の焼却炉）への集約（広域化）を総合的・計画的に進めること等を示しています。厚生省

は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知衛環第 173 号）しています。

## さ行

### ■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことです。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場があります。

#### ① 安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場です。

#### ② 管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場です。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えています。

#### ③ 遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場です。

### ■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法等に定められている 20 種類の廃棄物のことです。

### ■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律です。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定しています。

### ■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことです。

### ■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律です。

### ■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び



使用済製品等や副産物等（有価のもの）のうち有用なものです。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられます。

#### ■将来人口・ごみ量等予測式（トレンド式）

##### ① 一次傾向線法 $Y = a + bt$

将来人口やごみ量の推計に用いられる式である。この式のbはこの直線の勾配の値で、bの値が正符号を取るときは、上昇傾向線となるが、bの値が負符号を取るときは下降傾向線となります。

この方法は実績が単調な増減を示す場合は、最も妥当と考えられます。

##### ② 二次傾向線法 $Y = a + bt + ct^2$

将来人口やごみ量の推計に用いられる式です。この方法は人口推定ではあまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では整合性が良いと言われています。

##### ③ 一次指数曲線法 $Y = a \times b^t$

将来人口やごみ量の推計に用いられる式です。この方程式は、一次、二次傾向線係数a、b、cが増加又は、減少する方程式であったのに対し、係数bは一定の割合で増加又は、減少する方程式です。このことから過去のデータが等比級数的な傾向のときにあてはめの結果がよいといわれていますが、発展性の強い都市以外では、推定が大きくなる場合があります。

##### ④ ベキ曲線法 $Y = Y_0 + A t^a$

将来人口やごみ量の推計に用いられる式です。この方法は、比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定に適用できるとされています。

##### ⑤ ロジスティック曲線法 $Y = \frac{K}{1 + e^{b-at}}$

将来人口やごみ量の推計に用いられる式です。この方法は、人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口増加速度は、そのときの人口の大きさに比例するが、同時にそのときの人口の大きさに関係する抵抗を受けると言う理論によって定式化された式です。人口が無制限年度にゼロで、時の経過とともに漸増し、中間で増加率が最も大きく、その後の増加率が減少し、無限年後に飽和に達するような曲線を持つとする方法です。

※ 上記予測式中の各記号は以下のとおりとなっています。

Y：計画年における値、Y<sub>0</sub>：基準年における値、t：計画年数（年）、t<sub>0</sub>：基準年数（年）、e：自然対数、K：飽和人口、A, a, b, c, d：実績値から求められる定数

#### ■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残しなどの食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。

## ■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルすることを義務づけた法律です。

## ■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。

## た行

### ■たい肥化

廃棄物の処理におけるたい肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）をたい肥化することを指します。

### ■タイマーロール（タイミーパックともいう）

スーパー等において商品の販売時に、レジで冷凍食品や惣菜、洗剤等を仕分けるための半透明のポリ袋のことです。

### ■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。生活雑排水は、未処理のまま放流します。平成13年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。

### ■地球温暖化

二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象です。

### ■中間処理

廃棄物を焼却処理したり、破碎・圧縮、選別したりすることをいいます。最終処分場や資源化を行う前の中間的な処理のことです。

### ■中水

上水と下水の中間的水質の水のことです。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われています。

### ■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことです。地域によっては、地域通貨を代用しているところもあります。

#### ■特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目を対象に家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務づけた法律です。

#### ■トレンド式

「将来人口・ごみ量等予測式（トレンド式）」の項参照。

### な行

#### ■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。回収した熱で発電したり、施設内の暖房・給湯などに利用したりすることができます。

#### ■農業・漁業集落排水処理施設

農業集落、漁業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設です。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設です。

### は行

#### ■バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことです。

#### ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の定義、廃棄物の排出抑制、適正処理等により、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律です。

#### ■灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設です。

### ま行

#### ■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながります。

### や行

#### ■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

一般廃棄物の原料及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定

めた法律です。

#### ■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものです。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるなどのメリットがあります。

#### ■4R

リフューズ（Refuse）：不要物は断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の頭文字をとったものです。

##### ① リフューズ（Refuse）

不要物を断ることです。例えば、スーパーでレジ袋や割り箸、過剰包装等を断ることをいいます。

##### ② リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することです。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることです。

##### ③ リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することです。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することです。

##### ④ リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することです。一般的には、紙、鉄くず、アルミくずなどについて精製などを行い、資源として再生利用することです。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

## ら行

#### ■連続式焼却炉

24時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことです。これに対し、1日16時間焼却処理を行う焼却炉を準連続式焼却炉、1日8時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉といいます。

9. 西原町一般廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過

西原町一般廃棄物減量等進審議会委員名簿

氏 名	団体名・役職名等	備 考
◎ 新垣 武	沖縄国際大学 教授	2号委員
○ 小島 樹彦	南部福祉保健所 生活環境班長	4号委員
諸見里 均	東部清掃施設組合 事務局長	4号委員
新島 悟	西原町校務研究会 会長	4号委員
濱門 稔	西原町商工会 副会長	3号委員
川満 ヤス子	西原町商工会 理事 女性部長	3号委員
平良 秀子	自治会長	1号委員
平良 正一	西原町シルバー人材センター 事務局長	1号委員
与那嶺 絹子	西原町食生活改善推進員協議会 会長	1号委員
諸見里 米子	町民（公募）	5号委員
國吉 治	町民（公募）	5号委員
崎原 菊江	町民（公募）	5号委員

◎は会長、○は副会長

西原町一般廃棄物減量等推進審議会 審議経過

審 議 会	開 催 日	審議内容等
第1回審議会	平成23年 10月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・町長あいさつ</li> <li>・委員の互選（会長・職務代理）</li> <li>・町長から会長へ諮問</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の策定について</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画（骨子案）の説明</li> <li>・その他（第2回の開催日時の調整など）</li> </ul>
第2回審議会	平成23年 11月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西原町一般廃棄物処理基本計画（案）について</li> <li>・第1回審議会における主な意見の概要</li> <li>・その他（第3回の開催日時の調整など）</li> </ul>
第3回審議会	平成24年 2月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西原町一般廃棄物処理基本計画（案）について</li> <li>・町長への答申</li> </ul>


---

---

## 西原町一般廃棄物処理基本計画

平成24年 3月

策定者  西原町 総務部 町民生活課  
〒903-0220 沖縄県西原町字嘉手苅112番地  
TEL (098) 945 - 5018

策定委託  株式会社沖縄チャンドラー  
〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号  
TEL (098) 862 - 5871代表

---

---



